# 【表紙】

 【提出書類】
 半期報告書

 【提出先】
 関東財務局長

【提出日】 平成16年12月27日

【中間会計期間】 第3期中(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

【会社名】株式会社みずほコーポレート銀行【英訳名】Mizuho Corporate Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 齋藤 宏

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

 【電話番号】
 東京(3214)1111(大代表)

 【事務連絡者氏名】
 主計部次長
 田中 良樹

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

 【電話番号】
 東京(3214)1111(大代表)

 【事務連絡者氏名】
 主計部次長
 田中 良樹

【縦覧に供する場所】 証券取引法の規定による備置場所はありません。

# 第一部【企業情報】

# 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

(1)最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

	<u> </u>	平成14年度中間 連結会計期間	平成15年度中間 連結会計期間	平成16年度中間 連結会計期間	平成14年度	平成15年度
		(自平成14年 4月1日 至平成14年 9月30日)	(自平成15年 4月1日 至平成15年 9月30日)	(自平成16年 4月1日 至平成16年 9月30日)	(自平成14年 4月1日 至平成15年 3月31日)	(自平成15年 4月1日 至平成16年 3月31日)
連結経常収益	百万円	846,305	880,616	702,762	1,569,239	1,585,413
連結経常利益 ( は連結経常 損失)	百万円	64,049	335,397	122,216	1,480,232	574,022
連結中間純利益	百万円	33,676	191,561	147,498	-	-
連結当期純利益 ( は連結当期 純損失)	百万円	-	-	-	1,639,601	317,327
連結純資産額	百万円	1,557,908	1,825,481	2,154,444	1,349,841	2,063,012
連結総資産額	百万円	65,016,083	67,875,596	70,836,589	68,868,592	69,291,176
1株当たり純資 産額	円	80.29	0.05	48.10	69.68	32.91
1 株当たり中間 純利益	円	5.95	28.04	21.59	-	-
1株当たり当期 純利益( は1 株当たり当期純 損失)	円	-	-	-	286.73	44.65
潜在株式調整後 1株当たり中間 純利益	円	4.63	22.19	17.65	-	-
潜在株式調整後 1株当たり当期 純利益	円	-	-	-	-	35.98
連結自己資本比 率(国際統一基 準)	%	9.74	12.16	13.48	10.42	13.02
営業活動による キャッシュ・フ ロー	百万円	1,008,702	1,026,603	3,341,487	818,510	1,293,616
投資活動による キャッシュ・フ ロー	百万円	1,973,158	838,782	2,369,557	1,957,312	1,877,165
財務活動による キャッシュ・フ ロー	百万円	353,719	547,358	33,311	418,330	494,576
現金及び現金同 等物の中間期末 残高	百万円	1,778,332	2,312,900	859,477	-	-
現金及び現金同 等物の期末残高	百万円	-	-	-	1,953,873	1,865,102
従業員数 [外、平均臨時 従業員数]	人	10,553 [1,215]	10,019 [1,095]	9,664 [1,074]	10,891 [1,205]	9,651 [1,095]

- (注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
  - 2.1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

なお、平成14年度は、連結当期純損失が計上されているため、「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」は 記載しておりません。

3.「連結自己資本比率」は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当行は国際統一基準を採用しております。

# (2)当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第1期中	第2期中	第3期中	第1期	第2期
決算年月		平成14年9月	平成15年 9 月	平成16年 9 月	平成15年3月	平成16年3月
経常収益	百万円	790,661	789,582	575,535	1,486,770	1,362,859
経常利益( は 経常損失)	百万円	44,880	359,032	137,583	1,492,635	541,580
中間純利益	百万円	34,584	232,734	60,969	1	-
当期純利益( は当期純損失)	百万円	-	-	-	1,633,441	340,188
資本金	百万円	710,000	1,070,965	1,070,965	1,070,965	1,070,965
		普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
		5,653,556	6,831,124	6,831,124	6,831,124	6,831,124
		第二回第四種優 先株式	第二回第四種優 先株式	第二回第四種優 先株式	第二回第四種優 先株式	第二回第四種優 先株式
		64,500	64,500	64,500	64,500	64,500
		第三回第三種優 先株式	第三回第三種優 先株式	第三回第三種優 先株式	第三回第三種優 先株式	第三回第三種優 先株式
		53,750	53,750	53,750	53,750	53,750
		★株式   ★株式     ★株式   ★株式	第四回第三種優 先株式	第四回第三種優 先株式		
		53,750	53,750	53,750	53,750	53,750
		第五回第五種優 先株式	第五回第五種優 先株式	第五回第五種優 先株式	第五回第五種優 先株式	第五回第五種優 先株式
		18,810	18,810	18,810	18,810	18,810
     発行済株式総数	千株	第六回第六種優 先株式	第六回第六種優 先株式	第六回第六種優 先株式	第六回第六種優 先株式	第六回第六種優 先株式
7013771712VW0XX	1 1218	57,000	57,000	57,000	57,000	57,000
		第七回第七種優 先株式	第七回第七種優 先株式	第七回第七種優 先株式	第七回第七種優 先株式	第七回第七種優 先株式
		57,000	57,000	57,000	57,000	57,000
		第八回第八種優 先株式	第八回第八種優 先株式	第八回第八種優 先株式	第八回第八種優 先株式	第八回第八種優 先株式
		85,500	85,500	85,500	85,500	85,500
		第九回第九種優 先株式	第九回第九種優 先株式	第九回第九種優 先株式	第九回第九種優 先株式	第九回第九種優 先株式
		121,800	121,800	121,800	121,800	121,800
		第十回第十種優 先株式	第十回第十種優 先株式	第十回第十種優   先株式 	第十回第十種優 先株式	第十回第十種優 先株式
		121,800	121,800	121,800	121,800	121,800
		-	第十一回第十三 種優先株式	第十一回第十三 種優先株式	第十一回第十三 種優先株式	第十一回第十三 種優先株式
			721,930	721,930	721,930	721,930
純資産額	百万円	1,784,398	1,890,717	2,132,087	1,404,499	2,132,150
総資産額	百万円	65,908,670	57,532,541	57,673,141	59,593,402	59,921,696
預金残高	百万円	15,625,087	15,161,857	16,080,010	14,723,194	16,569,649
債券残高	百万円	8,819,691	7,442,808	6,079,079	7,878,927	6,743,929
貸出金残高	百万円	32,160,833	24,198,251	24,397,057	27,632,516	23,703,886
有価証券残高	百万円	15,208,780	16,049,785	16,132,580	14,716,782	18,482,622

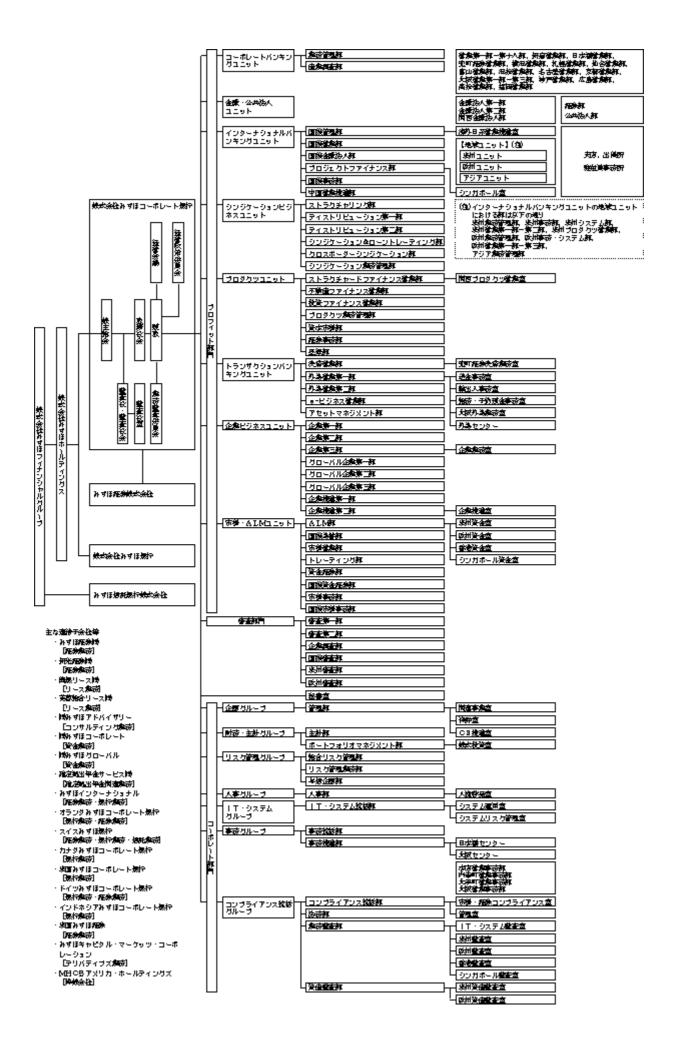
回次		第1期中	第2期中	第3期中	第1期	第2期
決算年月		平成14年9月	平成15年9月	平成16年9月	平成15年3月	平成16年3月
		普通株式 -	普通株式 -	普通株式 -	-	-
		第二回第四種優先株式 -	第二回第四種優 先株式 -	第二回第四種優先株式 -	-	-
		第三回第三種優 先株式 -	第三回第三種優 先株式 -	第三回第三種優 先株式 -	1	-
		第四回第三種優 先株式 -	第四回第三種優 先株式 -	第四回第三種優 先株式 -	-	-
		第五回第五種優 先株式 -	第五回第五種優 先株式 -	第五回第五種優 先株式 -	-	-
1株当たり中間 配当額	円	第六回第六種優 先株式 -	第六回第六種優 先株式 -	第六回第六種優 先株式 -	1	-
		第七回第七種優 先株式 -	第七回第七種優 先株式 -	第七回第七種優 先株式 -	1	-
		第八回第八種優 先株式 -	第八回第八種優 先株式 -	第八回第八種優 先株式 -	-	-
		第九回第九種優 先株式 -	第九回第九種優 先株式 -	第九回第九種優 先株式 -	-	-
	-	第十回第十種優 先株式 -	第十回第十種優 先株式 -	第十回第十種優 先株式 -	-	-
		-	第十一回第十三 種優先株式 -	第十一回第十三 種優先株式 -	-	-
		-	-	ı	普通株式 -	普通株式 -
		-	-	1	第二回第四種優 先株式 -	先株式 42.00
		-	-	1	第三回第三種優 第三回第三種優 先株式 - 先株式 11.00	
		-	-	-	先株式 -	第四種優 第二回第四種優先株式 42.00 第三種優 先株式 11.00 第三種優 先株式 8.00 第五種優 先株式 22.50 第五面第五種優
		-	-	-	先株式 -	先株式 22.50
1株当たり配当 額	円	-	-	-	先株式 -	先株式 8.20
		-	-	-	先株式 -	先株式 14.00
		-	-	-	先株式 -	先株式 47.60
		-	-	-	先株式 -	先株式 17.50
		-	-	-	中成15年3月 平成16年3月	
W/4		-	-	-		第十一回第十三     種優先株式 -
単体自己資本比 率(国際統一基 準)	%	10.04	12.69	13.67	9.99	14.25
従業員数 [外、平均臨時 従業員数]	人	8,369 [1,151]	7,387 [1,033]	6,856 [977]		

<sup>(</sup>注) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

# 2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行および当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

なお、当行の平成16年9月30日現在の組織を事業系統図によって示すと以下のとおりであります。



(注) 1. 平成16年10月4日付で以下の組織変更を実施いたしました。

ディストリビューション第一部と第二部を統合し、「ディストリビューション部」といたしました。 シンジケーション&ローントレーディング部のローントレーディング機能を分離し、「ローントレーディン グ部」を設置いたしました。これに伴い、シンジケーション&ローントレーディング部の名称を「シンジケーション部」に変更いたしました。

- 2. 平成16年10月22日付でコンプライアンス統括部内に「情報管理室」を設置いたしました。
- 3. 平成16年11月8日付で業務監査部および資産監査部をコンプライアンス統括グループから分離の上、業務監査委員会傘下の独立部門(内部監査部門)として改編いたしました。

当行及び当行の主な連結子会社等を事業セグメント別に区分いたしますと、下記のとおりとなります。

銀行業:(株)みずほコーポレート銀行、(株)みずほコーポレート、(株)みずほグローバル、オランダみずほコーポレート銀行、カナダみずほコーポレート銀行、米国みずほコーポレート銀行、ドイツみずほコーポレート銀行、インドネシアみずほコーポレート銀行、みずほキャピタル・マーケッツ・コーポレーション、MHCBアメリカ・ホールディングス

証券業: みずほ証券(株)、新光証券(株)、みずほインターナショナル、スイスみずほ銀行、米国みずほ証券 その他: 興銀リース(株)、芙蓉総合リース(株)、(株)みずほアドバイザリー、確定拠出年金サービス(株)

## 3【関係会社の状況】

- (1) 当中間連結会計期間において、当行の関連会社から子会社に変更となった会社はありません。
- (2) 当中間連結会計期間において、当行の子会社から関連会社に変更となった会社はありません。
- (3) 当中間連結会計期間において、当行の関係会社に該当しないこととなった会社は次のとおりであります。

IBJ LEASING (UK) LTD

IBJ LEASING America Corp

ユニバーサルリース(株)

興銀ファイナンス(株)

興銀リース(株)

日産リース(株)

Butler, Chapman & Co. LLC

(4) 当中間連結会計期間において、新たに当行の関係会社となった会社は次のとおりであります。

#### (連結子会社)

## 銀行業

		資本金		議決権の			当行との関係内	容	
名称	住所	文は ソは 出資金	主要な事業の   内容	:安仏争耒の   <sub>66右割へ</sub>   2		資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務 提携
MCM Investment Advisory, L.L.C.	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	1 千米ドル	投資法人資産 運用業務	100.0 (100.0) [ - ]	1	-	預金取引関係	-	-

### 証券業

		資本金		議決権の			当行との関係内	容	業務提携
名称	住所	マは 又は 出資金	主要な事業の 内容	所有割合 (%)	役員の 兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
Marine Projects	英国	1	プロジェクト	100.0					
International	ミドルスブロー	   千英ポンド	マネジメント	(100.0)	-	-	-	-	-
Limited	市	一人来がフト	業務	[-]					

## (持分法適用関連会社)

## その他事業

		資本金		議決権の			当行との関係内	容	
名称	住所	日本本   又は   出資金	主要な事業の   内容	議 大権の 所有割合 (%)	役員の 兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
ポラリス・プリンシ		200		50.0					
パル・ファイナンス	東京都千代田区	百万円	金融業務	(50.0)	-	-	預金取引関係	-	-
株式会社		日かり		[-]					
マックス・インベス		80	コンサルティ	25.0					
トメント・アドバイ	東京都中央区	百万円	ング業務	(25.0)	-	-	-	-	-
ザリー株式会社		ロハロ	ノノ未物	[ - ]					

- (注) 1.上記関係会社のうち、特定子会社に該当する会社はありません。
  - 2 . 上記関係会社のうち、有価証券報告書(又は有価証券届出書)を提出している会社はありません。
  - 3.上記関係会社のうち、中間連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況にある会社はありませh。
  - 4.「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内は「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。

## 4【従業員の状況】

(1)連結会社における従業員数

## 平成16年9月30日現在

	銀行業	証券業	その他	合計
従業員数	7,267	2,282	115	9,664人
1000年月数	[834]	[238]	[2]	[1,074人]

- (注)1.従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員1,082人を含んでおりません。
  - 2.嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

## (2)当行の従業員数

平成16年9月30日現在

従業員数	
6,856人	
[977人]	

- (注) 1.従業員数は、海外の現地採用者を含み、執行役員33人、嘱託及び臨時従業員985人を含んでおりません。
  - 2.嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
  - 3. 当行の従業員組合は、みずほフィナンシャルグループ従業員組合と称し、当行に在籍する組合員数は3,046人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

## 1【業績等の概要】

#### 業績

### (1) 金融経済環境

当中間連結会計期間の経済情勢を顧みますと、世界経済につきましては、原油価格上昇による米国経済の減速、引き締め政策による中国経済の減速などが懸念されましたが、総じて堅調に推移しました。日本経済につきましては、輸出の伸びの鈍化などはありましたが、企業業績や雇用情勢の改善などを背景に、回復基調を維持しました。

また、国内の金融資本市場におきましては、株価は原油価格上昇やそれに伴う景気減速懸念などを受けてやや軟調に推移しました。長期金利につきましては、当中間連結会計期間前半は上昇しましたが、景気減速懸念などを受けて後半は期初の水準に低下しました。こうした中、日本銀行は引き続き金融緩和政策を維持しております

金融界においては、不良債権処理等の財務上の課題への対応がほぼ完了し、さらなる業界再編や提携の動きが加速しつつあります。また、銀行への証券仲介業の解禁などの規制緩和も進んでおります。金融機関においては、こうした環境変化も踏まえ、競争上の優位性を確保し、収益力の一層の強化を図ることが重要な課題となっております。

### (2) 当中間連結会計期間(平成16年4月1日~平成16年9月30日)の概況

#### (ア)連結の範囲

当中間連結会計期間の連結の範囲は、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載しておりますとおり、連結子会社は49社、持分法適用関連会社は19社であります。

#### (イ)業績の概要

当中間連結会計期間の業績は以下のとおりであります。

当中間連結会計期間(平成16年4月1日~平成16年9月30日)の連結損益状況

当グループは、平成14年度にグループ経営体制の刷新、抜本的な財務処理や1兆円を超える増資など、 矢継ぎ早に経営改革を進め、前連結会計年度には財務の健全性向上に取り組むことにより、安定的な収益 基盤の確立を実現いたしました。当中間連結会計期間に入り、当グループは経営戦略をフェーズ転換さ せ、今後のトップライン収益拡大に向け、顧客セグメント・事業特性に応じたグループ各社の戦略展開の 具体化・加速化や相互の連携の強化などにスピーディかつ着実に取り組んでおります。

また、財務の健全性向上につきましても、「みずほの企業再生プロジェクト」の進展などにより、不良 債権残高半減目標を半年前倒しで達成するなど着実な成果を上げております。

この結果、連結経常収益は前年同期比1,778億円減少し7,027億円、連結経常費用は同353億円増加し5,805億円となり、連結経常利益は同2,131億円減少し1,222億円、連結中間純利益は同440億円減少し1,474億円となりました。

収支面では、資金運用収支は前年同期比183億円減少し2,018億円(国内1,591億円、海外604億円、但し相殺消去額控除前)、役務取引等収支は同83億円増加し623億円(国内534億円、海外96億円、但し相殺消去額控除前)、特定取引収支は同301億円減少し609億円(国内345億円、海外263億円)、その他業務収支は同447億円減少し278億円(国内259億円、海外19億円)となりました。

当中間連結会計期間末(平成16年9月30日現在)連結貸借対照表

#### [ 資産の部 ]

貸出金は前連結会計年度末比4,233億円増加し26兆501億円、有価証券は同2兆2,926億円減少し14兆4,616億円、特定取引資産は同2兆9,156億円増加し10兆4,201億円となりました。

この結果、資産の部合計は、前連結会計年度末比1兆5,454億円増加し70兆8,365億円となりました。 「負債の部]

預金は前連結会計年度末比795億円減少し16兆1,426億円、譲渡性預金は同5,836億円減少し5兆47億円、債券は同6,637億円減少し6兆790億円となりました。また、コールマネー及び売渡手形は前連結会計年度末比9,854億円減少し8兆9,787億円、特定取引負債は同1兆7,393億円増加し7兆3,605億円となりました。

この結果、負債の部合計は、前連結会計年度末比1兆3,792億円増加し67兆3,195億円となりました。 [資本の部]

資本の部合計は前連結会計年度末比914億円増加し2兆1,544億円、1株当たり純資産額は48円10銭となりました。

#### (3) 自己資本比率

国際統一基準による連結自己資本比率は前年同期比1.32ポイント増加し13.48%、また単体自己資本比率は同0.98ポイント増加し13.67%となっております。

## (4) セグメントの状況

事業の種類別セグメントにつきましては、銀行業、証券業、その他事業に区分して記載しております。 連結経常利益は、1,222億円でその大宗が銀行業におけるものです。

所在地別セグメントにつきましては、日本、米州、アジア・オセアニア、欧州に区分して記載しております。連結経常利益は、その大宗が日本における利益です。また、海外経常収益は、連結経常収益7,027億円に対して28.7%(前年同期比1.9ポイント増)となっております。

### キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間のキャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、預金、譲渡性預金等の貸借対照表項目の増減によるキャッシュ・フローがマイナスとなったことなどから 3兆3,414億円 (前年同期は 1兆266億円)、投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券等の取得、売却、償還に係る収支等により2兆3,695億円(同8,387億円)、財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付社債の発行による収入や劣後特約付社債の償還による支出から 333億円(同5,473億円)となりました。

この結果、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は前年同期比1兆4,534億円減少し8,594億円となっております。

#### . 事業別収支

事業別の資金運用収支は、銀行業で前年同期比228億円減少し2,005億円、相殺消去額控除後合計で同183億円減少し2,018億円となりました。役務取引等収支は、銀行業で前年同期比17億円増加し374億円、証券業で同46億円増加し222億円、その他事業で同2億円増加し16億円、相殺消去額控除後合計で同83億円増加し623億円となりました。特定取引収支は、銀行業で前年同期比305億円減少し98億円、証券業で同4億円増加し510億円、合計で301億円減少し609億円となりました。その他業務収支は、銀行業で前年同期比436億円減少し282億円、相殺消去額控除後合計で同447億円減少し278億円となりました。

種類	期別	銀行業	証券業	その他事業	相殺消去額( )	合計
(生 <i>共</i>	知が	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	223,449	3,194	78	15	220,193
貝並建州以又	当中間連結会計期間	200,589	1,836	79	670	201,836
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	384,985	49,845	25	15,641	419,214
りり員並連用収益	当中間連結会計期間	343,306	54,593	79	14,128	383,852
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	161,535	53,039	103	15,656	199,021
りり貝並嗣廷真用	当中間連結会計期間	142,716	52,757	-	13,457	182,016
<b></b>	前中間連結会計期間	35,718	17,549	1,360	681	53,946
1文份权引等收文	当中間連結会計期間	37,470	22,201	1,647	984	62,303
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	55,819	26,318	1,680	1,543	82,274
りり技術取引等収益	当中間連結会計期間	57,017	29,000	1,792	1,232	86,577
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	20,100	8,769	320	862	28,327
プラ技術級が受員用	当中間連結会計期間	19,547	6,798	144	2,216	24,274
特定取引収支	前中間連結会計期間	40,423	50,638	-	-	91,061
行是纵引权文	当中間連結会計期間	9,843	51,066	-	-	60,910
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	40,423	50,638	-	-	91,061
プラ特定扱列収益	当中間連結会計期間	9,843	51,066	-	-	60,910
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	-	-	-	-	-
プラ付定収 可負用	当中間連結会計期間	-	-	-	-	-
その他業務収支	前中間連結会計期間	71,941	315	78	277	72,612
との世末が収入	当中間連結会計期間	28,260	397	0	11	27,873
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	132,644	376	87	-	133,108
プラミの心未効以血	当中間連結会計期間	60,686	113	-	488	60,312
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	60,703	60	9	277	60,495
<b>プラモの世未物具用</b>	当中間連結会計期間	32,426	511	0	499	32,438

(注)1.事業区分は、連結会社の主たる事業の内容により区分しております。主な事業の内容は以下のとおりです。 銀行業………銀行業、信託業

その他事業…リース業等

- 2.「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。
- 3. 資金調達費用は金銭の信託運用見合額を控除しております。

### . (1)国内・海外別収支

国内につきましては、資金運用収益は前年同期比546億円減少し2,713億円、資金調達費用は同6億円増加し1,121億円となり、その結果、資金運用収支は同553億円減少し1,591億円となりました。また、役務取引等収支は前年同期比27億円増加し534億円、特定取引収支は同230億円減少し345億円、その他業務収支は同379億円減少し259億円となりました。

海外につきましては、資金運用収支は前年同期比46億円減少し604億円、特定取引収支は同70億円減少し263億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
<b>↑里犬</b> 貝	נית מא	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	214,471	65,106	59,385	220,193
貝並建用収文	当中間連結会計期間	159,165	60,456	17,786	201,836
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	325,930	188,433	95,149	419,214
プラ真並建用収益	当中間連結会計期間	271,323	171,476	58,947	383,852
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	111,459	123,326	35,764	199,021
プラ貝並納注負用	当中間連結会計期間	112,158	111,019	41,161	182,016
<b>役務取引等収支</b>	前中間連結会計期間	50,649	3,326	29	53,946
技術報刊等報文 	当中間連結会計期間	53,421	9,655	773	62,303
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	69,481	26,154	13,361	82,274
プラ技術教列等収益	当中間連結会計期間	71,788	29,069	14,281	86,577
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	18,832	22,827	13,332	28,327
プラ技術 収引 守負用	当中間連結会計期間	18,367	19,413	13,507	24,274
特定取引収支	前中間連結会計期間	57,604	33,457	-	91,061
· 特定级引权文	当中間連結会計期間	34,541	26,368	-	60,910
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	58,238	50,842	18,019	91,061
プラ特定級引収益	当中間連結会計期間	34,541	26,368	-	60,910
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	634	17,384	18,019	-
プラ行足扱可負用	当中間連結会計期間	-	-	-	-
その他業務収支	前中間連結会計期間	63,825	8,786	-	72,612
での世来が収文	当中間連結会計期間	25,923	1,950	-	27,873
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	114,982	18,126	-	133,108
プラでの心未物収益	当中間連結会計期間	49,983	10,328	-	60,312
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	51,156	9,339	-	60,495
ノラでの心表筋真用	当中間連結会計期間	24,060	8,378	-	32,438

- (注)1.「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という)であります。
  - 2.「海外」とは、当行の海外店及び海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という)であります。
  - 3.「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。
  - 4. 資金調達費用は金銭の信託運用見合額を控除しております。

#### (2)国内・海外別資金運用/調達の状況

国内の資金運用勘定の平均残高は、前年同期比9,842億円増加し44兆4,354億円となり、その主な内訳は、貸出金で同1兆4,102億円減少し21兆8,022億円、有価証券で同9,270億円増加し14兆4,261億円となりましたが、海外の資金運用勘定の平均残高は、同6,163億円増加し13兆752億円となりました。また、利回りは国内で1.22%、海外で2.62%となりました。一方、国内の資金調達勘定の平均残高は、前年同期比4,170億円減少し44兆4,967億円となり、その主な内訳は、預金で同8,499億円増加し12兆9,549億円となりましたが、海外の資金調達勘定の平均残高は同6,758億円増加し12兆2,971億円となりました。また、利回りは国内で0.50%、海外で1.80%となりました。国内・海外合算ベースから相殺消去額を控除いたしますと、資金運用勘定の平均残高は54兆944億円、利息は

3,838億円、利回りは1.41%となりました。一方、資金調達勘定の平均残高は54兆192億円、利息は1,820億円、利

国内

回りは0.67%となりました。

15.WT	#F 57	平均残高	利息	利回り
種類	期別	金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
次人宝田协会	前中間連結会計期間	43,451,145	325,930	1.50
資金運用勘定	当中間連結会計期間	44,435,432	271,323	1.22
こと代山ム	前中間連結会計期間	23,212,528	156,223	1.34
うち貸出金	当中間連結会計期間	21,802,249	133,727	1.22
うち有価証券	前中間連結会計期間	13,499,047	151,505	2.24
	当中間連結会計期間	14,426,126	97,162	1.34
うちコールローン	前中間連結会計期間	500,537	446	0.17
及び買入手形	当中間連結会計期間	362,052	378	0.20
	前中間連結会計期間	144,854	2	0.00
フラ貝現元樹足	当中間連結会計期間	156,614	29	0.03
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	4,680,970	573	0.02
フラ順分員旧収引又仏体証立	当中間連結会計期間	5,430,460	1,517	0.05
こと 延ける	前中間連結会計期間	933,022	6,567	1.40
うち預け金	当中間連結会計期間	1,174,522	8,018	1.36
資金調達勘定	前中間連結会計期間	44,913,869	111,459	0.49
貝立酮注创化	当中間連結会計期間	44,496,791	112,158	0.50
うち預金	前中間連結会計期間	12,105,005	19,172	0.31
りり損益	当中間連結会計期間	12,954,918	22,224	0.34
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	4,300,119	891	0.04
りの 議心を注意	当中間連結会計期間	5,324,508	638	0.02
 うち債券	前中間連結会計期間	7,721,526	45,423	1.17
プロ良分	当中間連結会計期間	6,416,760	33,604	1.04
うちコールマネー	前中間連結会計期間	12,693,401	3,065	0.04
及び売渡手形	当中間連結会計期間	9,028,115	1,710	0.03
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	1,010,060	38	0.00
ノンルボル町た	当中間連結会計期間	1,917,319	8,982	0.93
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	3,803,910	598	0.03
ノン原分貝旧収기文八担休立	当中間連結会計期間	5,058,985	1,450	0.05
うちコマーシャル・ペーパー	前中間連結会計期間	420,523	142	0.06
フラコメーシャル・ベーバー	当中間連結会計期間	386,472	98	0.05
	前中間連結会計期間	1,796,386	30,846	3.43
うち借用金	当中間連結会計期間	2,624,292	40,726	3.10

- (注)1.平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の国内連結子会社について は、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
  - 2.「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。
  - 3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除して表示しております。

海外

<b>1</b> ∓¥5	期別	平均残高	利息	利回り
種類	知が	金額(百万円)	金額 (百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	12,458,883	188,433	3.02
貝並建用砌足	当中間連結会計期間	13,075,235	171,476	2.62
うち貸出金	前中間連結会計期間	6,124,071	103,080	3.36
プロ製山並	当中間連結会計期間	4,988,904	82,426	3.30
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,074,957	21,384	3.97
プラ 日 岡 配 ガ	当中間連結会計期間	1,188,247	21,090	3.54
うちコールローン	前中間連結会計期間	345,603	2,498	1.44
及び買入手形	当中間連結会計期間	188,020	1,926	2.04
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	3,704,189	38,366	2.07
プラ曼境ル副定	当中間連結会計期間	5,781,007	56,042	1.93
     うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	-	-	-
<b>ノ</b> 5関分員旧収 11 又 仏 休祉 並	当中間連結会計期間	-	-	-
うち預け金	前中間連結会計期間	884,639	8,749	1.97
	当中間連結会計期間	585,030	5,559	1.90
資金調達勘定	前中間連結会計期間	11,621,274	123,326	2.12
吴 亚 响 庄 约 人	当中間連結会計期間	12,297,165	111,019	1.80
うち預金	前中間連結会計期間	3,251,138	22,342	1.37
J 318.00	当中間連結会計期間	3,091,876	21,018	1.35
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	131,136	1,287	1.96
クラ版版工芸型	当中間連結会計期間	156,437	1,593	2.03
うち債券	前中間連結会計期間	6,379	45	1.41
<b>フリ</b> 膜ガ	当中間連結会計期間	2,636	13	1.00
うちコールマネー	前中間連結会計期間	65,314	680	2.08
及び売渡手形	当中間連結会計期間	60,472	801	2.65
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	7,174,730	65,254	1.81
J 576-7676257C	当中間連結会計期間	7,458,149	61,932	1.66
   うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	-	-	-
ノンはカスロかコメハニ州立	当中間連結会計期間	-	-	-
うちコマーシャル・ペーパー	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち借用金	前中間連結会計期間	173,495	3,797	4.37
つち借用金	当中間連結会計期間	100,608	1,753	3.48

- (注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、海外連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
  - 2.「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。
  - 3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除して表示しております。

合計

		平均残高(百万円)			利息(百万円)			
種類	期別	小計	相殺消去額	合計	小計	相殺消去額	合計	利回り (%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	55,910,029	1,915,347	53,994,682	514,364	95,149	419,214	1.55
貝並建用刨足	当中間連結会計期間	57,510,668	3,416,214	54,094,454	442,800	58,947	383,852	1.41
うち貸出金	前中間連結会計期間	29,336,600	810,665	28,525,934	259,303	17,809	241,493	1.69
	当中間連結会計期間	26,791,154	860,054	25,931,100	216,154	17,296	198,858	1.53
うた有価証券	前中間連結会計期間	14,574,004	777,019	13,796,984	172,890	64,145	108,744	1.57
うち有価証券   	当中間連結会計期間	15,614,373	781,923	14,832,450	118,252	22,890	95,362	1.28
うちコールローン	前中間連結会計期間	846,141	-	846,141	2,945	-	2,945	0.69
及び買入手形	当中間連結会計期間	550,073	924	549,148	2,305	12	2,292	0.83
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	3,849,044	5,993	3,843,050	38,369	-	38,369	1.99
プラ貝	当中間連結会計期間	5,937,622	1,105,013	4,832,608	56,072	9,190	46,882	1.94
うち債券貸借取引支払	前中間連結会計期間	4,680,970	6,226	4,674,743	573	15	557	0.02
保証金	当中間連結会計期間	5,430,460	1,485	5,428,975	1,517	0	1,517	0.05
うち預け金	前中間連結会計期間	1,817,662	178,041	1,639,621	15,317	413	14,903	1.81
プログラ	当中間連結会計期間	1,759,552	126,315	1,633,237	13,578	1,143	12,435	1.52
資金調達勘定	前中間連結会計期間	56,535,144	1,280,515	55,254,629	234,785	35,764	199,021	0.72
真亚刚连副定	当中間連結会計期間	56,793,956	2,774,735	54,019,221	223,177	41,161	182,016	0.67
うち預金	前中間連結会計期間	15,356,143	185,963	15,170,179	41,515	941	40,574	0.53
プロ技並	当中間連結会計期間	16,046,795	132,021	15,914,773	43,242	1,012	42,229	0.53
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	4,431,255	-	4,431,255	2,178	-	2,178	0.09
プラ酸版 圧頂並	当中間連結会計期間	5,480,945	-	5,480,945	2,232	-	2,232	0.08
うち債券	前中間連結会計期間	7,727,905	1,157	7,726,748	45,468	-	45,468	1.17
プロ技力	当中間連結会計期間	6,419,397	528	6,418,869	33,617	-	33,617	1.04
うちコールマネー	前中間連結会計期間	12,758,716	2,763	12,755,953	3,745	9	3,735	0.05
及び売渡手形	当中間連結会計期間	9,088,588	1,995	9,086,593	2,512	4	2,508	0.05
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	8,184,790	5,868	8,178,921	65,292	0	65,292	1.59
プラル状ル例定	当中間連結会計期間	9,375,469	681,446	8,694,022	70,914	9,185	61,728	1.42
うち債券貸借取引受入	前中間連結会計期間	3,803,910	6,381	3,797,528	598	18	580	0.03
担保金	当中間連結会計期間	5,058,985	422,768	4,636,216	1,450	6	1,444	0.06
うちコマーシャル・ペ	前中間連結会計期間	420,523	-	420,523	142	-	142	0.06
-/(-	当中間連結会計期間	386,472	-	386,472	98		98	0.05
うち借用金	前中間連結会計期間	1,969,881	942,333	1,027,548	34,644	22,939	11,704	2.27
ノの旧州並	当中間連結会計期間	2,724,901	990,084	1,734,816	42,479	22,668	19,811	2.28

<sup>(</sup>注) 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

### (3)国内・海外別役務取引の状況

国内の役務取引等収益は、前年同期比23億円増加し717億円となり、その主な内訳は、証券関連業務で同31億円増加し236億円、預金・債券・貸出業務で同26億円増加し222億円となりました。また、役務取引等費用は、前年同期比4億円減少し183億円となりました。

海外の役務取引等収益は、前年同期比29億円増加し290億円となり、その主な内訳は、預金・債券・貸出業務で同34億円増加し150億円となりました。また、役務取引等費用は前年同期比34億円減少し194億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
	知が	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	69,481	26,154	13,361	82,274
1文分权 1 守	当中間連結会計期間	71,788	29,069	14,281	86,577
うち預金・債券・貸出業務	前中間連結会計期間	19,595	11,638	14	31,218
プラガ金・順分・貝山未然	当中間連結会計期間	22,246	15,064	493	36,817
うち為替業務	前中間連結会計期間	10,064	2,344	0	12,408
フラ州首耒州	当中間連結会計期間	10,041	1,930	3	11,969
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	20,494	6,667	4,142	23,019
フら証分別理業務	当中間連結会計期間	23,629	6,642	4,983	25,288
~ <del>                                     </del>	前中間連結会計期間	1,634	-	96	1,538
うち代理業務	当中間連結会計期間	1,978	-	-	1,978
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	25	13	0	38
プラ体護質リ・貝並単素筋	当中間連結会計期間	28	0	0	28
うち保証業務	前中間連結会計期間	2,784	2,719	263	5,240
プラ体証表別	当中間連結会計期間	3,217	2,325	262	5,280
役務取引等費用	前中間連結会計期間	18,832	22,827	13,332	28,327
	当中間連結会計期間	18,367	19,413	13,507	24,274
うち為替業務	前中間連結会計期間	2,583	77	2	2,658
ノロ付首表例	当中間連結会計期間	2,811	59	1	2,868

- (注)1.「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。
  - 2.「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。
  - 3.「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

### (4) 国内・海外別特定取引の状況

特定取引収益・費用の内訳

国内の特定取引収益は、前年同期比236億円減少し345億円となり、その主な内訳は、商品有価証券収益で同28 億円増加し300億円、特定金融派生商品収益で同272億円減少し32億円となりました。

海外の特定取引収益は、前年同期比244億円減少し263億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額( )	合計
	郑加	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	58,238	50,842	18,019	91,061
行足权可以血	当中間連結会計期間	34,541	26,368	-	60,910
うち商品有価証券収益	前中間連結会計期間	27,176	48,292	-	75,469
プラ阿田有岡証が収益	当中間連結会計期間	30,046	7,116	-	37,163
うち特定取引有価証券収益	前中間連結会計期間	-	2,548	634	1,913
プラ行足取引有側証分収皿	当中間連結会計期間	725	321	-	1,046
うち特定金融派生商品収益	前中間連結会計期間	30,498	-	17,384	13,113
プラ行た 並照派 主向 印収 皿	当中間連結会計期間	3,258	18,930	-	22,189
うちその他の特定取引収益	前中間連結会計期間	563	1	-	564
プラでの他の存定取引収益	当中間連結会計期間	511	0	-	511
特定取引費用	前中間連結会計期間	634	17,384	18,019	-
· 付定以可复用	当中間連結会計期間	-	-	-	-
うち商品有価証券費用	前中間連結会計期間	ı	-	ı	-
プラ阿印日岡皿が長爪	当中間連結会計期間	-	-	-	-
うち特定取引有価証券費用	前中間連結会計期間	634	-	634	-
プラ行足収引有調証が負用	当中間連結会計期間	-	-	-	-
うち特定金融派生商品費用	前中間連結会計期間	-	17,384	17,384	-
ノウ付化 立	当中間連結会計期間	-	-	-	-
うちその他の特定取引費用	前中間連結会計期間	-	-	-	-
プラでの他の付定収引員用	当中間連結会計期間	-	-	-	-

- (注)1.「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。
  - 2.「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。
  - 3.「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

### 特定取引資産・負債の内訳(末残)

国内につきましては、特定取引資産は前年同期比 2 兆1,253億円増加し 8 兆5,577億円となり、その主な内訳は、商品有価証券で同 2 兆1,594億円増加し 5 兆7,074億円、特定金融派生商品で同4,683億円減少し 1 兆5,515億円、その他の特定取引資産で同935億円増加し9,328億円となりました。また、特定取引負債は、前年同期比 1 兆2,090億円増加し 5 兆9,174億円となり、その主な内訳は、売付商品債券で同 1 兆3,221億円増加し 4 兆 1,132億円、特定金融派生商品で同4,400億円減少し 1 兆4,602億円となりました。

海外につきましては、特定取引資産は前年同期比8,451億円減少し2兆7,489億円、特定取引負債は同5,139億円減少し2兆3,295億円となりました。

種類	期別				合計
<b>作里</b> <del>火</del> 块	ניונות	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
   特定取引資産	前中間連結会計期間	6,432,393	3,594,029	1,451,949	8,574,472
付足取引員座 —	当中間連結会計期間	8,557,719	2,748,925	886,452	10,420,192
シナ帝 早 右 価 缸 巻	前中間連結会計期間	3,548,024	1,633,480	-	5,181,505
うち商品有価証券 — 	当中間連結会計期間	5,707,497	1,280,918	-	6,988,415
うち商品有価証券派生商品 ――	前中間連結会計期間	25,078	907	-	25,986
フラ間の有側証分派主間の ―	当中間連結会計期間	34,367	2,538	-	36,906
うち特定取引有価証券 ―	前中間連結会計期間	-	179,720	-	179,720
フラ村定取引有調証分 ―	当中間連結会計期間	330,846	318,791	-	649,638
うち特定取引有価証券派生	前中間連結会計期間	131	1,073	991	213
商品	当中間連結会計期間	589	1,522	-	2,111
シナ株字を配派 <u>化</u> 奈口	前中間連結会計期間	2,019,873	1,778,846	1,450,958	2,347,761
うち特定金融派生商品 ――	当中間連結会計期間	1,551,534	1,145,154	886,452	1,810,236
うちその他の特定取引資産 ―	前中間連結会計期間	839,285	-	-	839,285
プラでの他の行足取り負圧 ―	当中間連結会計期間	932,883	-	-	932,883
特定取引負債 ——	前中間連結会計期間	4,708,427	2,843,487	1,451,949	6,099,965
付	当中間連結会計期間	5,917,432	2,329,580	886,452	7,360,561
うち売付商品債券	前中間連結会計期間	2,791,063	849,197	-	3,640,261
プラルド 阿田良分 ――	当中間連結会計期間	4,113,232	806,352	-	4,919,584
うち商品有価証券派生商品 ――	前中間連結会計期間	15,505	5	-	15,511
プラ阿加有側証分派主向品 ―	当中間連結会計期間	28,410	101	-	28,511
うち特定取引売付債券 ――	前中間連結会計期間	-	210,960	-	210,960
プラ付定収引が10億分 ―	当中間連結会計期間	315,184	385,271	-	700,456
うち特定取引有価証券派生	前中間連結会計期間	1,642	20	991	670
商品	当中間連結会計期間	401	301	-	702
うち特定金融派生商品 ――	前中間連結会計期間	1,900,215	1,783,304	1,450,958	2,232,561
ノ9付ル並煕/  (土间印	当中間連結会計期間	1,460,204	1,137,554	886,452	1,711,305
シナスの <b>仏</b> の柱堂取引名庫	前中間連結会計期間	-	-	-	-
うちその他の特定取引負債 — 	当中間連結会計期間	-	-	-	-

- (注)1.「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。
  - 2.「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。
  - 3.「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

# (5)国内・海外別預金残高の状況 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額( )	合計
	נית מאָ	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	12,533,057	2,741,234	199,320	15,074,972
	当中間連結会計期間	12,852,985	3,392,810	103,177	16,142,618
うち流動性預金	前中間連結会計期間	5,348,202	492,888	2,473	5,838,617
プラ加到住頂並	当中間連結会計期間	5,917,377	562,807	1,236	6,478,949
> + c) #0.44.75.4	前中間連結会計期間	3,418,743	2,087,550	174,297	5,331,996
うち定期性預金	当中間連結会計期間	3,372,856	2,658,218	96,511	5,934,564
うちその他	前中間連結会計期間	3,766,112	160,795	22,549	3,904,358
- フらその他 	当中間連結会計期間	3,562,750	171,784	5,430	3,729,105
譲渡性預金	前中間連結会計期間	4,698,510	122,852	-	4,821,362
	当中間連結会計期間	4,838,900	165,870	-	5,004,770
W. <b>△</b> ÷1	前中間連結会計期間	17,231,567	2,864,086	199,320	19,896,334
総合計	当中間連結会計期間	17,691,885	3,558,681	103,177	21,147,389

- (注)1.「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。
  - 2.「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。
  - 3.「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。
  - 4.預金の区分は次のとおりであります。

流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金 定期性預金とは、定期預金であります。

# (6)国内・海外別債券残高の状況 債券の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
<b>作里大</b> 技	<u> </u>	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
利付みずほコーポレート	前中間連結会計期間	7,411,420	-	-	7,411,420
銀行債券	当中間連結会計期間	6,071,520	-	-	6,071,520
外貨建債券	前中間連結会計期間	27,456	3,932	1,112	30,275
	当中間連結会計期間	6,555	1,004	-	7,559
<b>△</b> ±1	前中間連結会計期間	7,438,876	3,932	1,112	7,441,695
合計	当中間連結会計期間	6,078,075	1,004	-	6,079,079

- (注)1.「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。
  - 2.「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。
  - 3.「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

# (7) 国内・海外別貸出金残高の状況 業種別貸出状況 (残高・構成比)

	平成15年 9 月30日		平成16年 9 月30日	
業種別	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	22,004,777	100.00	21,734,472	100.00
製造業	4,383,684	19.92	3,931,299	18.09
農業	2,909	0.01	2,209	0.01
林業	-	-	-	-
漁業	6,628	0.03	2,530	0.01
鉱業	109,430	0.50	100,916	0.46
建設業	708,335	3.22	611,905	2.81
電気・ガス・熱供給・水道業	794,512	3.61	912,548	4.20
情報通信業	470,896	2.14	445,196	2.05
運輸業	2,021,474	9.19	1,833,741	8.44
卸売・小売業	2,373,255	10.79	2,041,433	9.39
金融・保険業	4,394,545	19.97	4,892,715	22.51
不動産業	2,375,373	10.79	2,012,306	9.26
各種サービス業	3,003,045	13.65	3,018,842	13.89
地方公共団体	15,200	0.07	22,925	0.11
その他	1,345,484	6.11	1,905,902	8.77
海外及び特別国際金融取引勘定分	4,693,698	100.00	4,315,636	100.00
政府等	153,654	3.27	170,159	3.94
金融機関	440,379	9.38	405,136	9.39
その他	4,099,664	87.35	3,740,340	86.67
合計	26,698,475	-	26,050,108	-

<sup>(</sup>注)1.「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

<sup>2.「</sup>海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

## 外国政府等向け債権残高(国別)

期別	国別	外国政府等向け債権残高(百万円)
	インドネシア	52,066
	ロシア	1,894
平成15年 9 月30日	その他(4ヶ国)	1,946
	合計	55,907
	(資産の総額に対する割合:%)	(0.08)
	インドネシア	38,330
	アルゼンチン	178
平成16年 9 月30日	その他(3ヶ国)	333
	合計	38,842
	(資産の総額に対する割合:%)	(0.05)

<sup>(</sup>注) 「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げております。



# (8) 国内・海外別有価証券の状況 有価証券残高 (末残)

種類	期別	国内	海外	合計
	נית מ <del>ג</del>	金額 (百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	5,521,662	-	5,521,662
	当中間連結会計期間	5,712,404	-	5,712,404
地方債	前中間連結会計期間	57,604	-	57,604
<sup>1</sup> 6万良	当中間連結会計期間	55,989	-	55,989
社債	前中間連結会計期間	589,304	2,797	592,101
↑ ↑ □ □ □	当中間連結会計期間	594,528	1,805	596,333
株式	前中間連結会計期間	3,968,053	-	3,968,053
1410	当中間連結会計期間	3,583,158	-	3,583,158
その他の証券	前中間連結会計期間	3,156,274	969,213	4,125,487
その他の証券   	当中間連結会計期間	3,512,173	1,001,587	4,513,761
∆±!	前中間連結会計期間	13,292,899	972,010	14,264,910
合計	当中間連結会計期間	13,458,254	1,003,393	14,461,647

- (注)1.「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。
  - 2.「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。
  - 3. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

## (参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

なお、表題に「(単体 + 再生専門子会社)」と記載しているものにつきましては株式会社みずほコーポレート銀行の計数に以下の再生専門子会社の計数を単純合算したものを記載しております。

- ・株式会社みずほコーポレート
- ・株式会社みずほグローバル
- 1.損益の概要(単体 + 再生専門子会社)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	397,379	279,335	118,044
経費(除く臨時処理分)	107,432	104,693	2,739
人件費	39,886	35,851	4,035
物件費	62,476	62,383	93
税金	5,069	6,458	1,389
業務純益(一般貸倒引当金純繰入前)	289,947	174,641	115,305
一般貸倒引当金純繰入額	45,021	162,634	207,656
業務純益	244,925	337,276	92,350
うち国債等債券損益	58,970	9,462	49,507
臨時損益	79,644	230,715	310,359
株式等損益	105,661	51,070	54,590
不良債権処理損失	21,201	102,728	123,929
貸出金償却	6,899	79,246	86,145
個別貸倒引当金純繰入額	9,653	26,125	35,779
特定海外債権引当勘定繰入額	5,708	2,267	3,441
偶発損失引当金純繰入額	965	1,410	2,376
その他の債権売却損等	94	1,034	939
その他	47,219	179,058	131,839
経常利益	324,569	106,560	218,008
特別損益	67,534	129,679	62,144
うち動産不動産処分損益	2,434	1,208	1,225
うち減損損失	-	10,119	10,119
うち退職給付関連損益	11,662	3,359	15,021
うち東京都銀行税還付税金等	29,344	-	29,344
うち引当金戻入額等	28,624	143,362	114,738
税引前中間純利益	392,104	236,240	155,864
法人税、住民税及び事業税	25	28	3
法人税等調整額	167,402	80,321	87,081
中間純利益	224,676	155,890	68,786

- (注) 1.業務粗利益 = (資金運用収支+金銭の信託運用見合費用)+役務取引等収支+特定取引収支+その他業務収 支
  - 2.業務純益=業務粗利益-経費(除く臨時処理分)-一般貸倒引当金純繰入額
  - 3.「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
  - 4. 臨時損益とは、中間損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金純繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
  - 5.国債等債券損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 国債等債券売却損 国債等債券償還損 国債等債券償還 国債等債券償却 投資損失引当金純繰入額(債券対応分) ± 金融派生商品損益(債券関連)
  - 6 . 株式等損益 = 株式等売却益 株式等売却損 株式等償却 投資損失引当金純繰入額(株式対応分) ± 金融派 生商品損益(株式関連)
  - 7.特別利益に計上した引当金戻入額等を一般貸倒引当金純繰入額、株式等損益、貸出金償却、個別貸倒引当金 純繰入額、特定海外債権引当勘定繰入額、偶発損失引当金純繰入額及びその他債権売却損等に組替えて記載 し、同額をその他より減額しております。

## 2.利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%)(A)	当中間会計期間 (%)(B)	増減 (%) (B)-(A)
(1)資金運用利回	0.96	0.92	0.04
(イ)貸出金利回	1.31	1.13	0.17
(口)有価証券利回	0.53	0.72	0.18
(2)資金調達原価 ( 含む経費 )	0.69	0.62	0.06
(イ)預金債券等原価(含む経費)	1.13	0.91	0.21
預金債券等利回	0.47	0.33	0.14
(口)外部負債利回	0.14	0.16	0.01
(3)総資金利鞘 -	0.27	0.29	0.02
(4)預貸金利鞘 -	0.18	0.22	0.04
(5)預貸金利回差 -	0.83	0.80	0.03

- (注) 1.「国内業務部門」とは、国内店の円建取引であります。
  - 2. 預金債券等には譲渡性預金を含んでおります。
  - 3.「外部負債」= コールマネー + 売現先勘定 + 売渡手形 + コマーシャル・ペーパー + 借用金

### 3. 預金・債券・貸出金の状況

# (1)預金・債券・貸出金の残高(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	15,161,857	16,080,010	918,153
預金(平残)	14,781,687	16,057,200	1,275,513
債券(末残)	7,442,808	6,079,079	1,363,728
債券(平残)	7,727,905	6,419,397	1,308,508
貸出金(末残)	24,198,251	24,397,057	198,805
貸出金(平残)	26,860,642	23,621,755	3,238,887

## (2)個人・法人別預金残高(国内)(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	8,681	11,102	2,421
一般法人	6,666,842	7,314,832	647,990
金融機関・政府公金	2,641,507	2,728,758	87,251
合計	9,317,031	10,054,693	737,662

### (注) 海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

## (3)消費者ローン残高(単体+再生専門子会社)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	-	-	-
うち住宅ローン残高	-	-	-
うち居住者用住宅ローン残高	-	-	-
うちその他ローン残高	-	-	-

## (4)中小企業等貸出金(単体+再生専門子会社)

		前中間会計期間 ( A )	当中間会計期間 ( B )	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金比率	%	37.8	37.2	0.6
中小企業等貸出金残高	百万円	8,347,019	8,109,886	237,132

- (注) 1.貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。
  - 2.「中小企業等」とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業・飲食店・サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業・飲食店は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。



### (自己資本比率の状況)

### (参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。 なお、当行は、国際統一基準を適用のうえ、マーケット・リスク規制を導入しております。

### 連結自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成15年9月30日	平成16年9月30日	
			金額(百万円)	金額(百万円)
	資本金		1,070,965	1,070,965
	うち非累積的永久優先株(注1)		-	-
	新株式払込金		-	-
	資本剰余金		258,247	258,247
	利益剰余金		235,897	547,217
	連結子会社の少数株主持分		755,883	756,425
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証 券		713,013	690,584
基本的項目	その他有価証券の評価差損( )		-	-
	自己株式払込金		-	-
	自己株式( )		-	-
	為替換算調整勘定		85,431	100,576
	営業権相当額( )		-	-
	連結調整勘定相当額( )		105,031	76,608
	計	( A )	2,130,530	2,455,669
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資 証券(注2)		308,721	286,292
	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計 額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%		189,230	253,078
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差 額の45%相当額		73,238	34,919
	一般貸倒引当金		791,294	453,808
補完的項目	負債性資本調達手段等		1,485,041	1,403,286
	うち永久劣後債務(注3)		766,540	365,629
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)		718,501	1,037,656
	計		2,538,805	2,145,092
	うち自己資本への算入額	(B)	2,130,530	2,106,794
準補完的項目	短期劣後債務		-	-
华州元时境日 	うち自己資本への算入額	(C)	-	-
控除項目	控除項目(注5)	(D)	125,313	81,596
自己資本額	(A)+(B)+(C)-(D)	(E)	4,135,748	4,480,867
	資産 ( オン・バランス ) 項目		30,536,952	28,488,078
	オフ・バランス取引項目		2,722,727	3,713,252
リスク・アセ	信用リスク・アセットの額	(F)	33,259,680	32,201,330
ット等	マーケット・リスク相当額に係る額 ((H)/8%)	(G)	730,750	1,039,505
	(参考)マーケット・リスク相当額	(H)	58,460	83,160
	計 ( ( F ) + ( G ) )	(I)	33,990,430	33,240,835
	本比率(国際統一基準) = E / I × 100 (%)		12.16	13.48

- (注) 1. 当行の資本金は株式種類毎に区分できないため、資本金のうち非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。
  - 2.告示第4条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む)であります。
  - 3.告示第5条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
    - (1)無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
    - (2)一定の場合を除き、償還されないものであること
    - (3)業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
    - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
  - 4.告示第5条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
  - 5.告示第7条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

#### 単体自己資本比率(国際統一基準)

<b>一</b>	員本几率(国际統一基準 <i>)</i> ────────────────────────────────────		平成15年9月30日	平成16年 9 月30日
	項目		金額(百万円)	金額(百万円)
	資本金		1,070,965	1,070,965
	うち非累積的永久優先株(注1)		-	-
	新株式払込金		_	_
	資本準備金		258,247	258,247
	その他資本剰余金		-	-
	利益準備金		_	2,500
	任意積立金		_	-
# 444	中間未処分利益		236,275	440,463
基本的項目	その他		525,998	591,464
	その他有価証券の評価差損()		-	-
	自己株式払込金		-	_
	自己株式( )		-	_
	営業権相当額( )		-	-
	計	( A )	2,091,485	2,363,640
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資 証券(注2)	, ,	308,721	286,292
	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%		173,354	237,924
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差 額の45%相当額		73,238	34,919
	一般貸倒引当金		339,372	292,137
補完的項目	負債性資本調達手段等		1,676,736	1,524,024
	うち永久劣後債務(注3)		956,784	473,882
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)		719,951	1,050,142
	計		2,262,702	2,089,005
	うち自己資本への算入額	(B)	2,091,485	2,089,005
準補完的項目	短期劣後債務		-	-
华丽元的境日	うち自己資本への算入額	( C )	-	-
控除項目	控除項目(注5)	(D)	48,894	17,756
自己資本額	(A)+(B)+(C)-(D)	(E)	4,134,077	4,434,890
	資産 ( オン・バランス ) 項目		29,939,946	28,799,219
	オフ・バランス取引項目		2,479,883	3,457,029
リスク・アセ	信用リスク・アセットの額	(F)	32,419,830	32,256,248
ット等 	マーケット・リスク相当額に係る額 ((H)/8%)	(G)	152,022	185,428
	(参考)マーケット・リスク相当額	(H)	12,161	14,834
	計 ( ( F ) + ( G ) )	(I)	32,571,853	32,441,676
単体自己資	本比率(国際統一基準)=E/I×100(%)		12.69	13.67
(3) > 4 > 14/	ニュントクロサーチをおといってもないようと、ター	A 1		-

- (注) 1. 当行の資本金は株式種類毎に区分できないため、資本金のうち非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。
  - 2.告示第14条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む)であります。
  - 3.告示第15条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
    - (1)無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
    - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
    - (3)業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
    - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
  - 4.告示第15条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
  - 5.告示第17条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

<u>次へ</u>

# ( )優先出資証券の概要

当行では、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、「連結自己資本比率」及び 「単体自己資本比率」の「基本的項目」に計上しております。

	I	
発行体	Mizuho Preferred Capital Company L.L.C. (以下、「MPC」といい、以下に記載される 優先出資証券を「本MPC優先出資証券」とい う)	Mizuho JGB Investment L.L.C.(以下、「MJI」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MJI優先出資証券」という)
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし	定めなし
任意償還	平成20年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)	平成20年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)
配当	当初10年間は固定配当(ただし、平成20年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付される。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない)	当初10年間は固定配当(ただし、平成20年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付される。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない)
配当支払日	毎年6月及び12月の最終営業日	毎年6月及び12月の最終営業日
発行総額 	10億米ドル 	16億米ドル 
払込日	平成10年 2 月23日	平成10年 3 月16日 
配当停止条件	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。(ただし、下記の強制配当事由に該当する場合は除く) 当行の連結自己資本比率または基本的項目の比率が銀行規制法令の定める最低水準を下回った場合であって、かつ本MPC優先出資証券への配当禁止通知(注1)が出された場合 当行につき会社清算手続開始、破産宣告または清算的会社更生計画の認可がなされた場合 当行優先株式(注2)への配当が停止され、かつ当行がMPCに対し当行優先株式への配当停止について書面で通知したか若しくは本MPC優先出資証券への配当禁止通知(注1)が出された場合 当行の株式に対する一切の配当が停止され、かつ本MPC優先出資証券への配当禁止通知(注1)が出された場合	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。(ただし、下記の強制配当事由に該当する場合は除く) 当行の連結自己資本比率または基本的項目の比率が銀行規制法令の定める最低水準を下回った場合であって、かつ本MJI優先出資証券への配当禁止通知(注1)が出された場合 当行につき会社清算手続開始、破産宣告または清算的会社更生計画の認可がなされた場合当行優先株式(注2)への配当が停止され、かつ当行がMJIに対し当行優先株式への配当停止について書面で通知したか若しくは本MJI優先出資証券への配当禁止通知(注1)が出された場合当行の株式に対する一切の配当が停止され、かつ本MJI優先出資証券への配当禁止通知(注1)が出された場合
強制配当事由	当行が何らかの株式について配当を実施した場合には、当該会計年度終了後に開始する連続した2配当期間(注3)にかかる配当支払日において、本MPC優先出資証券の満額の配当を実施しなければならない(配当停止条件におけるの状態が生じている場合を除く)。	当行が何らかの株式について配当を実施した場合には、当該会計年度終了後に開始する連続した2配当期間(注3)にかかる配当支払日において、本MJI優先出資証券の満額の配当を実施しなければならない(配当停止条件におけるの状態が生じている場合を除く)。
配当可能利益制限	定めなし	定めなし
配当制限	定めなし	定めなし
残余財産請求権	当行優先株式(注2)と同格	当行優先株式(注2)と同格
	<u> </u>	<u> </u>

# 優先出資証券の概要(つづき)

	i i	T	1
発行体	Mizuho Preferred Capital (Cayman) B Limited (以 下、「MPCB」といい、以 下に記載される優先出資証券 を「本MPCB優先出資証 券」という)	Mizuho Preferred Capital (Cayman) C Limited (以 下、「MPCC」といい、以 下に記載される優先出資証券 を「本MPCC優先出資証 券」という)	Mizuho Preferred Capital (Cayman) D Limited (以 下、「MPCD」といい、以 下に記載される優先出資証券 を「本MPCD優先出資証 券」という)
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし	定めなし	定めなし
任意償還	Series A 平成24年6月以降の各配当支 払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要) Series B 平成19年6月以降の各配当支 払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)	Series A 平成24年6月以降の各配当支 払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要) Series B 平成19年6月以降の各配当支 払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)	平成21年6月以降の各配当支 払日に任意償還可能(ただ し、監督当局の事前承認が必 要)
配当	Series A、Series Bともに 変動配当(ステップアップな し。下記「配当停止条件」に 記載のとおり、停止された未 払配当は翌期以降に累積され ない)	Series A、Series Bともに変動配当(ステップアップなし。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない)	変動配当(ステップアップなし。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない)
配当支払日	毎年6月の最終営業日	毎年6月の最終営業日	毎年6月の最終営業日
発行総額	Series A 636億円 Series B 697億5,000万円	Series A 497億円 Series B 544億円	1,858億円
払込日	平成14年2月14日	平成14年2月14日	平成14年 3 月22日
配当停止条件	以たさいのでは、このでは、このでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、い	以表示のでは、	以表の 以表の 以表の 以表の ののの ののののののののののののののの

強制配当事由	ある会計年度に対する当行普	ある会計年度に対する当行普	ある会計年度に対する当行普
	通株式の配当を実施した場	通株式の配当を実施した場	通株式の配当を実施した場
	合、当該会計年度が終了する	合、当該会計年度が終了する	合、当該会計年度が終了する
	暦年の6月にパリティ優先出	暦年の6月にパリティ優先出	暦年の6月にパリティ優先出
	資証券(注8)の満額の配当	資証券(注8)の満額の配当	資証券(注8)の満額の配当
	を実施しなければならない。	を実施しなければならない。	を実施しなければならない。
	ただし、 損失補填事由証明	ただし、 損失補填事由証明	ただし、 損失補填事由証明
	書(注4)が交付されていな	書(注4)が交付されていな	書(注4)が交付されていな
	いという条件、 優先株式配	いという条件、 優先株式配	いという条件、 優先株式配
	当制限がそれに関して発生し	当制限がそれに関して発生し	当制限がそれに関して発生し
	ていないという条件(発生す	ていないという条件(発生す	ていないという条件(発生す
	る場合、その範囲までの部分	る場合、その範囲までの部分	る場合、その範囲までの部分
	的な配当がなされる)及び	的な配当がなされる)及び	的な配当がなされる)及び
	配当可能利益制限証明書(注	配当可能利益制限証明書(注	配当可能利益制限証明書(注
	6)がそれに関して交付され	6)がそれに関して交付され	6)がそれに関して交付され
	ていないという条件(交付さ	ていないという条件(交付さ	ていないという条件(交付さ
	れている場合、その範囲まで	れている場合、その範囲まで	れている場合、その範囲まで
	の部分的な配当がなされる)	の部分的な配当がなされる)	の部分的な配当がなされる)
	に服する。	に服する。	に服する。
配当可能利益制限	当行がMPCBに対して、配	当行がMPCCに対して、配	当行がMPCDに対して、配
	当可能利益制限証明書(注	当可能利益制限証明書(注	当可能利益制限証明書(注
	6)を交付した場合、配当は	6)を交付した場合、配当は	6)を交付した場合、配当は
	可処分配当可能利益(注5)	可処分配当可能利益(注5)	可処分配当可能利益(注5)
	に制限される。	に制限される。	に制限される。
配当制限	当行優先株式(注2)への配	当行優先株式(注2)への配	当行優先株式(注2)への配
	当が減額された場合にはパリ	当が減額された場合にはパリ	当が減額された場合にはパリ
	│ティ優先出資証券(注8)へ │の配当も同じ割合で減額され	│ティ優先出資証券(注8)へ │の配当も同じ割合で減額され	│ティ優先出資証券(注8)へ │の配当も同じ割合で減額され
	3.	3.	3.
 残余財産請求権	当行優先株式(注2)と同格	   当行優先株式(注2)と同格	 当行優先株式(注2)と同格
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		

## (注)1.配当禁止通知

MPC(MJI)について、配当支払日の10日以上前にMizuho Preferred Capital Holdings Inc.(MJIについては、Mizuho JGB Investment Holdings Inc.)(米国における発行体の中間持株会社)が発行体に交付する当該配当支払日に配当を支払わない旨を指示した通知のこと。

#### 2. 当行優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められ、当行の優先株式の中で配当に関し最上位の請求権を有する優先株式。今後発行される同等の優先株式を含む。

### 3.配当期間

6月の最終営業日の翌日から12月の最終営業日までの期間及び12月の最終営業日の翌日から6月の最終営業日までの期間をいう。

## 4. 損失補填事由証明書

損失補填事由が発生し継続している場合に当行がMPCB、MPCC及びMPCDに対して交付する証明書 (ただし損失補填事由が以下の の場合には、その交付は当行の裁量による)であり、損失補填事由とは、当 行につき、以下の事由が発生する場合をいう。 当行によりもしくは当行に対して、清算手続が開始され、ま たは当行に対する破産宣告がなされ、もしくは会社更生手続等が開始された場合、 会社更生法に基づく会社 更生手続の開始決定、商法に基づく会社整理手続の開始宣告、民事再生法に基づく民事再生手続の開始がなされた場合、または、破産法に基づく強制和議のための債権者集会開催通知が当行の債権者に対して送付された場合、 監督当局が、当行が支払不能または債務超過の状態にあること、もしくは当行を特別公的管理の対象とすることを宣言した場合または第三者に譲渡する命令を発した場合、 自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなる場合。 債務不履行またはその恐れのある場合、 債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合。

#### 5 . 可処分配当可能利益

ある会計年度の直前の会計年度に係る当行の配当可能利益から、ある会計年度において当行優先株式に対して既に支払われた配当額と今後支払われる予定配当額(ただし、ある会計年度に当行優先株式、本MPC優先出資証券及び本MJI優先出資証券に支払われる中間配当は、可処分配当可能利益の計算上含まれない)の合計額を控除したものをいう。ただし、当行以外の会社によって発行される証券で、配当請求権、清算時における権利等が当行の財務状態及び業績を参照することにより決定され、当該発行会社に関連して、パリティ優先出資証券がMPCB(MPCC、MPCDの欄については、それぞれMPCC、MPCD)との関連で有するのと同格の劣後性を有する証券(以下、「パラレル証券」という)が存在する場合には、可処分配当利益は以下のように調整される。調整後の可処分配当可能利益=可処分配当可能利益×(パリティ優先出資証券の満額配当の総額)/(パリティ優先出資証券の満額配当の総額)/(パリティ優先出資証券の満額配当の総額)

#### 6.配当可能利益制限証明書

可処分配当可能利益が配当支払日に支払われる配当金総額を下回る場合に、当行から定時株主総会以前に発 行体に交付される証明書で、当該会計年度における可処分配当可能利益を記載するものをいう。

## 7. 強制配当日

当行普通株式について配当がなされた会計年度が終了する暦年の6月の配当支払日をいう。

### 8.パリティ優先出資証券

MPCB(またはMPCC、MPCD)が発行し、償還期日の定めがないことや配当支払日及び払込金の使途が本MPCB優先出資証券(MPCC、MPCDの欄については、それぞれ本MPCC優先出資証券、本MPCD優先出資証券。以下、本注記において同様)と同じである優先出資証券及び本MPCB優先出資証券の総称。(たとえば、MPCBでは、パリティ優先出資証券とはSeries A、Series B及び今後新たにMPCBから発行される場合に上記条件を満たす優先出資証券を含めた総称)

#### (参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の貸出金及び外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定、及び使用貸借又は賃貸借契約による貸付有価証券について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

#### 1.破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている 債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

### 2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った 債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

### 3.要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

#### 4.正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記 1 から 3 までに掲げる債権 以外のものに区分される債権をいう。

## 資産の査定の額(単体+再生専門子会社)

債権の区分	平成15年 9 月30日	平成16年 9 月30日
<b>資催の区</b> 力	金額 (億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,451	1,590
危険債権	2,898	3,629
要管理債権	14,923	4,289
正常債権	281,499	287,070

- (注)1.同法律第6条第1項別紙様式に基づき、単位未満を四捨五入しております。
  - 2 . 株式会社みずほコーポレート銀行の計数に以下の再生専門子会社の計数を単純合算しております。
    - ・株式会社みずほコーポレート
    - ・株式会社みずほグローバル

## 資産の査定の額(単体)

債権の区分	平成15年 9 月30日	平成16年 9 月30日
貝惟の区力	金額(億円)	金額 (億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	361	422
危険債権	877	467
要管理債権	2,414	2,234
正常債権	276,003	279,761

(注) 同法律第6条第1項別紙様式に基づき、単位未満を四捨五入しております。

### 2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

## 3【対処すべき課題】

今年度は金融再生プログラムの最終年度にあたるとともに、平成17年4月1日にはペイオフ完全解禁を迎えます。 私どもは、今年度を「みずほの真価を発揮する一年」と位置付け、財務の健全性を維持・向上することはもちろんの こと、顧客セグメント・事業特性に応じたグループ各社の戦略展開を更に具体化するとともに、相互の連携を強化す ることにより、グループとしてのみずほの強みを最大限に発揮し、収益力の飛躍的な増強を図ってまいります。

当行は、M&A、シンジケートローン、CMSなどグループの持つあらゆる商品・サービスを提供し、ソリューションバンク機能をフルに発揮することで、お客さまの企業価値向上に繋げるソリューション営業を徹底してまいります。そのためにも、シンジケーションビジネスにおきましては、対象案件の拡大、投資家層の開拓、貸出債権流通業務推進体制の強化などを通じてマーケットの更なる拡大に努めるとともに、各種商品・サービスにおけるみずほの強みを一段と向上させてまいります。また、市場・ALM業務におきましても、デリバティブ等の市場性商品のセールス体制を強化するなど、強大な顧客基盤を最大限に活用してまいります。

こうした収益拡大策に加え、コスト削減につきましては、店舗統廃合や人員の効率化などに加え、システム統合完了後のIT関連コストの削減などにより、再生専門子会社を含めた当行、みずほ銀行合算の経費総額を、平成18年度には7,000億円程度にまで削減し、聖域なきリストラを完遂してまいります。

また、財務の健全性向上につきましても、「みずほの企業再生プロジェクト」の進展により、平成14年9月末比不良債権残高を半減させ、目標を半年前倒しで達成するなど着実な成果を上げておりますが、引き続き、不良債権残高と株式保有リスクの更なる削減に取り組んでまいります。

## 4【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

## 5【研究開発活動】

該当ありません。

# 第3【設備の状況】

# 1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

# 2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

# 第4【提出会社の状況】

- 1【株式等の状況】
- (1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	14,400,000,000
第三種優先株式	107,500,000
第四種優先株式	64,500,000
第五種優先株式	18,810,000
第六種優先株式	57,000,000
第七種優先株式	57,000,000
第八種優先株式	85,500,000
第九種優先株式	121,800,000
第十種優先株式	121,800,000
第十一種優先株式	1,000,000,000
第十二種優先株式	1,000,000,000
第十三種優先株式	1,000,000,000
計	18,033,910,000

(注)1. 当行定款第5条に次のとおり規定しております。

「当銀行が発行する株式の総数は、180億3,391万株とし、その内訳は、次のとおりとする。ただし、株式の 消却が行われた場合または優先株式につき普通株式への転換が行われた場合には、これに相当する株式の数 を減ずる。

普通株式	144億株
第三種の優先株式	1億750万株
第四種の優先株式	6,450万株
第五種の優先株式	1,881万株
第六種の優先株式	5,700万株
第七種の優先株式	5,700万株
第八種の優先株式	8,550万株
第九種の優先株式	1億2,180万株
第十種の優先株式	1億2,180万株
第十一種の優先株式	10億株
第十二種の優先株式	10億株
第十三種の優先株式	10億株」

2. 当中間会計期間の末日後、平成16年9月17日を効力発生日とする「株主総会決議事項についての会社の提案に対する同意書」にて全株主の同意を得、平成16年9月18日付「株式併合につき株券提出公告」の株券提出期間満了日の翌日である平成16年10月19日に効力が発生した当行株式併合に伴い、当行の発行する株式の総数は、180億1,387万6,090株減少して2,003万3,910株となっております。

減少株数180億1,387万6,090株の内訳は、普通株式143億8,560万株、第三種優先株式1億739万2,500株、第四種優先株式6,443万5,500株、第五種優先株式1,879万1,190株、第六種優先株式5,694万3千株、第七種優先株式5,694万3千株、第八種優先株式5,694万3千株、第十種優先株式1万4,500株、第九種優先株式1億2,167万8,200株、第十種優先株式1億2,167万8,200株、第十一種優先株式10億株、第十二種優先株式10億株、第十三種優先株式9億9,500万株です。ただし、「株式の償却が行われた場合または、優先株式につき普通株式への転換が行われた場合にはこれに相当する株式の数を減ずる」旨を当行定款に規定しております。

## 【発行済株式】

度以降に累積しない。

種類	中間会計期間末現在発行数 (株) (平成16年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成16年12月27日)	上場証券取引所名又 は登録証券業協会名	内容
普通株式	6,831,124,612	6,831,124.612		権利内容に何ら 限定のない当行 における標準と なる株式 (注)1
第二回第四種 優先株式	64,500,000	64,500		(注) 2 (1)
第三回第三種 優先株式	53,750,000	53,750		(注) 2 (2)
第四回第三種 優先株式	53,750,000	53,750		(注) 2 (3)
第五回第五種 優先株式	18,810,000	18,810		(注) 2 (4)
第六回第六種 優先株式	57,000,000	57,000		(注) 2 (5)
第七回第七種 優先株式	57,000,000	57,000		(注) 2 (6)
第八回第八種 優先株式	85,500,000	85,500		(注) 2 (7)
第九回第九種 優先株式	121,800,000	121,800		(注) 2 (8)
第十回第十種 優先株式	121,800,000	121,800		(注) 2 (9)
第十一回第十 三種優先株式	721,930,000	3,609,650		(注) 2 (10)
計	8,186,964,612	11,074,684.612		

- (注) 1.提出日現在の発行数には、平成16年12月1日から半期報告書を提出する日までの第四回第三種優先株式、 第五回第五種優先株式、第六回第六種優先株式、第九回第九種優先株式および第十回第十種の転換により発 行された株式数は含まれておりません。
  - 2.第二回、第三回、第四回、第五回、第六回、第七回、第八回、第九回、第十回および第十一回の優先株式の内容については、平成16年9月17日を効力発生日とする「株主総会決議事項についての会社の提案の内容に対する同意書」にて、当行株式併合が全株主の同意を得、平成16年9月18日付「株式併合につき株券提出公告」の株券提出期間満了日の翌日である平成16年10月19日に効力が発生したため、以下のとおり、提出日現在(平成16年12月27日現在)の内容に変更となりました。

#### 中間会計期間末現在 提出日現在 (平成16年9月30日現在) (平成16年12月27日現在) (1) 第二回第四種優先株式の内容は次のとおりであります。 (1) 第二回第四種優先株式の内容は次のとおりであります。 優先配当全 優先配当全 (イ)優先配当金 (イ)優先配当金 毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、 毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、 優先株式1株につき年42円の優先配当金を支払う。ただし、 優先株式1株につき年4万2,000円の優先配当金を支払う。た 当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支 だし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一 払ったときは、その額を控除した額とする。 部を支払ったときは、その額を控除した額とする。 (口)非累積条項 (口)非累積条項 ある営業年度において、優先株主に対して、優先配当金の ある営業年度において、優先株主に対して、優先配当金の 全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年 全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年

度以降に累積しない。

### (八) 非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

### (二)優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき21円の優先中間配当金を支払う

### 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000円のほか残余財産の分配を行わない。

#### 強制償還

平成16年4月1日以降はいつでも、優先株式の全部または一部を強制償還することができる。一部償還をするときは、抽選その他の方法により行う。償還価額は、1株につき2,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数で日割計算した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

### 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株 主総会において議決権を有しない。

#### 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができ ス

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新 株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新 株予約権および社債の引受権を与えない。

## 優先順位

第三種から第十種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十一種から第十三種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。

(2) 第三回第三種優先株式の内容は次のとおりであります。

## 優先配当金

# (イ)優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、 優先株式1株につき年11円の優先配当金を支払う。ただし、 当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支 払ったときは、その額を控除した額とする。

# (口)非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

## (八) 非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

# 提出日現在(平成16年12月27日現在)

### (八) 非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

### (二)優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2万1,000円の優先中間配当金を支払う。

### 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき200万円を支払う。優先株主に対しては、上記200万円のほか残余財産の分配を行わない。

#### 強制償還

平成16年4月1日以降はいつでも、優先株式の全部または一部を強制償還することができる。一部償還をするときは、抽選その他の方法により行う。償還価額は、1株につき200万円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数で日割計算した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

#### 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株 主総会において議決権を有しない。

### 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができ る。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新 株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新 株予約権および社債の引受権を与えない。

# 優先順位

第三種から第十種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。

(2) 第三回第三種優先株式の内容は次のとおりであります。

## 優先配当金

## (イ)優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、 優先株式1株につき年1万1,000円の優先配当金を支払う。た だし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一 部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

# (口)非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

## (八) 非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

### (二)優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき5円50銭の優先中間配当金を支払う。

### 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000円のほか残余財産の分配を行わない。

#### 強制償還

平成16年4月1日以降平成18年9月30日まではいつでも、優先株式の全部または一部を強制償還することができる。一部償還をするときは、抽選その他の方法により行う。償還価額は、1株につき2,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数で日割計算した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

### 普通株式への転換

# (イ)転換請求期間

平成18年10月1日から平成23年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

# (口) 当初転換価額

当初転換価額は、平成18年10月1日における普通株式の時価に1.025を乗じた額とする。ただし、当該価額が、420円を下回る場合は、420円とする。上記「平成18年10月1日における時価」とは、平成18年10月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値とする。

# (八)転換価額の修正

転換価額は、平成19年10月1日以降平成22年10月1日までの毎年10月1日(以下それぞれ「修正日」という。)における時価が当該修正日に有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該修正日以降時価に修正されるものとする。ただし、当該時価が当初転換価額の80%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。)を下回る場合は、修正後転換価額は下限転換価額とする。上記「時価」とは、当該修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値とする。

# 提出日現在(平成16年12月27日現在)

### (二)優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき5,500円の優先中間配当金を支払う。

#### 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき200万円を支払う。優先株主に対しては、上記200万円のほか残余財産の分配を行わない。

#### 強制償還

平成16年4月1日以降平成18年9月30日まではいつでも、優先株式の全部または一部を強制償還することができる。一部償還をするときは、抽選その他の方法により行う。償還価額は、1株につき200万円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数で日割計算した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

#### 普通株式への転換

# (イ)転換請求期間

平成18年10月1日から平成23年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

# (口) 当初転換価額

当初転換価額は、平成18年10月1日における普通株式の時価に1.025を乗じた額とする。ただし、当該価額が、42万円を下回る場合は、42万円とする。上記「平成18年10月1日における時価」とは、平成18年10月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。

# (八)転換価額の修正

転換価額は、平成19年10月1日以降平成22年10月1日までの毎年10月1日(以下それぞれ「修正日」という。)における時価が当該修正日に有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該修正日以降時価に修正されるものとする。ただし、当該時価が当初転換価額の80%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。)を下回る場合は、修正後転換価額は下限転換価額とする。上記「時価」とは、当該修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。

### (二)転換価額の調整

転換価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、次の算式により調整される。ただし、当該算式により計算される転換価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後転換価額とする。

また、転換価額は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。

#### (ホ)転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

転換により発行す = 優先株主が転換請求のた × 2,000円 転換により発行す = めに提出した優先株式数 × 2,000円 転換価額

#### (へ)転換比率

転換比率は、2,000円を転換価額で除した数とする。

### 普通株式への一斉転換

平成23年1月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成23年2月1日をもって、2,000円を平成23年2月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。なお、この普通株式の数は、2,000円を除して得られる株式の数を上限とする。

## 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株 主総会において議決権を有しない。

## 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新 株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新 株予約権および社債の引受権を与えない。

## 優先順位

第三種から第十種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中 間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十一種か ら第十三種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金 および残余財産の支払に優先する。

# 提出日現在(平成16年12月27日現在)

### (二)転換価額の調整

転換価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、次の算式により調整される。ただし、当該算式により計算される転換価額が10万円を下回る場合には、10万円をもって調整後転換価額とする。

また、転換価額は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。

#### (ホ)転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

製造 優先株主が転換請求のた × 200万円 転換により発行す = 参に提出した優先株式数 × 転換価額

### (へ)転換比率

転換比率は、200万円を転換価額で除した数とする。

### 普通株式への一斉転換

平成23年1月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成23年2月1日をもって、200万円を平成23年2月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。なお、この普通株式の数は、200万円を当初の転換比率で除した額の60%に相当する金額で、200万円を除して得られる株式の数を上限とする。

## 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株 主総会において議決権を有しない。

# 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新 株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新 株予約権および社債の引受権を与えない。

## 優先順位

第三種から第十種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。

# (3) 第四回第三種優先株式の内容は次のとおりであります。

#### 優先配当金

### (イ)優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、 優先株式1株につき年8円の優先配当金を支払う。ただし、 当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支 払ったときは、その額を控除した額とする。

### (口)非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

### (八) 非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

## (二)優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき4円の優先中間配当金を支払う。

## 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000円のほか残余財産の分配を行わない。

#### 強制償還

平成16年4月1日以降平成16年9月30日まではいつでも、優先株式の全部または一部を強制償還することができる。一部償還をするときは、抽選その他の方法により行う。償還価額は、1株につき2,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数で日割計算した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

# 普通株式への転換

# (イ)転換請求期間

平成16年10月1日から平成21年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

# (口) 当初転換価額

当初転換価額は、平成16年10月1日における普通株式の時価に1.025を乗じた額とする。ただし、当該価額が、540円を下回る場合は、540円とする。上記「平成16年10月1日における時価」とは、平成16年10月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値とする。

# 提出日現在(平成16年12月27日現在)

## (3) 第四回第三種優先株式の内容は次のとおりであります。

#### 優先配当全

### (イ)優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年8,000円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

### (口)非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

#### (八) 非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

## (二)優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき4,000円の優先中間配当金を支払う。

#### 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき200万円を支払う。優先株主に対しては、上記200万円のほか残余財産の分配を行わない。

#### 強制償還

平成16年4月1日以降平成16年9月30日まではいつでも、優先株式の全部または一部を強制償還することができる。一部償還をするときは、抽選その他の方法により行う。償還価額は、1株につき200万円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数で日割計算した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

# 普通株式への転換

# (イ) 転換請求期間

平成16年10月1日から平成21年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

# (口) 当初転換価額

当初転換価額は、54万円とする。

### (八)転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降平成20年10月1日まで の毎年10月1日(以下それぞれ「修正日」という。)におけ る時価が当該修正日に有効な転換価額を下回る場合には、転 換価額は当該修正日以降時価に修正されるものとする。ただ し、当該時価が当初転換価額の70%に相当する金額(以下 「下限転換価額」という。)を下回る場合は、修正後転換価 額は下限転換価額とする。上記「時価」とは当該修正日に先 立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における 株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取 引の毎日の終値の千分の一の値の平均値とする。

### (二)転換価額の調整

転換価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込 金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合に は、次の算式により調整される。ただし、当該算式により計 算される転換価額が100円を下回る場合には、100円をもって 調整後転換価額とする。

> 既発行 普通株式数

新規発行 1株当たり 普通株式数 × 払込金額

調整後 = 調整前 × 転換価額 ×

1株当たり時価 新規発行

既発行 普通株式数 普通株式数

また、転換価額は、株式会社みずほフィナンシャルグルー プにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整 される。

### (ホ)転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとお りとする。

優先株主が転換請求のた 転換により発行す = めに提出した優先株式数 ×2,000円 べき普通株式数

転換価額

# (へ)転換比率

転換比率は、2,000円を転換価額で除した数とする。

# 普通株式への一斉転換

平成21年1月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成 21年2月1日をもって、2,000円を平成21年2月1日に先立つ45 取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社み ずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値 の千分の一の値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。 なお、この普通株式の数は、2,000円を当初の転換比率で除した 額の60%に相当する金額で、2,000円を除して得られる株式の数 を上限とする。

# 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株 主総会において議決権を有しない。

#### 提出日現在 (平成16年12月27日現在)

### (八)転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降平成20年10月1日まで の毎年10月1日(以下それぞれ「修正日」という。)におけ る時価が当該修正日に有効な転換価額を下回る場合には、転 換価額は当該修正日以降時価に修正されるものとする。ただ し、当該時価が当初転換価額の70%に相当する金額(以下 「下限転換価額」という。)を下回る場合は、修正後転換価 額は下限転換価額とする。上記「時価」とは当該修正日に先 立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における 株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取 引の毎日の終値の平均値とする。

### (二)転換価額の調整

転換価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込 金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合に は、次の算式により調整される。ただし、当該算式により計 算される転換価額が10万円を下回る場合には、10万円をもっ て調整後転換価額とする。

既発行 調整後 = 調整前 × 転換価額 ×

新規発行 1株当たり 普通株式数 × 払込金額

普通株式数 1株当たり時価

既発行 新規発行 普通株式数 普通株式数

また、転換価額は、株式会社みずほフィナンシャルグルー プにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整 される。

### (ホ)転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとお りとする。

べき普诵株式数

優先株主が転換請求のた 転換により発行す めに提出した優先株式数 × 200万円

転換価額

# (へ)転換比率

転換比率は、200万円を転換価額で除した数とする。

# 普通株式への一斉転換

平成21年1月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成 21年2月1日をもって、200万円を平成21年2月1日に先立つ45 取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社み ずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値 の平均値で除して得られる数の普通株式となる。なお、この普通 株式の数は、200万円を当初の転換比率で除した額の60%に相当 する金額で、200万円を除して得られる株式の数を上限とする。

# 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株 主総会において議決権を有しない。

### 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができ ス

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新 株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新 株予約権および社債の引受権を与えない。

#### 優先順位

第三種から第十種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中 間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十一種か ら第十三種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金 および残余財産の支払に優先する。

(4) 第五回第五種優先株式の内容は次のとおりであります。

# 優先配当金

### (イ)優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、 優先株式1株につき年22円50銭の優先配当金を支払う。ただ し、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部 を支払ったときは、その額を控除した額とする。

### (口)非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

### (八) 非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

# (二)優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき11円25銭の優先中間配当金を支払う。

# 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき3,000円を支払う。優先株主に対しては、上記3,000円のほか残余財産の分配を行わない。

## 普通株式への転換

# (イ)転換請求期間

平成10年7月1日から平成17年7月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

(ロ)提出日現在の転換比率

転換比率は4.000とする。

# 提出日現在(平成16年12月27日現在)

### 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新 株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新 株予約権および社債の引受権を与えない。

#### 優先順位

第三種から第十種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中 間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の 優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に 優先する。

なお、提出日現在の発行数には、平成16年12月1日から半期報告書を提出する日までの普通株式への転換による減少数は含まれておりません。

(4) 第五回第五種優先株式の内容は次のとおりであります。

### 優先配当金

### (イ)優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年2万2,500円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

### (口)非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

### (八) 非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わ ない。

# (二)優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき1万1,250円の優先中間配当金を支払う。

# 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき300万円を支払う。優先株主に対しては、上記300万円のほか残余財産の分配を行わない。

## 普通株式への転換

# (イ)転換請求期間

平成10年7月1日から平成17年7月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

(口)提出日現在の転換比率

転換比率は4.000とする。

### (八)転換比率の調整

転換比率は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込 金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合に は、下記算式により調整される。

調整後 = 調整前 転換比率 = 転換比率 既発行 + 新規発行 普通株式数 + 普通株式数

> 新規発行 1株当たり 普通株式数 払込金額

既発行 + 普通株式数

1株当たり時価

また、転換比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。

## (二)転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

転換により発行す = 優先株主が転換請求のた × 転換比率 べき普通株式数 = めに提出した優先株式数 × 転換比率 普通株式への一斉転換

平成17年7月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成17年8月1日をもって、3,000円を平成17年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。

なお、この普通株式の数は、優先株式1株につき4株を上限とする。ただし、普通株式の併合または分割が行われた場合には、4株に普通株式1株の併合または分割後の株数を乗じた株数を上限とする。

### 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株 主総会において議決権を有しない。 提出日現在(平成16年12月27日現在)

### (八)転換比率の調整

転換比率は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込 金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合に は、下記算式により調整される。

調整後 = 調整前 転換比率 転換比率 × 既発行 + 新規発行 普通株式数 + 普通株式数

> 新規発行 1株当たり 普通株式数 × 払込金額

1株当たり時価

また、転換比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。

## (二) 転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

転換により発行す = 優先株主が転換請求のた ×転換比率 べき普通株式数 = めに提出した優先株式数

#### 普诵株式への一斉転換

平成17年7月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成17年8月1日をもって、300万円を平成17年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。

なお、この普通株式の数は、優先株式1株につき4株を上限とする。ただし、普通株式の併合または分割が行われた場合には、4株に普通株式1株の併合または分割後の株数を乗じた株数を上限とする。

## 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株 主総会において議決権を有しない。

### 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新 株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新 株予約権および社債の引受権を与えない。

#### 優先順位

第三種から第十種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十一種から第十三種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。

(5) 第六回第六種優先株式の内容は次のとおりであります。

# 優先配当金

### (イ)優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、 優先株式1株につき年8円20銭の優先配当金を支払う。ただ し、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部 を支払ったときは、その額を控除した額とする。

### (口)非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

### (八) 非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

# (二)優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき4円10銭の優先中間配当金を支払う。

# 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000円のほか残余財産の分配を行わない。

## 普通株式への転換

# (イ)転換請求期間

平成16年8月1日から平成18年7月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

# 提出日現在(平成16年12月27日現在)

### 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができ る

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新 株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新 株予約権および社債の引受権を与えない。

#### 優先順位

第三種から第十種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中 間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の 優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に 優先する。

なお、提出日現在の発行数には、平成16年12月1日から半期報告書を提出する日までの普通株式への転換による減少数は含まれておりません。

(5) 第六回第六種優先株式の内容は次のとおりであります。

#### 優先配当金

### (イ)優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年8,200円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

### (口)非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

### (八) 非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

# (二)優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき4,100円の優先中間配当金を支払う。

# 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき200万円を支払う。優先株主に対しては、上記200万円のほか残余財産の分配を行わない。

## 普通株式への転換

# (イ)転換請求期間

平成16年8月1日から平成18年7月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

### (口) 転換比率

転換比率は3.060とする。

### (八)転換比率の修正

転換比率は、平成17年8月1日(以下「修正日」という。)に、下記算式により計算される転換比率に修正される。

上記算式で使用する時価は、修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値または637円60銭のいずれか高い値とする。ただし、上記計算の結果、修正後転換比率が当該修正日の前日現在有効な転換比率を下回る場合には、修正前転換比率をもって修正後転換比率とする。

### (二)転換比率の調整

転換比率は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込 金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合に は、下記算式により調整される。

調整後 = 調整前 転換比率 = 転換比率 ×・ 既発行 + 新規発行 普通株式数 + 普通株式数

> 新規発行 1株当たり 普通株式数 X 払込金額

既発行 + - 普通株式数

1株当たり時価

また、転換比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。

# (ホ) 転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

転換により発行す = 優先株主が転換請求のた × 転換比率 べき普通株式数 = めに提出した優先株式数 × 転換比率 普通株式への一斉転換

平成18年7月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成18年8月1日をもって、2,000円を平成18年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。

なお、この普通株式の数は、優先株式1株につき3.137株を上限とする。ただし、普通株式の併合または分割が行われた場合には、3.137株に普通株式1株の併合または分割後の株数を乗じた株数を上限株数とする。

提出日現在(平成16年12月27日現在)

### (口) 転換比率

転換比率は3.060とする。

### (八)転換比率の修正

転換比率は、平成17年8月1日(以下「修正日」という。)に、下記算式により計算される転換比率に修正される。

上記算式で使用する時価は、修正日に先立つ45取引日目に 始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の 平均値または63万7,600円のいずれか高い値とする。ただし、 上記計算の結果、修正後転換比率が当該修正日の前日現在有 効な転換比率を下回る場合には、修正前転換比率をもって修 正後転換比率とする。

### (二)転換比率の調整

転換比率は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込 金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合に は、下記算式により調整される。

調整後 = 調整前 転換比率 = 転換比率 × 
 既発行
 # 新規発行

 普通株式数
 # 普通株式数

 新規発行
 1 株当たり

 普通株式数
 X 払込金額

また、転換比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。

## (ホ) 転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

転換により発行す = 優先株主が転換請求のた × 転換比率 がき普通株式数 がに提出した優先株式数 × 転換比率 普通株式への一斉転換

平成18年7月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成18年8月1日をもって、200万円を平成18年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。

なお、この普通株式の数は、優先株式1株につき3.137株を上限とする。ただし、普通株式の併合または分割が行われた場合には、3.137株に普通株式1株の併合または分割後の株数を乗じた株数を上限株数とする。

### 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株 主総会において議決権を有しない。

#### 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新 株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新 株予約権および社債の引受権を与えない。

#### 優先順位

第三種から第十種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十一種から第十三種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。

(6) 第七回第七種優先株式の内容は次のとおりであります。

# 優先配当金

### (イ)優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、 優先株式1株につき年14円の優先配当金を支払う。ただし、 当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支 払ったときは、その額を控除した額とする。

# (口)非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

# (八) 非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

# (二)優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき7円の優先中間配当金を支払う。

## 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000円のほか残余財産の分配を行わない。

# 普通株式への転換

# (イ)転換請求期間

平成17年8月1日から平成20年7月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

# 提出日現在(平成16年12月27日現在)

#### 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株 主総会において議決権を有しない。

#### 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができ る

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新 株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新 株予約権および社債の引受権を与えない。

#### 優先順位

第三種から第十種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中 間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の 優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に 優先する。

なお、提出日現在の発行数には、平成16年12月1日から半期報告書を提出する日までの普通株式への転換による減少数は含まれておりません。

(6) 第七回第七種優先株式の内容は次のとおりであります。

### 優先配当金

### (イ)優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、 優先株式1株につき年1万4,000円の優先配当金を支払う。た だし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一 部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

# (口)非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

# (八) 非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない.

# (二)優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき7,000円の優先中間配当金を支払う。

## 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき200万円を支払う。優先株主に対しては、上記200万円のほか残余財産の分配を行わない。

# 普通株式への転換

# (イ)転換請求期間

平成17年8月1日から平成20年7月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

### (口) 当初転換比率

当初転換比率は、下記算式により計算される。

上記算式で使用する時価は、平成17年8月1日に先立つ45 取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会 社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値または637円60銭のいずれか高い値とする。

### (八)転換比率の修正

当初転換比率は、平成18年8月1日以降平成19年8月1日 まで毎年8月1日(以下「修正日」という。)に、下記算式 により計算される転換比率に修正される。

上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値または637円60銭のいずれか高い値とする。ただし、上記計算の結果、修正後転換比率が当該修正日の前日現在有効な転換比率を下回る場合には、修正前転換比率をもって修正後転換比率とする。

# (二)転換比率の調整

転換比率は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込 金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合に は、下記算式により調整される。

新規発行 1株当たり 普通株式数 × 払込金額

1株当たり時価

また、転換比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整 される

# (ホ) 転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

転換により発行す = 優先株主が転換請求のた × 転換比率 べき普通株式数 がに提出した優先株式数 × 転換比率 普通株式への一斉転換

平成20年7月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成20年8月1日をもって、2,000円を平成20年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値

なお、この普通株式の数は、優先株式1株につき3.137株を上限とする。ただし、普通株式の併合または分割が行われた場合には、3.137株に普通株式1株の併合または分割後の株数を乗じた株数を上限株数とする。

の千分の一の値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。

提出日現在(平成16年12月27日現在)

### (口) 当初転換比率

当初転換比率は、下記算式により計算される。

上記算式で使用する時価は、平成17年8月1日に先立つ45 取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値または63万7,600円のいずれか高い値とする

### (八)転換比率の修正

当初転換比率は、平成18年8月1日以降平成19年8月1日 まで毎年8月1日(以下「修正日」という。)に、下記算式 により計算される転換比率に修正される。

上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値または63万7,600円のいずれか高い値とする。ただし、上記計算の結果、修正後転換比率が当該修正日の前日現在有効な転換比率を下回る場合には、修正前転換比率をもって修正後転換比率とする。

# (二)転換比率の調整

転換比率は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込 金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合に は、下記算式により調整される。

調整後 = 調整前 \* -------転換比率 転換比率 \* -------

既発行 新規発行 普通株式数 普通株式数

> 新規発行 1株当たり 普通株式数 × 払込金額

既発行 + · 普通株式数

\_\_\_\_\_\_1 株当たり時価

また、転換比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。

# (ホ) 転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

転換により発行す = 優先株主が転換請求のた × 転換比率 べき普通株式数 = めに提出した優先株式数 × 転換比率

## 普通株式への一斉転換

平成20年7月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成20年8月1日をもって、200万円を平成20年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。

なお、この普通株式の数は、優先株式1株につき3.137株を上限とする。ただし、普通株式の併合または分割が行われた場合には、3.137株に普通株式1株の併合または分割後の株数を乗じた株数を上限株数とする。

#### 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株 主総会において議決権を有しない。

#### 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予 約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予 約権および社債の引受権を与えない。

#### 優先順位

第三種から第十種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十一種から第十三種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。

(7) 第八回第八種優先株式の内容は次のとおりであります。

# 優先配当金

### (イ)優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、 優先株式1株につき年47円60銭の優先配当金を支払う。ただ し、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部 を支払ったときは、その額を控除した額とする。

### (口)非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

### (八) 非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

# (二)優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき23円80銭の優先中間配当金を支払う。

# 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000円のほか残余財産の分配を行わない。

## 強制償還

平成16年8月1日以降いつでも、優先株式の全部または一部を強制償還することができる。一部償還をするときは抽選その他の方法により行う。償還価額は1株につき2,000円に優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数で日割計算した額を加算した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

## 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株 主総会において議決権を有しない。

#### 提出日現在 (平成16年12月27日現在)

#### 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株 主総会において議決権を有しない。

#### 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができ る

優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予 約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予 約権および社債の引受権を与えない。

#### 優先順位

第三種から第十種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中 間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の 優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に 優先する。

(7) 第八回第八種優先株式の内容は次のとおりであります。

#### 優先配当金

### (イ)優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年4万7,600円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

### (口)非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

### (八) 非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

# (二)優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2万3,800円の優先中間配当金を支払う。

# 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき200万円を支払う。優先株主に対しては、上記200万円のほか残余財産の分配を行わない。

## 強制償還

平成16年8月1日以降いつでも、優先株式の全部または一部を強制償還することができる。一部償還をするときは抽選その他の方法により行う。償還価額は1株につき200万円に優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数で日割計算した額を加算した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

## 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株 主総会において議決権を有しない。

### 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができ る

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新 株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新 株予約権および社債の引受権を与えない。

#### 優先順位

第三種から第十種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十一種から第十三種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。

(8) 第九回第九種優先株式の内容は次のとおりであります。

## 優先配当金

### (イ)優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、 優先株式1株につき年17円50銭の優先配当金を支払う。ただ し、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部 を支払ったときは、その額を控除した額とする。

## (口)非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

#### (八) 非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない.

## (二)優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき8円75銭の優先中間配当金を支払う。

## 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき1,250円を支払う。優先株主に対しては、上記1,250円のほか残余財産の分配を行わない。

# 普通株式への転換

## (イ) 転換請求期間

平成15年9月1日から平成21年8月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

# (口)転換価額

転換価額は、331円とする。

# 提出日現在(平成16年12月27日現在)

### 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新 株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新 株予約権および社債の引受権を与えない。

#### 優先順位

第三種から第十種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中 間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の 優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に 優先する。

(8) 第九回第九種優先株式の内容は次のとおりであります。

## 優先配当金

### (イ)優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、 優先株式1株につき年1万7,500円の優先配当金を支払う。た だし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一 部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

## (口)非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

#### (八) 非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない.

### (二)優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき8,750円の優先中間配当金を支払う。

## 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき125万円を支払う。優先株主に対しては、上記125万円のほか残余財産の分配を行わない。

# 普通株式への転換

## (イ)転換請求期間

平成15年9月1日から平成21年8月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

# (口)転換価額

転換価額は、454,000円とする。

### (八)転換価額の修正

転換価額は、平成17年9月1日以降平成20年9月1日まで の毎年9月1日(以下それぞれ「修正日」という。)にその 時点での時価に1.025を乗じた金額に修正される。なお、計算 の結果1円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げる。た だし、計算の結果修正後転換価額が331円を下回る場合は、修 正後転換価額は331円とする。「時価」とは、各修正日に先立 つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株 式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引 の毎日の終値の千分の一の値の平均値とする。

## (二) 転換価額の調整

転換価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込 金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合に は、次の算式により調整される。ただし、当該算式により計 算される転換価額が100円を下回る場合には、100円をもって 調整後転換価額とする。

> 1株当たり 新規発行 普通株式数 × 払込金額 既発行 普通株式数

調整後 = 調整前 × · · 転換価額 × ·

既発行 新規発行 既先1」 + 利成先1」 普通株式数 + 普通株式数

転換価額

1株当たり時価

また、転換価額は、株式会社みずほフィナンシャルグルー プにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整 される。

## (ホ) 転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとお りとする。

優先株主が転換請求のた めに提出した優先株式数 ×1,250円 転換により発行す べき普通株式数

# 普通株式への一斉転換

平成21年8月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成 21年9月1日をもって、1,250円を平成21年9月1日に先立つ45 取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社み ずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値 の千分の一の値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。 なお、この普通株式の数は1,250円を331円で除して得られる株式 の数を上限とする。

# 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株 主総会において議決権を有しない。

# 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができ る。

優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予 約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予 約権および社債の引受権を与えない。

#### 提出日現在 (平成16年12月27日現在)

### (八)転換価額の修正

転換価額は、平成17年9月1日以降平成20年9月1日まで の毎年9月1日(以下それぞれ「修正日」という。)にその 時点での時価に1.025を乗じた金額に修正される。なお、計算 の結果1,000円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げる。 ただし、計算の結果修正後転換価額が33万1,000円を下回る場 合は、修正後転換価額は33万1,000円とする。「時価」とは、 各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取 引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通 株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。

## (二) 転換価額の調整

転換価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込 金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合に は、次の算式により調整される。ただし、当該算式により計 算される転換価額が10万円を下回る場合には、10万円をもっ て調整後転換価額とする。

1株当たり 新規発行 普通株式数 × 払込金額 既発行 普通株式数 + 1株当たり時価 調整後 = 調整前 転換価額 = 転換価額 × 新規発行 既発行 普通株式数 普通株式数

また、転換価額は、株式会社みずほフィナンシャルグルー プにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整 される。

## (ホ) 転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとお りとする。

優先株主が転換請求のた めに提出した優先株式数 × 125万円 転換により発行す べき普通株式数 転換価額

# 普通株式への一斉転換

平成21年8月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成 21年9月1日をもって、125万円を平成21年9月1日に先立つ45 取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社み ずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値 の平均値で除して得られる数の普通株式となる。なお、この普通 株式の数は125万円を33万1,000円で除して得られる株式の数を上 限とする。

# 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株 主総会において議決権を有しない。

## 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができ

優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予 約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予 約権および社債の引受権を与えない。

### 優先順位

第三種から第十種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十一種から第十三種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。

(9) 第十回第十種優先株式の内容は次のとおりであります。 優先配当金

## (イ)優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、 優先株式1株につき年5円38銭の優先配当金を支払う。ただ し、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部 を支払ったときは、その額を控除した額とする。

#### (口)非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

### (八) 非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

## (二)優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2円69銭の優先中間配当金を支払う。

## 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき1,250円を支払う。優先株主に対しては、上記1,250円のほか残余財産の分配を行わない。

## 普通株式への転換

# (イ)転換請求期間

平成15年7月1日から平成21年8月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

## (口) 転換価額

転換価額は、454円とする。

# (八)転換価額の修正

転換価額は、平成17年9月1日以降平成20年9月1日までの毎年9月1日(以下それぞれ「修正日」という。)にその時点での時価に1.025を乗じた金額に修正される。なお、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げる。ただし、計算の結果修正後転換価額が331円を下回る場合には、修正後転換価額は331円とする。「時価」とは、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値とする。

# 提出日現在(平成16年12月27日現在)

#### 優先順位

第三種から第十種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。

なお、提出日現在の発行数には、平成16年12月1日から半期報告書を提出する日までの普通株式への転換による減少数は含まれておりません。

(9) 第十回第十種優先株式の内容は次のとおりであります。

### 優先配当金

#### (イ)優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年5,380円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

#### (口)非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

## (八) 非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

## (二)優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2,690円の優先中間配当金を支払う。

## 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき125万円を支払う。優先株主に対しては、上記125万円のほか残余財産の分配を行わない。

# 普通株式への転換

# (イ)転換請求期間

平成15年7月1日から平成21年8月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

## (口) 転換価額

転換価額は、454,000円とする。

# (八)転換価額の修正

転換価額は、平成17年9月1日以降平成20年9月1日までの毎年9月1日(以下それぞれ「修正日」という。)にその時点での時価に1.025を乗じた金額に修正される。なお、計算の結果1,000円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げる。ただし、計算の結果修正後転換価額が33万1,000円を下回る場合には、修正後転換価額は33万1,000円とする。「時価」とは、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。

### (二)転換価額の調整

転換価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。ただし、当該算式により計算される転換価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後転換価額とする。

調整後 調整前 転換価額 × 振発行 \* 1株当たり 普通株式数 \* 払込金額 \* 1 株当たり時価 転換価額 × 振発行 \* 新規発行 \* 新規発行 \* 新規発行 \* 普通株式数 \* 普通株式数 \* 普通株式数

また、転換価額は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。

#### (ホ)転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

### 普通株式への一斉転換

平成21年8月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年9月1日をもって、1,250円を平成21年9月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。なお、この普通株式の数は、1,250円を331円で除して得られる株式の数を上限とする。

# 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株 主総会において議決権を有しない。

## 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予 約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予 約権および社債の引受権を与えない。

## 優先順位

第三種から第十種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中 間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十一種か ら第十三種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金 および残余財産の支払に優先する。

# 提出日現在(平成16年12月27日現在)

### (二)転換価額の調整

転換価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。ただし、当該算式により計算される転換価額が10万円を下回る場合には、10万円をもって調整後転換価額とする。

また、転換価額は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。

#### (ホ)転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

転換により発行す べき普通株式数 = 優先株主が転換請求のた × 125万円 転換価額 転換価額

### 普通株式への一斉転換

平成21年8月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年9月1日をもって、125万円を平成21年9月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。なお、この普通株式の数は、125万円を33万1,000円で除して得られる株式の数を上限とする。

# 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株 主総会において議決権を有しない。

# 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができ ス

優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予 約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予 約権および社債の引受権を与えない。

## 優先順位

第三種から第十種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中 間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の 優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に 優先する。

なお、提出日現在の発行数には、平成16年12月1日から半期報告書を提出する日までの普通株式への転換による減少数は含まれておりません。

# (10)第十一回第十三種優先株式の内容は次のとおりであります。

### (イ)優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、 優先株式1株につき年80円の優先配当金を支払う。ただし、 当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支 払ったときは、その額を控除した額とする。

### (口)非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して、優先配当金の 全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年 度以降に累積しない。

### (八) 非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

## (二)優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき40円の優先中間配当金を支払う。

#### 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき1,000円を支払う。優先株主に対しては、上記1,000円のほか残余財産の分配を行わない。

#### 強制償還

平成20年4月1日以降はいつでも、優先株式の全部または一部を強制償還することができる。一部償還をするときは、抽選その他の方法により行う。償還価額は、1株につき1,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数で日割計算した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

# 議決権条項

株主総会において議決権を有しない。

# 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新 株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新 株予約権および社債の引受権を与えない。

# 優先順位

第十一種から第十三種までの各種の優先株式の優先配当金、優 先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第三種 から第十種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金 および残余財産の支払に劣後する順位とする。

# 提出日現在(平成16年12月27日現在)

(10) 第十一回第十三種優先株式の内容は次のとおりであります。

#### 優先配当金

### (イ)優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、 優先株式1株につき年1万6,000円の優先配当金を支払う。た だし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一 部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

### (口)非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して、優先配当金の 全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年 度以降に累積しない。

#### (八) 非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

## (二)優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき8,000円の優先中間配当金を支払う。

### 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき20万円を支払う。優先株主に対しては、 上記20万円のほか残余財産の分配を行わない。

#### 強制償還

平成20年4月1日以降はいつでも、優先株式の全部または一部を強制償還することができる。一部償還をするときは、抽選その他の方法により行う。償還価額は、1株につき20万円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を200で除した額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数で日割計算し、得られた額を200倍した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

# 議決権条項

株主総会において議決権を有しない。

# 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新 株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新 株予約権および社債の引受権を与えない。

# 優先順位

第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余 財産の支払順位は、第三種から第十種までの各種の優先株式の優 先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に劣後する順位 とする。

# (2)【新株予約権等の状況】 該当ありません。

# (3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減 額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成16年4月1日~		0 106 064		1 070 065 000		259 247 410
平成16年 9 月30日	-	8,186,964	-	1,070,965,000	-	258,247,419

(注)当中間会計期間の末日後、平成16年9月17日を効力発生日とする「株主総会決議事項についての会社の提案の内容に対する同意書」にて全株主の同意を得、平成16年9月18日付「株式併合につき株券提出公告」の株券提出期間満了日の翌日である平成16年10月19日に効力が発生した当行株式併合に伴い、当行の発行済株式総数は、81億7,588万9千株減少して1,107万4千株となっております。

# (4)【大株主の状況】 普通株式

# 平成16年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	6,831,124	100.00
計		6,831,124	100.00

# 第二回第四種優先株式

# 平成16年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	64,500	100.00
計		64,500	100.00

# 第三回第三種優先株式

# 平成16年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	53,750	100.00
計		53,750	100.00

# 第四回第三種優先株式

# 平成16年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	53,750	100.00
計		53,750	100.00

# 第五回第五種優先株式

# 平成16年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	18,810	100.00
計		18,810	100.00

# 第六回第六種優先株式

# 平成16年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	57,000	100.00
計		57,000	100.00

# 第七回第七種優先株式

# 平成16年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	57,000	100.00
計		57,000	100.00

# 第八回第八種優先株式

# 平成16年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	85,500	100.00
計		85,500	100.00

# 第九回第九種優先株式

# 平成16年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	121,800	100.00
計		121,800	100.00

# 第十回第十種優先株式

# 平成16年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	121,800	100.00
計		121,800	100.00

# 第十一回第十三種優先株式

# 平成16年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグ ループ	  東京都千代田区大手町一丁目5番5号 	721,930	100.00
計		721,930	100.00

# (5)【議決権の状況】 【発行済株式】

平成16年9月30日現在

	区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
				第十一回第十三種優先株 式の内容は、
		第十一回第十三		「1.株式等の状況」
無議	決権株式	種優先株式		「(1)株式の総数等」
***********				「発行済株式」
		721,930,000		(注) 2 (10)に記載のとお
				りであります。
議決	権制限株式(自己株式等)			
議決	権制限株式(その他)			
完全	議決権株式(自己株式等)			
完全記	議決権株式(その他)	7,465,034,000	7,465,034	
				権利内容に何ら限定のな
	普通株式	6,831,124,000	6,831,124	い当行における標準とな
_				る株式であります。
	優先株式	633,910,000	633,910	
	第二回第四種優先株式	64,500,000	64,500	
	第三回第三種優先株式	53,750,000	53,750	各種類の株式の内容は、
	第四回第三種優先株式	53,750,000	53,750	「1.株式等の状況」
	第五回第五種優先株式	18,810,000	18,810	「(1)株式の総数等」
	第六回第六種優先株式	57,000,000	57,000	一 「 発行済株式」
	第七回第七種優先株式	57,000,000	57,000	ー (注)2(1)~(9)に記載 - のとおりであります。
	第八回第八種優先株式	85,500,000	85,500	
	第九回第九種優先株式	121,800,000	121,800	
	第十回第十種優先株式	121,800,000	121,800	
				権利内容に何ら限定のな
単元	未満株式	普通株式 612		い当行における標準とな
				る株式であります。
	<b>万済株式総数</b>	8,186,964,612		
総株	主の議決権		7,465,034	

(注) 第二回第四種から第十回第十種の各優先株式については、平成14年6月24日開催の定時株主総会以降、議決権が発生しておりましたが、平成16年6月24日を効力発生日とする「株主総会決議事項の会社の提案の内容に対する同意書」にて本優先株式の株主に対し配当金を支払うことについて全株主の同意を得たため、同日以降、無議決権株式となっております。

# 【自己株式等】

平成16年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)

# 2【株価の推移】

当行株式は非上場であり、かつ店頭登録もしておりませんので、該当事項はありません。

# 3【役員の状況】

- (1)新任役員 該当ありません。
- (2) 退任役員 該当ありません。

# (3) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役副頭取 (代表取締役) 内部監査統括役員	取締役副頭取 (代表取締役) コンプライアンス統括グループ統括役員	中山 恒博	平成16年11月8日

# 第5【経理の状況】

1. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)は、改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき、当中間連結会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)は、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2.当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)は、改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき、当中間会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)は、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3.前中間連結会計期間(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)の中間連結財務諸表及び前中間会計期間(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、新日本監査法人及び中央青山監査法人の監査証明を受けております。

当中間連結会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)の中間連結財務諸表及び当中間会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、新日本監査法人の監査証明を受けております。

# 1【中間連結財務諸表等】

# (1)【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

1. 中间建筑县间入1流仪		前中間連結会計算 (平成15年9月3		当中間連結会計		前連結会計年 連結貸借対照 (平成16年3月	<b>照表</b>
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部) 現金預け金 コールローン及び買入手形 買現先勘定 債券貸借取引支払保証金 買入金銭債権	9	3,327,170 464,304 4,048,920 4,239,216 73,372	4.90 0.68 5.96 6.25 0.11	2,688,600 265,084 4,104,979 5,992,901 87,266	3.80 0.37 5.80 8.46 0.12	3,326,355 315,797 4,382,306 5,042,593 121,500	4.80 0.46 6.32 7.28 0.18
特定取引資産 金銭の信託	2,9	8,574,472 15,016	12.63 0.02	10,420,192	14.71 0.01	7,504,500 10,753	10.83 0.02
有価証券	1, 2,9	14,264,910	21.02	14,461,647	20.42	16,754,326	24.18
貸出金	3, 4,5, 6,7, 8,9,	26,698,475	39.33	26,050,108	36.78	25,626,805	36.98
外国為替	8,9	588,015	0.87	552,708	0.78	466,172	0.67
その他資産	9, 11,16 9,	3,296,957	4.86	3,882,400	5.48	3,765,217	5.43
動産不動産	12,13	275,725	0.41	170,388	0.24	189,495	0.27
債券繰延資産 繰延税金資産		37 736,518	0.00 1.09	8 484,174	0.00 0.68	18 533,022	0.00 0.77
連結調整勘定		105,031	0.15	76,608	0.11	99,503	0.14
支払承諾見返		2,223,527	3.28	2,254,191	3.18	2,077,836	3.00
貸倒引当金   投資損失引当金		1,051,314 4,760	1.55 0.01	662,738 435	0.94 0.00	924,898 130	1.33 0.00
資産の部合計		67,875,596	100.00	70,836,589	100.00	69,291,176	100.00
(負債の部) 預金 譲渡性預金	9	15,074,972 4,821,362	22.21 7.10	16,142,618 5,004,770	22.79 7.07	16,222,186 5,588,404	23.41 8.07
債券  コールマネー及び売渡手形	9	7,441,695 11,222,231	10.97 16.53	6,079,079 8,978,704	8.58 12.68	6,742,872 9,964,151	9.73 14.38
売現先勘定 債券貸借取引受入担保金	9 9	6,740,720 4,928,010	9.93 7.26	8,285,680 5,895,235	11.70 8.32	7,995,688 5,288,396	11.54 7.63
コマーシャル・ペーパー		292,700	0.43	509,500	0.72	452,800	0.65
特定取引負債   借用金	9,14	6,099,965 1,018,674	8.99 1.50	7,360,561 1,945,225	10.39 2.75	5,621,176 1,465,113	8.11 2.12
旧介並   外国為替	3,14	212,465	0.31	247,170	0.35	346,250	0.50
短期社債		70,000	0.10	180,200	0.25	180,000	0.26
社債 その他負債	15	1,390,855 2,925,663	2.05 4.31	1,039,497 3,202,025	1.47 4.52	1,043,012 2,736,132	1.51 3.95
賞与引当金		12,027	0.02	12,293	0.02	2,730,132	
退職給付引当金		1,487	0.00	3,844	0.00	2,501	0.00
偶発損失引当金	16	142,103	0.21	131,341	0.19	132,739	0.19
│ 特別法上の引当金 │ 繰延税金負債		615 11,928	0.00 0.02	1,037 15,017	0.00 0.02	804 22,304	0.00 0.03
再評価に係る繰延税金負債	12	66,159	0.10	31,535	0.04	35,300	0.05
支払承諾 負債の部合計		2,223,527 64,697,164	3.28 95.32	2,254,191 67,319,531	3.18 95.04	2,077,836 65,940,289	3.00 95.16
(少数株主持分) 少数株主持分 (資本の部)		1,352,950	1.99	1,362,613	1.92	1,287,875	1.86
資本金		1,070,965	1.58	1,070,965	1.51	1,070,965	1.55
資本剰余金		258,247	0.38	258,247	0.36	258,247	0.37
│ 利益剰余金 │ 土地再評価差額金	12	237,514 96,593	0.35 0.14	549,044 46,062	0.78 0.06	408,335 51,539	0.59 0.07
その他有価証券評価差額金	14	248,918	0.14	331,693	0.00	393,084	0.07
為替換算調整勘定		86,758	0.13	101,568	0.14	119,159	0.17
資本の部合計 負債、少数株主持分及び資本の部 合計		1,825,481 67,875,596	2.69	2,154,444 70,836,589	3.04	2,063,012 69,291,176	2.98

# 【中間連結損益計算書】

【中间连知俱鱼门异首	4						
		前中間連結会計 (自 平成15年4, 至 平成15年9,	月1日 月30日)	当中間連結会計 (自 平成16年4) 至 平成16年9)	月1日 月30日)	前連結会計年 要約連結損益記 (自 平成15年4 至 平成16年3	†算書 月 1 日 月31日)
区分	注記番号	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		880,616	100.00	702,762	100.00	1,585,413	100.00
資金運用収益		419,214		383,852		807,418	
(うち貸出金利息)		(241,493)		(198,858)		(453,839)	
(うち有価証券利息配当金)		(108,744)		(95,362)		(213,540)	
信託報酬		20		20		32	
役務取引等収益		82,274		86,577		167,621	
特定取引収益		91,061		60,910		157,142	
その他業務収益		133,108		60,312		201,905	
その他経常収益	1	154,936		111,089		251,293	
経常費用		545,218	61.91	580,545	82.61	1,011,390	63.79
資金調達費用		199,054		182,023		369,781	
(うち預金利息)		(40,574)		(42,229)		(76,027)	
(うち債券利息)		(45,468)		(33,617)		(84,942)	
役務取引等費用		28,327		24,274		53,442	
その他業務費用		60,495		32,438		95,064	
営業経費		164,420		167,727		322,033	
その他経常費用	2	92,920		174,081		171,067	
経常利益		335,397	38.09	122,216	17.39	574,022	36.21
特別利益	3	53,769	6.10	154,362	21.97	60,263	3.80
特別損失	4,5	15,404	1.75	15,571	2.22	21,174	1.34
税金等調整前中間(当期)純利益		373,762	42.44	261,007	37.14	613,111	38.67
法人税、住民税及び事業税		13,671	1.55	14,405	2.05	17,832	1.12
法人税等調整額		152,844	17.36	78,310	11.14	236,899	14.94
少数株主利益		15,685	1.78	20,792	2.96	41,052	2.59
中間(当期)純利益		191,561	21.75	147,498	20.99	317,327	20.02
				·			

# 【中間連結剰余金計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度の 連結剰余金計算書 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
区分	注記番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額(百万円)
(資本剰余金の部) 資本剰余金期首残高 資本剰余金減少高 欠損てん補に伴う 利益剰余金への振替 資本剰余金中間期末(期末)残高		1,271,230 1,012,982 1,012,982 258,247	258,247 - - 258,247	1,271,230 1,012,982 1,012,982 258,247
(利益剰余金の部) 利益剰余金期首残高 利益剰余金増加高 中間(当期)純利益 欠損な利補に伴う 資本剰余金からの振替 土地再評価差額金取崩による 利益剰余金増加高 利益剰余金増加高 利益剰余金 配当金 利益剰余金、削末)残高		970,570 1,208,084 191,561 1,012,982 3,540 237,514	408,335 152,984 147,498 - 5,486 12,275 12,275 549,044	970,570 1,378,905 317,327 1,012,982 48,594 - - - 408,335

# 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度の連結キャ   ッシュ・フロー計算書   (自 平成15年4月1日   至 平成16年3月31日)
区分	注記番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期)純利益		373,762	261,007	613,11
減価償却費		20,089	18,474	38,56
減損損失		-	10,185	
連結調整勘定償却額		5,527	5,527	11,26
持分法による投資損益( )		1,293	1,606	2,70
貸倒引当金の増加額		17,058	261,941	146,43
投資損失引当金の増加額		229	305	4,8
偶発損失引当金の増加額		978	1,397	8,38
賞与引当金の増加額		8,463	10,896	2,64
退職給付引当金の増加額		908	1,342	10
資金運用収益		419,214	383,852	807,4
資金調達費用		199,054	182,023	369,78
有価証券関係損益( )		181,969	56,959	265,59
金銭の信託の運用損益( )		261	311	41
為替差損益( )		2,188	24,334	12,0
動産不動産処分損益( )		10,233	3,604	7,4
退職給付信託設定関係損益( )		10,840	-	11,0
特定取引資産の純増( )減		285,502	2,845,178	1,390,7
特定取引負債の純増減( )		621,982	1,703,040	114,4
貸出金の純増( )減		1,210,388	385,201	2,404,6
預金の純増減( )		196,083	79,633	1,302,2
譲渡性預金の純増減( )		1,129,453	583,634	1,893,5
債券の純増減( )		436,029	663,792	1,134,8
借用金(劣後特約付借入金を除 く)の純増減( )		4,540	482,349	96,7
預け金(中央銀行預け金を除く) の純増( ) 減		107,087	364,396	533,0
コールローン等の純増( )減		15,218	553,976	227,1
債券貸借取引支払保証金の純増 ( )減		297,644	950,307	1,101,0
コールマネー等の純増減()		4,299,818	902,235	4,261,5
コマーシャル・ペーパーの純増減		139,300	56,700	299,4
( ) 債券貸借取引受入担保金の純増減		988,997	606,839	1,349,3
( ) 外国為替(資産)の純増( )減		43,569	86,401	78,5
外国為替(負債)の純増減())		34,386	99,085	167,6
短期社債(負債)の純増減())		70,000	200	180,0
普通社債の発行・償還による純増		5,814	33,387	34,0
減( ) 資金運用による収入		478,416	390,467	860,8
資金調達による支出		243,861	167,111	410,10
その他		728,978	193,006	981,6
小計		1,021,317	3,324,380	1,307,10
		5,285	17,107	13,54
営業活動によるキャッシュ・フロー		1,026,603	3,341,487	1,293,6

		前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度の連結キャ   ッシュ・フロー計算書   (自 平成15年4月1日   至 平成16年3月31日)
区分	注記番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		19,691,687	17,998,493	42,713,97
有価証券の売却による収入		16,411,523	14,056,404	35,736,09
有価証券の償還による収入		4,058,795	6,299,169	4,994,00
金銭の信託の増加による支出		117	2,554	1,81
金銭の信託の減少による収入		7,439	5,118	17,22
動産不動産の取得による支出		6,409	5,382	14,40
動産不動産の売却による収入		8,521	15,295	100,05
連結範囲の変動を伴う子会社株式 の取得による支出		-	-	25
連結範囲の変動を伴う子会社株式 の売却による収入		50,716	-	50,71
連結範囲の変動を伴わない子会社 株式の取得による支出		-	-	44,79
投資活動によるキャッシュ・フロー		838,782	2,369,557	1,877,16
財務活動によるキャッシュ・フロー				
劣後特約付借入による収入		109	20,000	339,21
劣後特約付借入金の返済による支 出		-	41,747	68
劣後特約付社債の発行による収入		-	172,210	108,54
劣後特約付社債の償還による支出		15,000	219,500	497,0
少数株主からの払込みによる収入		576,972	74,910	576,97
配当金支払額		-	12,275	
少数株主への配当金支払額		14,722	26,908	32,46
財務活動によるキャッシュ・フロー		547,358	33,311	494,57
現金及び現金同等物に係る換算差額		510	382	20
現金及び現金同等物の増加額		359,027	1,005,624	88,77
現金及び現金同等物の期首残高		1,953,873	1,865,102	1,953,8
現金及び現金同等物の中間期末 (期末) 残高	1	2,312,900	859,477	1,865,10

前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日至 平成16年4月1日至 平成16年9月30日)  1 . 連結の範囲に関する事項 (1) 連結子会社 52社 主要な会社名 みずほ証券株式会社 Mizuho Corporate Bank Nederland N.V. Mizuho Corporate Bank (USA) MHCB America Holdings, Inc. 株式会社みずほコーポレート 株式会社みずほグローバ 株式会社みずほグローバ 株式会社みずほグローバ	1日   31日 )   47社   4は、
主要な会社名 みずほ証券株式会社 Mizuho Corporate Bank Nederland N.V. Mizuho Corporate Bank (USA) MHCB America Holdings, Inc. 株式会社みずほコーポレート ・	t名は、 現 記載してい 記載してい では等等は ではい ではい ではまりました。 ではました。 ではました。 ではました。 ではました。 ではました。 ではました。 ではました。 ではました。 ではました。 ではました。 ではました。 ではました。 ではまた。 ではた。 でと
主要な会社名 みずほ証券株式会社 Mizuho Corporate Bank Nederland N.V. Mizuho Corporate Bank (USA) MHCB America Holdings, Inc. 株式会社みずほコーポレート ・	R 4 . 関 記載してい こ。 サずほグロよ 受立・連結し First 、売却等に
みずほ証券株式会社 Mizuho Corporate Bank Nederland N.V. Mizuho Corporate Bank (USA) MHCB America Holdings, Inc. 株式会社みずほコーポレート  みずほ証券株式会社 Mizuho Corporate Bank (USA) Mizuho Corporate Bank (USA) MHCB America Holdings, Inc. 株式会社みずほコーポレート  みずほ証券株式会社 Mizuho Corporate Bank (USA) Mizuho Corporate Bank (USA)  Mizuho Corporate Bank (USA)  Mizuho Corporate Bank (USA)  「第1 企業の概況 係会社の状況」に記るため省略しました なお、株式会社み ーバル他 2 社は、設 り当連結会計年度か ており、Chekiang F	R 4 · 関 記載してい こ。 ・・ずほグロよ 空立・連結し First 、売却等に
Mizuho Corporate Bank Nederland N.V. Mizuho Corporate Bank (USA) MHCB America Holdings, Inc. 株式会社みずほコーポレート Mizuho Corporate Bank (USA)  Mizuho Corporate Bank (USA)  Mizuho Corporate Bank (Mizuho Corporate Bank (なお、株式会社みず品一パル他 2 社は、設備の表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表	記載してい た。 サずほグロ 设立等によ いら連結し First 、売却等に
Nederland N.V. Mizuho Corporate Bank (USA) MHCB America Holdings, Inc. 株式会社みずほコーポレート  Nederland N.V. Mizuho Corporate Bank (USA) Mizuho Corporate Bank (USA)  Mizuho Corporate Bank (USA)  MHCB America Holdings, Inc. 株式会社みずほコーポレート  Nederland N.V.  Mizuho Corporate Bank (USA)  「パル他 2 社は、設 り当連結会計年度か ており、Chekiang F	た。 →ずほグロ 设立等によ から連結し First 、売却等に
Mizuho Corporate Bank (USA) MHCB America Holdings, Inc. 株式会社みずほコーポレート  Mizuho Corporate Bank (USA) (USA)  MHCB America Holdings, Inc. 株式会社みずほコーポレート  Mizuho Corporate Bank (USA)  ーバル他 2 社は、該  カーバル他 2 社は、該  でおり、Chekiang F	yずほグロ g立等によ から連結し First 、売却等に
(USA) MHCB America Holdings, Inc. MRTS会社みずほコーポレート (USA) (USA) MHCB America Holdings, Inc. (USA) MHCB America Holdings, Inc. でおり、Chekiang F Bank Ltd.他22社は、 まり連結の範囲から	<sub>設立等によ</sub> から連結し First 、売却等に
MHCB America Holdings, Inc. Inc. Inc. Harden Hard	から連結し First 、売却等に
Inc.       Tおり、Chekiang F         株式会社みずほコーポレ       株式会社みずほコーポレ       Bank Ltd.他22社は、         ート       ート       より連結の範囲から	First 、売却等に
株式会社みずほコーポレ 株式会社みずほコーポレ Bank Ltd.他22社は、 ート ート より連結の範囲から	、売却等に
ート ート より連結の範囲から	
	· 74417
│ 株式会社みずほグローバ │ 株式会社みずほグローバ │ おります。	がいして
II	
なお、株式会社みずほグロ なお、MCM Investment	
ーバル他 2 社は、設立により Advisory,L.L.C.他 1 社は、	
当中間連結会計期間から連結 設立により当中間連結会計期	
しており、Chekiang First 間から連結しております。	
Bank Ltd.他17社は、売却等	
により連結の範囲から除外し	
ております。	
(2) 非連結子会社   (2) 非連結子会社   (2) 非連結子会社   (2) 非連結子会社	
主要な会社名 主要な会社名 主要な会社名	
ONKD, Inc. IBJ Australia Bank ONKD,Inc.	
非連結子会社は、その資 Limited 非連結子会社は、	その咨
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
佐、経帯収益、中間紀須益   非建論丁去社は、その員   佐、経帯収益、ヨ朔 (持分に見合う額)及び利益   産、経常収益、中間純損益   (持分に見合う額)	
剰余金(持分に見合う額)等 (持分に見合う額)及び利益 剰余金(持分に見合う額) スパー カミュス されの質問からい 利合金(おひに見合うの) 第一 カミュス されの質	
からみて、連結の範囲から除 剰余金(持分に見合う額)等 からみて、連結の範囲から除 カラス ははる答案はこれ	
いても企業集団の財政状態及   からみて、連結の範囲から除   いても企業集団の財	
び経営成績に関する合理的ないでも企業集団の財政状態及び経営成績に関する	
判断を妨げない程度に重要性 び経営成績に関する合理的な 判断を妨げない程度	
が乏しいため、連結の範囲か 判断を妨げない程度に重要性 が乏しいため、連結	
ら除外しております。 が乏しいため、連結の範囲か ら除外しております	۲.
ら除外しております。	
2 . 持分法の適用に関する事 (1) 持分法適用の非連結子会社 (1) 持分法適用の非連結子会社 (1) 持分法適用の非連結	<b></b> 子会社
項	0 社
│ (2) 持分法適用の関連会社 23社 │ (2) 持分法適用の関連会社 19社 │ (2) 持分法適用の関連会	<b>≩社 24社</b>
主要な会社名 主要な会社名 主要な会社名 主要な会社名	
新光証券株式会社 新光証券株式会社 新光証券株式会社 新光証券株式会社 新光証券株式会	ὲ社
芙蓉総合リース株式会社   芙蓉総合リース株式会社   芙蓉総合リース株式会社   芙蓉総合リース	く株式会社
興銀リース株式会社   なお、ポラリス・プリンシ   興銀リース株式	で会社
なお、株式会社みずほアド パル・ファイナンス株式会社 なお、株式会社み	<del>չ</del> ずほアド
バイザリー他2社は、設立等 他1社は、設立により当中間 バイザリー他3社は	は、設立等
により当中間連結会計期間か 連結会計期間から持分法を適 により当連結会計年	₣度から持
ら持分法を適用しており、株用しており、興銀リース株式か法を適用しており	)、株式会
式会社ワールドゲートウェイ 会社他 6 社は、上場に伴う株 社ワールドゲートウ	フェイ他 3
他3社は、清算等により持分 式売出引受等により持分法の 社は、清算等により	)持分法の
法の対象から除いておりま 対象から除いております。 対象から除いており	
す。	*

	T	T	T
	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	(3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 ONKD, Inc.	(3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 IBJ Australia Bank Limited	(3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 ONKD,Inc.
	(4) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 Asian-American Merchant Bank Ltd. 持分法非適用の非連結子会 社及び関連会社は、中間純損 益(持分に見合う額)及び利 益剰余金(持分に見合う額) 等からみて、持分法の対象か ら除いても中間連結財務諸表 に重要な影響を与えないた	(4) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 興銀リース株式会社 持分法非適用の非連結子会 社及び関連会社は、中間純損 益(持分に見合う額)及び利 益剰余金(持分に見合う額) 等からみて、持分法の対象か ら除いても中間連結財務諸表 に重要な影響を与えないた め、持分法の対象から除いて	(4) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 Asian-American Merchant Bank Ltd. 持分法非適用の非連結子会 社及び関連会社は、当期純損 益(持分に見合う額)及び利 益剰余金(持分に見合う額) 等からみて、持分法の対象か ら除いても連結財務諸表に重 要な影響を与えないため、持
	め、持分法の対象から除いて おります。	おります。	分法の対象から除いておりま す。
3.連結子会社の中間決算日 (決算日)等に関する事項	(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 4月末日 1社 6月末日 32社 7月末日 1社 9月末日 15社 12月最終営業日の前日 3社	(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 4月末日 1社 6月末日 27社 7月末日 1社 9月末日 17社 12月最終営業日の前日 3社	(1) 連結子会社の決算日は次のと おりであります。 10月末日 1社 12月末日 26社 1月末日 1社 3月末日 16社 6月最終営業日 3社
	(2) 4月末日及び12月最終営業日の前日を中間決算日とする連結子会社は、6月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、また、その他の連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。 中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。	(2) 同左	(2) 10月末日及び6月最終営業日の前日を決算日とする連結子会社は、12月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、また、その他の連結子会社は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。

	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
4.会計処理基準に関する事項	(1) 準及 (1) に対している。 (1) 準定 (1) を表上 (1) により (1) では、取り、 (1) により、 (1) によ	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準同左	(1) 準及 (1) に対している。 (1) を持たいる。 (1
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連結子の関連会社株式についてよる原価法人のうち時間では多のうちは当中の市場価の制御を表しているのでは、そのは関連を表している。 はまり、、大田ののでは、は、大田ののでは、は、大田ののでは、は、大田ののでは、は、大田ののでは、大田のでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田のでは、大田のでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、田ののでは、田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、田ののでは、、田ののでは、	(2) 有価証券の評価基準及び評価 方法 (イ) 同左	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、持分法非適用の計連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社によのではないでは、その他国期では一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個で
	ッ。 (ロ)有価証券運用を主目的とす る単独運用の金銭の信託にお いて信託財産として運用され ている有価証券の評価は、時 価法により行っております。	(口) 同左	(口) 同左

Γ	T	
前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
(3) デリバティブ取引の評価基準 及び評価方法	(3) デリバティブ取引の評価基準 及び評価方法	(3) デリバティブ取引の評価基準 及び評価方法
デリバティブ取引(特定取引	同左	同左
目的の取引を除く)の評価は、		
時価法により行っております。		
(4)減価償却の方法	(4)減価償却の方法	(4)減価償却の方法
動産不動産	動産不動産	動産不動産
当行の動産不動産の減価	同左	当行の動産不動産の減価
償却は、動産については定		償却は、定率法(但し建物
率法を、建物及びその他の		については定額法)を採用
資産については定額法を採		しております。
用し、年間減価償却費見積		なお、主な耐用年数は次
額を期間により按分し計上		のとおりであります。
しております。		建物 3~50年
なお、主な耐用年数は次		動産 2~20年
のとおりであります。		連結子会社の動産不動産
建物 3年~50年		については、資産の見積耐
動産 2年~20年		用年数に基づき、主として
連結子会社の動産不動産		定率法により償却しており
については、資産の見積耐		ます。
用年数に基づき、主として		
定率法により償却しており		
ます。	ハコトウーフ	ソフトウーフ
ソフトウェア 自社利用のソフトウェア	ソフトウェア 同左	ソフトウェア   同左
日 日 日 村 村 田 の グ フ ト ヴェ デ ー につ い て は 、 当 行 及 び 連 結	四生 	四生
子会社で定める利用可能期		
間(主として5年)に基づ		
く定額法により償却してお		
ります。		
(5)繰延資産の処理方法	(5)繰延資産の処理方法	   (5)繰延資産の処理方法
当行の債券繰延資産(債券発	当行の債券繰延資産(債券	当行の債券繰延資産(債券
行費用)は、商法施行規則の規	発行費用)は、商法施行規則	発行費用)は、商法施行規則
定する最長期間(3年)内で、	の規定する最長期間(3年)	の規定する最長期間(3年)
償還期限までの期間に対応して	内で、償還期限までの期間に	内で、償還期限までの期間に
償却しております。	対応して償却しております。	対応して償却しております。
	当行の社債発行費は支出時	当行の社債発行費は支出時
	に全額費用として処理してお	に全額費用として処理してお
	ります。	ります。
	社債発行差金については資	社債発行差金については資
	産として計上し、社債の償還	産として計上し、社債の償還
	期間にわたり均等償却を行っ	期間にわたり均等償却を行っ
	ております。	ております。

前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日) 当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日) 前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

### (6)貸倒引当金の計上基準

当行及び主要な国内連結子会 社の貸倒引当金は、予め定めて いる償却・引当基準に則り、次 のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営 破綻の事実が発生している債務 者(以下「破綻先」という)に 係る債権及びそれと同等の状況 にある債務者(以下「実質破綻 先」という)に係る債権につい ては、以下のなお書きに記載さ れている直接減額後の帳簿価額 から、担保の処分可能見込額及 び保証による回収可能見込額を 控除し、その残額を計上してお ります。また、現在は経営破綻 の状況にないが、今後経営破綻 に陥る可能性が大きいと認めら れる債務者(以下「破綻懸念 先」という)に係る債権につい ては、債権額から、担保の処分 可能見込額及び保証による回収 可能見込額を控除し、その残額 のうち、債務者の支払能力を総 合的に判断し必要と認める額を 計上しております。なお、破綻 懸念先及び注記事項(中間連結 貸借対照表関係) 5の貸出条 件緩和債権等を有する債務者で 与信額が一定額以上の大口債務 者のうち、債権の元本の回収及 び利息の受取りに係るキャッシ ュ・フローを合理的に見積もる ことができる債権については、 当該キャッシュ・フローを貸出 条件緩和実施前の約定利子率等 で割引いた金額と債権の帳簿価 額との差額を貸倒引当金とする 方法(キャッシュ・フロー見積 法)により引き当てておりま す。また、当該大口債務者のう ち、将来キャッシュ・フローを 合理的に見積もることが困難な 債務者に対する債権について は、個別的に予想損失額を算定 し、引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

(6)貸倒引当金の計上基準 当行及び主要な国内連結子

当行及び主要な国内連結子会 社の貸倒引当金は、予め定めて いる償却・引当基準に則り、次 のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営 破綻の事実が発生している債務 者(以下「破綻先」という)に 係る債権及びそれと同等の状況 にある債務者(以下「実質破綻 先」という)に係る債権につい ては、以下のなお書きに記載さ れている直接減額後の帳簿価額 から、担保の処分可能見込額及 び保証による回収可能見込額を 控除し、その残額を計上してお ります。また、現在は経営破綻 の状況にないが、今後経営破綻 に陥る可能性が大きいと認めら れる債務者(以下「破綻懸念 先」という)に係る債権につい ては、債権額から、担保の処分 可能見込額及び保証による回収 可能見込額を控除し、その残額 のうち、債務者の支払能力を総 合的に判断し必要と認める額を 計上しております。なお、破綻 懸念先及び注記事項(中間連結 貸借対照表関係) 5の貸出条 件緩和債権等を有する債務者で 与信額が一定額以上の大口債務 者のうち、債権の元本の回収及 び利息の受取りに係るキャッシ ュ・フローを合理的に見積もる ことができる債権については、 当該キャッシュ・フローを貸出 条件緩和実施前の約定利子率等 で割引いた金額と債権の帳簿価 額との差額を貸倒引当金とする 方法 (キャッシュ・フロー見積 法)により引き当てておりま す。また、当該大口債務者のう ち、将来キャッシュ・フローを 合理的に見積もることが困難な 債務者に対する債権について は、個別的に予想損失額を算定 し、引き当てております。

上記以外の債権については、 過去の一定期間における貸倒実 績等から算出した予想損失率に 基づき計上しております。特定 海外債権については、対象国の 政治経済情勢等に起因して生ず る損失見込額を特定海外債権引 当勘定として計上しておりま す。 (6)貸倒引当金の計上基準

当行及び主要な国内連結子会 社の貸倒引当金は、予め定めて いる償却・引当基準に則り、次 のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営 破綻の事実が発生している債務 者(以下「破綻先」という)に 係る債権及びそれと同等の状況 にある債務者(以下「実質破綻 先」という)に係る債権につい ては、以下のなお書きに記載さ れている直接減額後の帳簿価額 から、担保の処分可能見込額及 び保証による回収可能見込額を 控除し、その残額を計上してお ります。また、現在は経営破綻 の状況にないが、今後経営破綻 に陥る可能性が大きいと認めら れる債務者(以下「破綻懸念 先」という)に係る債権につい ては、債権額から、担保の処分 可能見込額及び保証による回収 可能見込額を控除し、その残額 のうち、債務者の支払能力を総 合的に判断し必要と認める額を 計上しております。破綻懸念先 及び注記事項(連結貸借対照表 関係) 5の貸出条件緩和債権 等を有する債務者で与信額が一 定額以上の大口債務者のうち、 債権の元本の回収及び利息の受 取りに係るキャッシュ・フロー を合理的に見積もることができ る債権については、当該キャッ シュ・フローを貸出条件緩和実 施前の約定利子率等で割引いた 金額と債権の帳簿価額との差額 を貸倒引当金とする方法 (キャ ッシュ・フロー見積法)により 引き当てております。また、当 該大口債務者のうち、将来キャ ッシュ・フローを合理的に見積 もることが困難な債務者に対す る債権については、個別的に予 想損失額を算定し、引き当てて おります。

上記以外の債権については、 過去の一定期間における貸倒実 績等から算出した予想損失率に 基づき計上しております。特定 海外債権については、対象国の 政治経済情勢等に起因して生ず る損失見込額を特定海外債権引 当勘定として計上しておりま す。

I		
前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
すべての債権は、資産の自己	すべての債権は、資産の自己	すべての債権は、資産の自己
査定基準に基づき、営業関連部	査定基準に基づき、営業関連部	査定基準に基づき、営業関連部
署が資産査定を実施し、当該部	署が資産査定を実施し、当該部	署が資産査定を実施し、当該部
署から独立した資産監査部署が	署から独立した資産監査部署が	┃ ┃ 署から独立した資産監査部署が
査定結果を監査しており、その	査定結果を監査しており、その	査定結果を監査しており、その
査定結果に基づいて上記の引当	査定結果に基づいて上記の引当	査定結果に基づいて上記の引当
を行っております。	を行っております。	を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先	なお、破綻先及び実質破綻先	なお、破綻先及び実質破綻先
に対する担保・保証付債権等に	に対する担保・保証付債権等に	に対する担保・保証付債権等に
ついては、債権額から担保の評	ついては、債権額から担保の評	ついては、債権額から担保の評
価額及び保証による回収が可能	一	
と認められる額を控除した残額	と認められる額を控除した残額	と認められる額を控除した残額
を取立不能見込額として債権額	を取立不能見込額として債権額	を取立不能見込額として債権額
から直接減額しており、その金	から直接減額しており、その金	から直接減額しており、その金
額は831,398百万円でありま	額は613,562百万円でありま	額は578,200百万円であります。
す。	す。	その他の連結子会社の貸倒引
その他の連結子会社の貸倒引	その他の連結子会社の貸倒引	当金は、一般債権については過
当金は、一般債権については過	当金は、一般債権については過	去の貸倒実績率等を勘案して必
去の貸倒実績率等を勘案して必	去の貸倒実績率等を勘案して必	要と認めた額を、貸倒懸念債権
要と認めた額を、貸倒懸念債権	要と認めた額を、貸倒懸念債権	等特定の債権については、個別
等特定の債権については、個別	等特定の債権については、個別	に回収可能性を勘案し、回収不
に回収可能性を勘案し、回収不	に回収可能性を勘案し、回収不	能見込額をそれぞれ引き当てて
能見込額をそれぞれ引き当てて	能見込額をそれぞれ引き当てて	おります。
おります。	おります。	
(7)投資損失引当金の計上基準	(7)投資損失引当金の計上基準	(7)投資損失引当金の計上基準
投資損失引当金は、投資に対	同左	当行の投資損失引当金は、投
する損失に備えるため、有価証		資に対する損失に備えるため、
券の発行会社の財政状態等を勘		有価証券の発行会社の財政状態
案して必要と認められる額を計		等を勘案して必要と認められる
上しております。		額を計上しております。
(8) 賞与引当金の計上基準	(8) 賞与引当金の計上基準	(8) 賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、従業員への賞	同左	賞与引当金は、従業員への賞
与の支払いに備えるため、従業		与の支払いに備えるため、従業
員に対する賞与の支給見込額の		員に対する賞与の支給見込額の
うち、当中間連結会計期間に帰		うち、当連結会計年度に帰属す
属する額を計上しております。		る額を計上しております。
(9) 退職給付引当金の計上基準	   (9) 退職給付引当金の計上基準	(9) 退職給付引当金の計上基準
退職給付引当金(含む前払年	退職給付引当金(含む前払年	退職給付引当金(含む前払年
金費用)は、従業員の退職給付	金費用)は、従業員の退職給付	金費用)は、従業員の退職給付
に備えるため、当連結会計年度	に備えるため、当連結会計年度	に備えるため、当連結会計年度
末における退職給付債務及び年	末における退職給付債務及び年	末における退職給付債務及び年
金資産の見込額に基づき、当中	金資産の見込額に基づき、当中	金資産の見込額に基づき、当連
間連結会計期間末において発生	間連結会計期間末において発生	結会計年度末において発生して
していると認められる額を計上	していると認められる額を計上	いると認められる額を計上して
しております。また、数理計算	しております。また、数理計算	おります。また、数理計算上の
上の差異の費用処理方法は以下	上の差異の費用処理方法は以下	あります。また、数珪計算工の   差異の費用処理方法は以下のと
上の左共の賃用処理方法は以下 のとおりであります。	上の左共の賃用処理方法は以下 のとおりであります。	を共の賃用処理力法は以下のC おりであります。
いこのりてめります。	いこのりてめりまり。	<i>თუ (თუგ</i> ყ。

1		
前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
数理計算上の差異	数理計算上の差異	数理計算上の差異:
各連結会計年度の発	各連結会計年度の発	   各連結会計年度の発
生時の従業員の平均残	生時の従業員の平均残	生時の従業員の平均残
存勤務期間(10~12	存勤務期間内の一定の	存勤務期間(10~12
年)による定額法によ	年数による定額法によ	年)による定額法によ
り按分した額を、それ	り按分した額を、それ	り按分した額を、それ
ぞれ発生の翌連結会計	ぞれ発生の翌連結会計	ぞれ発生の翌連結会計
年度から費用処理	年度から費用処理	年度から費用処理
なお、会計基準変更時差異に	なお、会計基準変更時差異に	なお、会計基準変更時差異に
ついては、主として5年による	ついては、主として5年による	ついては、主として5年による
按分額を費用処理することと	按分額を費用処理することと	按分額を費用処理しておりま
し、当中間連結会計期間におい	し、当中間連結会計期間におい	す。
ては同按分額に12分の6を乗じ	ては同按分額に12分の6を乗じ	•
た額を計上しております。	た額を計上しております。	
(追加情報)	た原で町上して切りあり。	【 【 (追加情報)
当行及び国内連結子会社は、		(型加貨報)   当行及び国内連結子会社は、
確定給付企業年金法の施行に伴		当17及び国内建語了芸社は、   確定給付企業年金法の施行に伴
い、厚生年金基金の代行部分に		い、厚生年金基金の代行部分に
ついて、平成15年9月25日に厚		ついて、平成15年9月25日に厚
生労働大臣から将来分支給義務		生労働大臣から将来分支給義務
免除の認可を受けております。		全角調べたがられてがくに表現の   免除の認可を受けております。
これに伴い、当行及び国内連結		これに伴い、当行及び国内連結
子会社は「退職給付会計に関す		これに伴い、当り及び国内建品   子会社は「退職給付会計に関す
る実務指針(中間報告)」(日		J 会社は 返職品内会計に関す   る実務指針(中間報告)」(日
本公認会計士協会会計制度委員		る実務指針(中間報点)」(ロ   本公認会計士協会会計制度委員
会報告第13号)第47 - 2項に定		会報告第13号)第47 - 2項に定
■ 会報日第135 / 第47 - 2頃に足 める経過措置を適用し、当該将		会報日第135万第47・2項に定   める経過措置を適用し、当該将
来分返上認可の日において代行		める経過指量を適用し、当該符   来分返上認可の日において代行
部分に係る退職給付債務と年金		部分に係る退職給付債務と年金
資産を消滅したものとみなして 会計が理をしております		資産を消滅したものとみなして   今計加理をしております。か
会計処理をしております。		会計処理をしております。な
本処理に伴う当中間連結会計		お、当連結会計年度末において
期間における損益に与えている		測定された返還相当額(最低責
影響額は、特別利益として		任準備金)は70,763百万円であ
15,705百万円計上しておりま		ります。   太加理に伴る当連結合計年度
す。 かわ 半中間連結会計期間主		本処理に伴う当連結会計年度
なお、当中間連結会計期間末		における損益に与えている影響
において測定された返還相当額		額は、特別利益として15,705百   FIDst Floor
(最低責任準備金)は63,375百		万円計上しております。 
万円であります。	/40 \ /B 75 LP L T 1 1 1 4 5 5 1 1 4 5 5 1 1	/40 \ /B 22 45 11 11 / 0 0 21 1 1 12 12
(10) 偶発損失引当金の計上基準	(10)偶発損失引当金の計上基準	(10)偶発損失引当金の計上基準
偶発損失引当金は、他の引当	同左	同左
金で引当対象とした事象以外の		
偶発事象に対し、将来発生する		
可能性のある損失を見積もり、		
必要と認められる額を引き当て		
ております。		

I		
前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	(自 平成15年 4 月 1 日 至 平成16年 3 月31日)
(11)特別法上の引当金の計上基準	(11)特別法上の引当金の計上基準	(11)特別法上の引当金の計上基準
特別法上の引当金は、国内連	特別法上の引当金は、国内連	特別法上の引当金は、国内連
結子会社の金融先物取引責任準	結子会社の金融先物取引責任準	結子会社の金融先物取引責任準
備金71百万円及び証券取引責任	備金83百万円及び証券取引責任	備金78百万円及び証券取引責任
準備金543百万円であり、次のと	準備金954百万円であり、次のと	準備金726百万円であり、次のと
おり計上しております。	おり計上しております。	おり計上しております。
(イ)金融先物取引責任準備金	(イ)金融先物取引責任準備金	(イ)金融先物取引責任準備金
金融先物取引等に関して生	同左	同左
じた事故による損失の補てん		
に充てるため、金融先物取引		
法第82条及び同法施行規則第		
29条の規定に定めるところに		
より算出した額を計上してお		
ります。		
(口)証券取引責任準備金	   (口)証券取引責任準備金	   (口)証券取引責任準備金
証券事故による損失に備え	同左	同左
るため、証券取引法第51条に		
基づき証券会社に関する内閣		
府令第35条に定めるところに		
より算出した額を計上してお		
ります。		
(12)外貨建資産・負債の換算基準	(12)外貨建資産・負債の換算基準	(12)外貨建資産・負債の換算基準
当行の外貨建資産・負債及び	当行の外貨建資産・負債及び	当行の外貨建資産・負債及び
海外支店勘定は、取得時の為替	海外支店勘定は、取得時の為替	海外支店勘定は、取得時の為替
相場による円換算額を付す持分	相場による円換算額を付す持分	相場による円換算額を付す持分
法非適用の非連結子会社株式及	法非適用の非連結子会社株式及	法非適用の非連結子会社株式及
び持分法非適用の関連会社株式	び持分法非適用の関連会社株式	び持分法非適用の関連会社株式
を除き、主として中間連結決算	を除き、主として中間連結決算	を除き、主として連結決算日の
日の為替相場による円換算額を	日の為替相場による円換算額を	為替相場による円換算額を付し
付しております。	付しております。	ております。
(会計方針の変更)	連結子会社の外貨建資産・負	(会計方針の変更)
外貨建取引等の会計処理につ	<b>債については、それぞれの中間</b>	外貨建取引等の会計処理につ
きましては、前連結会計年度は	決算日等の為替相場により換算	きましては、前連結会計年度は
「銀行業における外貨建取引等	しております。	「銀行業における外貨建取引等
の会計処理に関する会計上及び		の会計処理に関する会計上及び
監査上の取扱い」(日本公認会		監査上の取扱い」(日本公認会
計士協会業種別監査委員会報告		計士協会業種別監査委員会報告
第25号。以下「業種別監査委員		第25号。以下「業種別監査委員
会報告第25号」という)による		会報告第25号」という)による
経過措置を適用しておりました		経過措置を適用しておりました
が、当中間連結会計期間から		が、当連結会計年度からは、同
は、同報告の本則規定に基づき		報告の本則規定に基づき資金調
資金調達通貨を資金運用通貨に		達通貨を資金運用通貨に変換す
変換する等の目的で行う通貨ス		る等の目的で行う通貨スワップ
ワップ取引及び為替スワップ取		取引及び為替スワップ取引等に
引等については、ヘッジ会計を		ついては、ヘッジ会計を適用し
適用しております。なお、当該		ております。なお、当該ヘッジ
週用してあります。なの、当該   ヘッジ会計の概要につきまして		会計の概要につきましては、
は、「(14)重要なヘッジ会計の		「(14)重要なヘッジ会計の方
方法」に記載しております。		法」に記載しております。
/ 1/4 」に叩手(ひとのりよう。		/4.1 に応事がしてのうみす。

Т		
前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
この結果、従来、期間損益計		この結果、従来、期間損益計
算していた当該通貨スワップ取		算していた当該通貨スワップ取
引及び為替スワップ取引等を時		引及び為替スワップ取引等を時
価評価し、正味の債権及び債務		価評価し、正味の債権及び債務
を中間連結貸借対照表に計上し		を連結貸借対照表に計上したた
たため、従来の方法によった場		め、従来の方法によった場合と
合と比較して、「その他資産」		比較して、「その他資産」は
は6,771百万円増加、「その他負		1,458百万円増加、「その他負
債」は6,714百万円増加しており		債」は1,415百万円増加しており
ます。また、経常利益及び税金		ます。また、経常利益及び税金
等調整前中間純利益はそれぞれ		等調整前当期純利益はそれぞれ
56百万円増加しております。		42百万円増加しております。
また、上記以外の先物外国為		また、上記以外の先物外国為
替取引等に係る円換算差金は、		替取引等に係る円換算差金は、
従来、相殺のうえ「その他資		従来、相殺のうえ「その他資
産」中のその他の資産又は「そ		産」中のその他の資産又は「そ
の他負債」中のその他の負債で		の他負債」中のその他の負債で
純額表示しておりましたが、当		純額表示しておりましたが、当
中間連結会計期間からは、業種		連結会計年度からは、業種別監
別監査委員会報告第25号に基づ		査委員会報告第25号に基づき総
き総額で表示するとともに、		額で表示するとともに、「特定
「特定取引資産」及び「特定取		取引資産」及び「特定取引負
引負債」中の特定金融派生商		債」中の特定金融派生商品又は
品、「その他資産」及び「その		「その他資産」及び「その他負
他負債」中の金融派生商品に含		債」中の金融派生商品に含めて
めて計上しております。この変		計上しております。この変更に
更に伴い、従来の方法によった		伴い、従来の方法によった場合
場合と比較して、「特定取引資		と比較して、「特定取引資産」
産」は253,760百万円、「特定取		は115,232百万円、「特定取引負
引負債」は293,380百万円、「そ		債」は223,917百万円、「その他
の他資産」は550,627百万円、		資産」は671,489百万円、「その
「その他負債」は511,007百万円		他負債」は562,804百万円それぞ
それぞれ増加しております。		れ増加しております。
連結子会社の外貨建資産・負		連結子会社の外貨建資産・負
		「産品」 安性のが真建真産・食
決算日等の為替相場により換算		日等の為替相場により換算して
人が行うの場合により採集しております。		おります。
000000		また、セグメント情報に与え
		る影響は「(セグメント情
		報)」に記載しております。
 (13)リース取引の処理方法	(13) リース取引の処理方法	(13) リース取引の処理方法
当行及び国内連結子会社のリ	同左	同左
ース物件の所有権が借主に移転	1-2-27	1-2-27
すると認められるもの以外のフ		
ァイナンス・リース取引につい		
ては、通常の賃貸借取引に準じ		
た会計処理によっております。		
た女用を生になりてのりより。	<u> </u>	

前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日) 当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日) 前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

# (14)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ (追加情報)

当行の金融資産・負債から 生じる金利リスクに対するへ ッジ会計の方法は、繰延ヘッ ジによっております。前連結 会計年度は「銀行業における 金融商品会計基準適用に関す る会計上及び監査上の取扱 い」(日本公認会計士協会業 種別監查委員会報告第24号。 以下「業種別監査委員会報告 第24号」という)に規定する 経過措置に基づき、多数の貸 出金・預金等から生じる金利 リスクをデリバティブ取引を 用いて総体で管理する「マク ロヘッジ」を実施しておりま したが、当中間連結会計期間 からは、同報告の本則規定に 基づき処理しております。へ ッジ有効性評価の方法につい ては、相場変動を相殺するへ ッジについて、ヘッジ対象と なる預金・貸出金等とヘッジ 手段である金利スワップ取引 等を一定の残存期間毎にグル ーピングのうえ特定し評価し ております。また、キャッシ ュ・フローを固定するヘッジ については、ヘッジ対象とヘ ッジ手段の金利変動要素の相 関関係の検証により有効性の 評価をしております。

また、当中間連結会計期間 末の中間連結貸借対照表に計 上している繰延ヘッジ損益の うち、従来の「マクロへッジ損益 は、「マクロヘッジ」で指定 したそれぞれのヘッジ手段等 の残存期間・平均残存期間に わたって、資金調達費用又は 資金運用収益等として期間配 分しております。

なお、当中間連結会計期間 末における「マクロヘッジ」 に基づく繰延ヘッジ損失は 1,259,360百万円、繰延ヘッジ 利益は1,239,770百万円であり ます。

# (14) 重要なヘッジ会計の方法(イ)金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から 生じる金利リスクに対するへ ッジ会計の方法は、「銀行業 における金融商品会計基準適 用に関する会計上及び監査上 の取扱い」(日本公認会計士 協会業種別監査委員会報告第 24号。以下「業種別監査委員 会報告第24号」という)に規 定する繰延ヘッジによってお ります。ヘッジ有効性評価の 方法については、相場変動を 相殺するヘッジについて、ヘ ッジ対象となる預金・貸出金 等とヘッジ手段である金利ス ワップ取引等を一定の残存期 間毎にグルーピングのうえ特 定し評価しております。ま た、キャッシュ・フローを固 定するヘッジについては、ヘ ッジ対象とヘッジ手段の金利 変動要素の相関関係の検証に より有効性の評価をしており ます。

また、当中間連結会計期間 末の中間連結貸借対照表に計 上している繰延ヘッジ損益の うち、「銀行業における金融 商品会計基準適用に関する当 面の会計ト及び監査トの取扱 い」(日本公認会計十協会業 種別監查委員会報告第15号) を適用して実施しておりまし た多数の貸出金・預金等から 生じる金利リスクをデリバテ ィブ取引を用いて総体で管理 する従来の「マクロヘッジ」 に基づく繰延ヘッジ損益は、 「マクロヘッジ」で指定した それぞれのヘッジ手段等の残 存期間・平均残存期間にわた って、資金調達費用又は資金 運用収益等として期間配分し ております。

なお、当中間連結会計期間 末における「マクロヘッジ」 に基づく繰延ヘッジ損失は 853,324百万円、繰延ヘッジ利 益は812,815百万円でありま す。

# (14) 重要なヘッジ会計の方法(イ)金利リスク・ヘッジ(追加情報)

当行の金融資産・負債から生 じる金利リスクに対するヘッジ 会計の方法は、繰延ヘッジによ っております。前連結会計年度 は「銀行業における金融商品会 計基準適用に関する会計上及び 監査上の取扱い」(日本公認会 計士協会業種別監査委員会報告 第24号。以下「業種別監査委員 会報告第24号」という)に規定 する経過措置に基づき、多数の 貸出金・預金等から生じる金利 リスクをデリバティブ取引を用 いて総体で管理する「マクロへ ッジ」を実施しておりました が、当連結会計年度からは、同 報告の本則規定に基づき処理し ております。ヘッジ有効性評価 の方法については、相場変動を 相殺するヘッジについて、ヘッ ジ対象となる預金・貸出金等と ヘッジ手段である金利スワップ 取引等を一定の残存期間毎にグ ルーピングのうえ特定し評価し ております。また、キャッシ ュ・フローを固定するヘッジに ついては、ヘッジ対象とヘッジ 手段の金利変動要素の相関関係 の検証により有効性の評価をし ております。

また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延へッジ損益のうち、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延へッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。

なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく 繰延ヘッジ損失は1,014,973百万円、繰延ヘッジ利益は986,198百万円であります。 前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引対象である外貨建金銭債権債務等に見合うへッジ手段の外貨。ポジション相当額が存在することを確認することによりへッジの有効性を評価するものであります。

ります。

また、セグメント情報に与 える影響は「(セグメント情 報)」に記載しております。 当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

(口) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負 債から生じる為替を動リス に対するヘッジ会計の方法 は、「銀行業における外貨建 取引等の会計処理に関する会 計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別 監査委員会報告第25号。以下 「業種別監査委員会報告第25 号」という)に規定する繰延 ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減りまる目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップをヘッジ手段とし、へなも貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ所存在すりを確認することを確認することを確認するにしております。

また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジ対るため、事前にヘッジ対対の話が負達有価証券の銘紙では、当該外貨建有価証券について直先負債が存在しての直先負債が存在していることを条件に包び時価へッジを適用しております。

前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

(口)為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負 債から生じる為替変動リスク に対するヘッジ会計の方法 は、繰延ヘッジによっており ます。前連結会計年度は業種 別監査委員会報告第25号によ る経過措置を適用しておりま したが、当連結会計年度から は、同報告の本則規定に基づ き資金調達通貨を資金運用通 貨に変換する等の目的で行う 通貨スワップ取引及び為替ス ワップ取引等については、へ ッジ会計を適用しておりま す。

これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、、会債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。

また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にへッジ対銘柄を特定し、当該外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨で不正で取得について外貨ペースで取得原価以上の直先負債が存在しいッジをを条件に包び時価へッジを適用しております。

また、セグメント情報に与 える影響は「(セグメント情 報)」に記載しております。

前中間連絡会計期間		T		_
### 100   同左   同左   同左   同左   同左   前会社間及び特定取引勘定と		(自 平成15年4月1日	(自 平成16年4月1日	(自 平成15年4月1日
結会社間及び特定取引勘定と それ以外の勘定との間(又は 内部部門間)の内部取引につ いては、ヘッジ手段として指 定している金利スワップ取引 及び通貨スワップ取引 及び通貨スワップ取引 を満足の国な号に基づき、 恣意性を排除し厳格なヘッジ 運営が可能と認められる対外 カバー取引の基準に準拠した 運営を行っているため、当該 金利スワップ取引等から生じる収益 及び費用は消去せずに損益認 調又は嫌疑処理を行っており ます。 なお、当行の一部の資産・負債なび連絡子会社の資産・負債については、縁延ヘッジ、時価・ッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。  (15)消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及会計処理は、税抜方式によっております。  (15)消費税等の会計処理は、税技方式によっております。  (15)消費税等の会計処理は、税技方式によっております。  (15)消費税等の会計処理は、税技方式によっております。  (15)消費税等の会計処理に対しております。  (15)消費税等の会計処理に対しており消費税等の会計処理に対しる資金の範囲は、連結額付限を対して対しております。  (15)消費税等の会計処理に対しており消費税等の会計処理に対しる資金の範囲は、連結額付限を対して対しております。  (15)消費税等の会計処理に対しており消費税等の会計処理に対しており消費税等の会計処理に対しており消費税等の会計処理に対しており消費税等の会計処理に対しており消費税等の会計処理に対しる資金の範囲は、連結額付別を対しる資金の範囲は、連結額付別を表して対しる資金の範囲は、連結額付別を表して対しる資金の範囲は、連結を対しる資金の範囲は、連結を対しる資金の範囲は、連絡を表して対しる資金の範囲は、連絡を表して対しる資金の範囲は、連絡を表して対しる資金の範囲は、連絡を表して対しる資金の範囲は、連絡を表して対しる資金の範囲は、連絡を表して対しる資金の範囲は、連絡を表して対しる資金の範囲は、連絡を表して対しる資金の範囲は、連絡を表して対しる資金の範囲は、連絡を表して対しる資金の範囲は、連絡を表して対しる資金の表して対しる。  (15)消費税等の会計処理を行っておりませないが、対しておりますないが、対してはないが、対しないが		(八)連結会社間取引等	(八)連結会社間取引等	(八)連結会社間取引等
それ以外の勘定との間(又は 内部部門間)の内部取引につ いては、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引 及び通貨スワップ取引等に対 して、業種別監査委員会報告 第24号及び同25号に基づき、恣意性を排除した 適営を行っていると、当該 金利スワップ取引をが通貨ス ワップ取引等から生じる収益 及び費用は列士をぜっております。 なお、当行の一部の資産・ 負債及び連結子会社の資産・ 負債及び連結子会社の資産・ 負債及については、繰延ヘッ ジ、時価ヘッジ、あるいは金 利スワップの特例処理を行っております。  (15)消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費稅の会計処理 は、稅抜方式によっております。  (15)消費税等の会計処理 は、稅抜方式によっております。  (15)消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費稅の会計処理 は、稅抜方式によっております。  (15)消費税等の会計処理 は、稅抜方式によっております。  (15)消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費稅の会計処理 同左  (15)消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費稅の会計処理 は、稅抜方式によっております。  (15)消費税等の会計処理 同方を  (15)消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費稅の会計処理 同方を (15)消費税等の会計処理 自行を (15)消費税等の会計処理 自行を (15)消費税等の会計処理 自行を (15)消費税等の会計処理 は、稅抜方式によっております。 (15)消費税等の会計処理 自方を (15)消費税等の会計処理 自方を (15)消費税等の会計処理 自方を (15)消費税等の会計処理 自方を (15)消費税等の会計処理 自方を (15)消費税等の会計処理 自方を (15)消費税等の会計処理 自方と (15)消費税等の会計処理 は、稅抜方式によっております。 (15)消費税等の会計処理 自方を (15)消費税等の会計処理 自方を (15)消費税等の会計処理 自方を (15)消費税等の会計処理 自方を (15)消費税等の会計処理 自方を (15)消費税等の会計処理 自方を (15)消費税等の会計処理 は、稅抜方式によっております。 (15)消費税等の会計処理 自方を (15)消費税等の会計の (15)消費税等の会計の (15)消費税等の会計の (15)消費税等の会計の (15)消費税等の会計の (15)消費税等の会計の (15)消費税等の会計の (15)消費税等の会計の (15)消費税等の会計の (15)消費税等の会計の (15)消費税等の会計の (15)消費税等の会計の (15)消費税等の会計の (15)消費税等の会計の (15)消費を (1		デリバティブ取引のうち連	同左	同左
内部部門間)の内部取引については、ペッジ手段として指定している金利スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ連営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識解又は緩延処理を行っております。 なお、当行の一部の資産・負債及び連結子会社の資産・負債及にいては、緩延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。 (15)消費税等の会計処理当行及び国内連結子会社の消費税及が地方消費税の会計処理「は、税抜方式によっております。 ロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書には、税抜方式によっております。 「15)消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。 「15)消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。 「15)消費税等の会計処理は、税技方式によっております。 「15)消費税等の会計処理を同左 「15)消費税等の会計処理は、税技方式によっております。 「15)消費税等の会計処理は、税技方式によっております。 「15)消費税等の会計処理は、税技方式によっております。 「15)消費税等の会計処理を同左 「15)消費税等の会計処理には、税技方式によっております。 「15)消費税等の会計処理では、税技行式によっております。 「15)消費税等の会計処理を同左 「15)消費税等の会計を定されるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといる		結会社間及び特定取引勘定と		
いては、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引際に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。		それ以外の勘定との間(又は		
定している金利スワップ取引 及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告 第24号及び同25号に基づき、 恣意性を排除し厳格なヘッジ 運営が可能と認められる対外 カバー取引の基準に準拠した 運営を行っているため、当該 金利スワップ取引及び通貨ス ワップ取引をび通貨ス ワップ取引をがら生じる収益 及び費用は消去せずに損益認 識又は繰延処理を行っております。 なお、当行の一部の資産・ 負債については、繰延ヘッ ジ、時価ヘッジ、あるいは金 利スワップの特例処理を行っております。 (15)消費務等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消 費稅及び地方消費税の会計処理 は、稅抜方式によっております。 「15)消費税等の会計処理 は、稅抜方式によっております。 中間連結キャッシュ・フロー計 責能と認力を発力を表して、 費稅及び地方消費税の会計処理 における資金の範囲は、連結貸借 連結貸借対照表上の「現金預け 金」のうち現金及び中央銀行への		内部部門間)の内部取引につ		
及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告 第24号及び同25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ 適営が可能と認められる対外 カバー取引の基準に準拠した 適営を行っているため、当該 金利スワップ取引及び通貨ス ワップ取引分が通貨ス ワップ取引会が通貨を フップ取引会が通貨を 良債なび連結子会社の資産・ 負債なび連結子会社の資産・ 負債なのにては、繰延へッジ、時価ヘッジ、あるいは会 利スワップの特例処理を行っております。  (15)消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税の会計処理 当行及び地方消費税の会計処理 は、税抜方式によっております。  「15)消費税等の会計処理 は、税技方式によっております。  「同左 「開産結キャッシュ・フロー計算書」における資金の範囲は、中間 連結に対します。  「同左 「連結キャッシュ・フロー計算書」における資金の範囲は、中間 連接管値対照表上の「現金預け 金」のうち現金及び中央銀行への預け金であ		いては、ヘッジ手段として指		
して、業種別監査委員会報告 第24号及び同25号に基づき、 恣意性を排除し酸格なへッジ 適営が可能と認められる対外 カバー取引の基準に準拠した 適営を行っているため、当該 金利スワップ取引等から生しる収益 及び費用は消去せずに損益認 調なは嫌延処理を行っており ます。 なお、当行の一部の資産・ 負債については、繰延へッ ジ、時価へッジ、あるいは金 利スワップの特例処理を行っ ております。  (15)消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消 費稅及び地方消費稅の会計処理 は、稅抜方式によっております。  「5・中間連結キャッシュ・フロー計 資素及び地方消費稅の会計処理 は、稅抜方式によっております。  「同左 「連結キャッシュ・フロー計算書」における資金の範囲は、中間 連における資金の範囲は、連結資借対照表上の「現金預け 金」のうち現金及び中央銀行への預け金であ		定している金利スワップ取引		
第24号及び同25号に基づき、 恣意性を排除し酸格なヘッジ 運営が可能と認められる対外 カバー取引の基準に準拠した 運営を行っているため、当該 金利スワップ取引及び通貨ス ワップ取引等がら生じる収益 及び費用は消去せずに損益認 識又は繰延処理を行っております。 なお、当行の一部の資産・ 負債及び連結子会社の資産・ 負債については、繰延ヘッ ジ、時間へッジ、あるいは金 利スワップの特例処理を行っ ております。  (15)消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税の会計処理は、税抜方式によっております。  (15)消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・方の一計算書)における資金の範囲は、中間 連結管本の範囲は、中間 連結管対照表上の「現金預け 金」のうち現金及び中央銀行への預け金であ		及び通貨スワップ取引等に対		
※意性を排除し厳格なヘッジ 運営が可能と認められる対外 カバー取引の基準に準拠した 運営を行っているため、当該 金利スワップ取引及び通貨ス ワップ取引等から生じる収益 及び費用は消去せずに損益認 識又は繰延処理を行っております。 なお、当行の一部の資産・ 負債については、繰延ヘッ ジ、時価ヘッジ、あるいは金 利スワップの特例処理を行っております。 (15)消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理 は、税抜方式によっております。  「中間連結キャッシュ・フロー計算者(連結キャッシュ・フロー計算者(連結キャッシュ・フロー計算者(連結キャッシュ・フロー計算者)における資金の範囲は、中間 連結貸借対照表上の「現金預け 金」のうち現金及び中央銀行への		して、業種別監査委員会報告		
運営が可能と認められる対外 カパー取引の基準に準拠した 運営を行っているため、当該 金利スワップ取引及び通貨ス ワップ取引を出じる収益 及び費用は消去せずに損益認 識又は繰延処理を行っており ます。 なお、当行の一部の資産・ 負債については、繰延ヘッ ジ、時価へッジ、あるいは金 利スワップの特例処理を行っております。  (15)消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理 は、税抜方式によっております。  5.中間連結キャッシュ・フ ロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲は、中間 連結貸借対照表上の「現金預け る資金の範囲  (15)消費税等の会計処理 における資金の範囲は、中間 連結貸借対照表上の「現金預け 金」のうち現金及び中央銀行への		第24号及び同25号に基づき、		
カバー取引の基準に準拠した 運営を行っているため、当該 金利スワップ取引及び通貨ス ワップ取引海がら生じる収益 及び費用は消去せずに損益認 識又は繰延処理を行っており ます。 なお、当行の一部の資産・ 負債については、繰延へッ ジ、時価へッジ、あるいは金 利スワップの特例処理を行っ でおります。  (15)消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税の会計処理 は、税抜方式によっております。 (15)消費税の会計処理 は、税抜方式によっております。 「制連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲は、中間 連結貸借対照表上の「現金預け 金」のうち現金及び中央銀行への		恣意性を排除し厳格なヘッジ		
運営を行っているため、当該 金利スワップ取引及び通貨ス ワップ取引等から生じる収益 及び費用は消去せずに損益認 識又は繰延処理を行っており ます。 なお、当行の一部の資産・ 負債及び連結子会社の資産・ 負債については、繰延ヘッ ジ、時価ヘッジ、あるいは金 利スワップの特例処理を行っております。  (15)消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理 は、税抜方式によっております。  5・中間連結キャッシュ・フ ロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間 連結貸借対照表上の「現金預け 金」のうち現金及び中央銀行への		運営が可能と認められる対外		
金利スワップ取引及び通貨ス ワップ取引等から生じる収益 及び費用は消去せずに損益認 識又は繰延処理を行っており ます。 なお、当行の一部の資産・ 負債及び連結子会社の資産・ 負債については、繰延ヘッ ジ、時価ヘッジ、あるいは金 利スワップの特例処理を行っ ております。  (15)消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理 は、税抜方式によっております。  5・中間連結キャッシュ・フ ロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲は、中間 連結貸借対照表上の「現金預け る資金の範囲 金」のうち現金及び中央銀行への		カバー取引の基準に準拠した		
フップ取引等から生じる収益 及び費用は消去せずに損益認 識又は繰延処理を行っており ます。		運営を行っているため、当該		
及び費用は消去せずに損益認 識又は繰延処理を行っております。 なお、当行の一部の資産・ 負債及び連結子会社の資産・ 負債については、繰延ヘッ ジ、時価ヘッジ、あるいは金 利スワップの特例処理を行っ ております。  (15)消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税の会計処理 は、税抜方式によっております。  (15)消費税の会計処理は、税抜方式によっております。  5・中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲は、中間連結管付別照表上の「現金預け金」のうち現金及び中央銀行への預け金であ		金利スワップ取引及び通貨ス		
識又は繰延処理を行っております。		ワップ取引等から生じる収益		
ます。     なお、当行の一部の資産・ 負債及び連結子会社の資産・ 負債及び連結子会社の資産・ 負債については、繰延ヘッ ジ、時価ヘッジ、あるいは金 利スワップの特例処理を行っ ております。     (15) 消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税の会計処理 は、税抜方式によっております。		及び費用は消去せずに損益認		
なお、当行の一部の資産・ 負債及び連結子会社の資産・ 負債については、繰延ヘッ ジ、時価ヘッジ、あるいは金 利スワップの特例処理を行っ ております。  (15)消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税の会計処理 は、税抜方式によっております。  「ロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲は、中間連結管を対します。  中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結管では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で		識又は繰延処理を行っており		
		ます。		
		なお、当行の一部の資産・		
ジ、時価ヘッジ、あるいは金 利スワップの特例処理を行っ ております。  (15)消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税の会計処理 は、税抜方式によっております。  5・中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結等は対照表上の「現金預け金」のうち現金及び中央銀行への		負債及び連結子会社の資産・		
利スワップの特例処理を行っております。  (15) 消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理 同左 日本		負債については、繰延ヘッ		
Tおります。		ジ、時価ヘッジ、あるいは金		
(15) 消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理 は、税抜方式によっております。  5 . 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲 連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び中央銀行への		利スワップの特例処理を行っ		
当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。  5 . 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲は、中間連結等との「現金預け金」のうち現金及び中央銀行へのでは、連結算件が照表上の「現金預け金」のうち現金及び中央銀行へのでは、連結算件が開発していて、現金預け金」のうち現金及び中央銀行へのでは、連結算件が開発していて、現金預け金」のうち現金及び中央銀行への預け金であ		ております。		
費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。       は、税抜方式によっております。         5・中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲は、中間連結等を必要である。       同左         ユ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書を対理表上の「現金預け、金」のうち現金及び中央銀行への       における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け、カリ照表上の「現金預け金」のうち現金及び中央銀行への         る資金の範囲       ・のうち現金及び中央銀行への		(15)消費税等の会計処理	(15)消費税等の会計処理	(15)消費税等の会計処理
は、税抜方式によっております。  5 . 中間連結キャッシュ・フロー計		当行及び国内連結子会社の消	同左	同左
す。		費税及び地方消費税の会計処理		
5 . 中間連結キャッシュ・フ 中間連結キャッシュ・フロー計 同左 連結キャッシュ・フロー計算書 における資金の範囲は、中間 連結貸借対照表上の「現金預け る資金の範囲 対照表上の「現金預け金」のうち現金及び中央銀行への 現金及び中央銀行への預け金であ		は、税抜方式によっておりま		
ロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預ける資金の範囲       における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け 対照表上の「現金預け金」のうち現金及び中央銀行への		<b>す</b> 。		
ュ・フロー計算書)におけ       連結貸借対照表上の「現金預け       対照表上の「現金預け金」のうち         る資金の範囲       金」のうち現金及び中央銀行への       現金及び中央銀行への預け金であ	5.中間連結キャッシュ・フ	中間連結キャッシュ・フロー計	同左	連結キャッシュ・フロー計算書
る資金の範囲 金」のうち現金及び中央銀行への 現金及び中央銀行への預け金であ	ロー計算書(連結キャッシ	算書における資金の範囲は、中間		における資金の範囲は、連結貸借
	ュ・フロー計算書)におけ	連結貸借対照表上の「現金預け		対照表上の「現金預け金」のうち
預け金であります。 ります。	る資金の範囲	金」のうち現金及び中央銀行への		現金及び中央銀行への預け金であ
		預け金であります。		ります。

# 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成16年 3 月31日)
	(固定資産の減損に係る会計基準)	
	従来は、処分可能見込額が帳簿価額を著し	
	く下回った所有不動産について、処分可能見	
	込額と帳簿価額との差額を直接償却しており	
	ましたが、固定資産の減損に係る会計基準	
	(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に	
	関する意見書」(企業会計審議会平成14年8	
	月9日))及び「固定資産の減損に係る会計	
	基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第	
	6号平成15年10月31日)が平成16年4月1日	
	以後開始する連結会計年度から適用すること	
	を認めることとされたことに伴い、当中間連	
	結会計期間から同会計基準及び同適用指針を	
	適用しております。これにより、税金等調整	
	前中間純利益は8,968百万円減少しておりま	
	す。	

# 追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
平成15年1月6日から施行されている「社		
債等の振替に関する法律」(平成13年法律第		
75号)に基づき発行した無券面のコマーシャ		
ル・ペーパーは、負債の部の「短期社債」と		
して表示し、利息相当額は「資金調達費用」		
中短期社債利息として表示しております。		
なお、約束手形として発行したコマーシャ		
ル・ペーパーは、従来どおり、負債の部の		
「コマーシャル・ペーパー」として表示し、		
利息相当額は「資金調達費用」中コマーシャ		
ル・ペーパー利息として表示しております。		
	「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年3月法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する連結会計年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに	
	伴い、当行及び一部の国内連結子会社は「法	
	人事業税における外形標準課税部分の損益計	
	算書上の表示についての実務上の取扱い	
	(企業会計基準委員会実務対応報告第12号) 	
	に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金   額」に基づき算定された法人事業税につい	
	て、当中間連結会計期間から中間連結損益計	
	算書中の「営業経費」に含めて表示しており   ます。	
	۵۷.	

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末(平成15年9月30日)

- 1 . 有価証券には、非連結子会社及び関連 会社の株式61,391百万円及び出資金421 百万円を含んでおります。
- 2 . 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「特定取引資産」中の商品有価証券に合計13.447百万円含まれております。

無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は4,157,013百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは1,302,371百万円であります。

3.貸出金のうち、破綻先債権額は 155,378百万円、延滞債権額は314,659百万円であります。但し、上記債権額のうち、オフバランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は6.660百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上 貸出金であって、破綻先債権及び債務者 の経営再建又は支援を図ることを目的と して利息の支払を猶予した貸出金以外の 貸出金であります。

4.貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額 は1,384百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本 又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3月以上遅延している貸出金で破綻先債 権及び延滞債権に該当しないものであり ます

5.貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 1,493,996百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者 の経営再建又は支援を図ることを目的と して、金利の減免、利息の支払猶予、元 本の返済猶予、債権放棄その他債務者に 有利となる取決めを行った貸出金で破綻 先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債 権に該当しないものであります。 当中間連結会計期間末(平成16年9月30日)

- 1 . 有価証券には、非連結子会社及び関連 会社の株式53,775百万円及び出資金421 百万円を含んでおります。
- 2 . 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「特定取引資産」中の商品有価証券に合計13.097百万円含まれております。

無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は4,536,283百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは634,390百万円であります。

3.貸出金のうち、破綻先債権額は 78,758百万円、延滞債権額は413,885百 万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸出を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上 貸出金であって、破綻先債権及び債務者 の経営再建又は支援を図ることを目的と して利息の支払を猶予した貸出金以外の 貸出金であります。

4.貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額 は882百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本 又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3月以上遅延している貸出金で破綻先債 権及び延滞債権に該当しないものであり ます。

5.貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 428,428百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者 の経営再建又は支援を図ることを目的と して、金利の減免、利息の支払猶予、元 本の返済猶予、債権放棄その他債務者に 有利となる取決めを行った貸出金で破綻 先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債 権に該当しないものであります。 前連結会計年度末(平成16年3月31日)

- 1. 有価証券には、非連結子会社及び関連 会社の株式56,250百万円及び出資金421 百万円を含んでおります。
- 2.無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「特定取引資産」中の商品有価証券に合計10.224百万円含まれております。

無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は3,773,199百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは2,543,639百万円であります。

3.貸出金のうち、破綻先債権額は 102,005百万円、延滞債権額は347,812百 万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上 貸出金であって、破綻先債権及び債務者 の経営再建又は支援を図ることを目的と して利息の支払を猶予した貸出金以外の 貸出金であります。

4.貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額 は1,329百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本 又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3月以上遅延している貸出金で破綻先債 権及び延滞債権に該当しないものであり ます。

5.貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 973,471百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者 の経営再建又は支援を図ることを目的と して、金利の減免、利息の支払猶予、元 本の返済猶予、債権放棄その他の債務者 に有利となる取決めを行った貸出金で破 綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞 債権に該当しないものであります。

# 前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)

6.破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以 上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の 合計額は1,965,420百万円であります。 但し、上記債権額のうち、オフバランス 化につながる措置である株式会社整理回 収機構への信託実施分は6,660百万円で あります。

なお、上記3.から6.に掲げた債権 額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 7.ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の中間連結会計期間末残高の総額は2,013,295百万円であります。
- 8.手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は364,073百万円であいます。
- 9. 担保に供している資産は次のとおりで あります。

#### 担保に供している資産

特定取引資産 4,366,780百万円 有価証券 7,449,947百万円 貸出金 693,369百万円 動産不動産 53百万円

担保資産に対応する債務

預金 234,238百万円 コールマネー及 び売渡手形 3,721,600百万円 売現先勘定 4,034,301百万円 債券貸借取引受 4,034,301百万円

(現分員間4、7)を 入担保金 借用金 4,096,970百万円 353,725百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ 等の取引の担保あるいは先物取引証拠金 等の代用として、「現金預け金」7,749 百万円、「特定取引資産」25,981百万 円、「有価証券」912,397百万円及び 「貸出金」396,986百万円を差し入れて おります。

非連結子会社及び関連会社の借入金等のための担保提供はありません。

また、「動産不動産」のうち保証金権 利金は15,197百万円、「その他資産」の うち先物取引差入証拠金は21,571百万円 であります。

なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替の額面金額は15,911百万円であります。

# 当中間連結会計期間末(平成16年9月30日)

6.破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以 上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の 合計額は921,955百万円であります。

なお、上記3.から6.に掲げた債権 額は、貸倒引当金控除前の金額でありま す

- 8.手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は417,274百万円であいます
- 9. 担保に供している資産は次のとおりで あります。

#### 担保に供している資産

特定取引資産 6,553,663百万円 有価証券 7,584,063百万円 貸出金 1,854,244百万円

# 担保資産に対応する債務

預金 298,871百万円 コールマネー及 び売渡手形 売現先勘定 4,768,857百万円 債券貸借取引受 入担保金 5,353,135百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ 等の取引の担保あるいは先物取引証拠金 等の代用として、「現金預け金」11,556 百万円、「特定取引資産」198,593百万 円、「有価証券」1,078,959百万円及び 「貸出金」324,147百万円を差し入れて おります。

非連結子会社及び関連会社の借入金等 のための担保提供はありません。

また、「動産不動産」のうち保証金権 利金は20,147百万円、「その他資産」の うち先物取引差入証拠金は36,493百万円 及びデリバティブ取引差入担保金は 269,783百万円であります。

なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替の額面金額は19,994百万円であります。

# 前連結会計年度末(平成16年3月31日)

6.破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以 上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の 合計額は1,424,619百万円であります。

なお、上記3.から6.に掲げた債権 額は、貸倒引当金控除前の金額でありま す。

- 7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の連結会計年度末残高の総額は795,008百万円であります。
- 8.手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は349,009百万円であります。
- 9. 担保に供している資産は次のとおりで あります。

#### 担保に供している資産

特定取引資産 4,015,842百万円 有価証券 9,741,207百万円 貸出金 1,070,938百万円

# 担保資産に対応する債務

預金 218,191百万円 コールマネー及 び売渡手形 売現先勘定 5,339,759百万円 債券貸借取引受 入担保金 4,498,760百万円

借用金 479,000百万円 上記のほか、為替決済、デリバティブ 等の取引の担保あるいは先物取引証拠金 等の代用として、「現金預け金」6,733 百万円、「特定取引資産」364,691百万 円、「有価証券」1,140,149 百万円及び 「貸出金」330,416百万円を差し入れて

非連結子会社及び関連会社の借入金等 のための担保提供はありません。

おります

また、「動産不動産」のうち保証金権 利金は19,696百万円、「その他資産」の うち先物取引差入証拠金は22,333百万円 及びデリバティブ取引差入担保金は 321,544百万円であります。

なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替の額面金額は12,379百万円であります。

前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)

当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日) 前連結会計年度末 (平成16年3月31日)

10.当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、25,560,590百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが22,419,129百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実 行されずに終了するものであるため、融 資未実行残高そのものが必ずしも当行及 び連結子会社の将来のキャッシュ・フロ ーに影響を与えるものではありません。 これらの契約の多くには、金融情勢の変 化、債権の保全及びその他相当の事由が あるときは、当行及び連結子会社が実行 申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極 度額の減額をすることができる旨の条項 が付けられております。また、契約時に おいて必要に応じて不動産・有価証券等 の担保の提供を受けるほか、契約後も定 期的に予め定めている行内(社内)手続 に基づき顧客の業況等を把握し、必要に 応じて契約の見直し、与信保全上の措置 等を講じております。

- 11. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額 は、純額で繰延ヘッジ損失として「その 他資産」に含めて計上しております。な お、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額 は1,439,283百万円、繰延ヘッジ利益の 総額は1,386,284百万円であります。
- 12.土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の 方法

土地の再評価に関する法律施行令 (平成10年3月31日公布政令第119 号)第2条第4号に定める路線価に 基づいて、奥行価格補正等の合理的 な調整を行って算出したほか、第5 号に定める鑑定評価に基づいて算 出。 10.当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、25,957,838百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが22,609,087百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実 行されずに終了するものであるため、融 資未実行残高そのものが必ずしも当行及 び連結子会社の将来のキャッシュ・フロ ーに影響を与えるものではありません。 これらの契約の多くには、金融情勢の変 化、債権の保全及びその他相当の事由が あるときは、当行及び連結子会社が実行 申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極 度額の減額をすることができる旨の条項 が付けられております。また、契約時に おいて必要に応じて不動産・有価証券等 の担保の提供を受けるほか、契約後も定 期的に予め定めている行内(社内)手続 に基づき顧客の業況等を把握し、必要に 応じて契約の見直し、与信保全上の措置 等を講じております。

- 11. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額 は、純額で繰延ヘッジ損失として「その 他資産」に含めて計上しております。な お、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額 は1,071,808百万円、繰延ヘッジ利益の 総額は993,078百万円であります。
- 12.土地の再評価に関する法律(平成10年 3月31日公布法律第34号)に基づき、当 行の事業用土地の再評価を行い、評価差 額については、当該評価差額に係る税金 相当額を「再評価に係る繰延税金負債」 として負債の部に計上し、これを控除し た金額を「土地再評価差額金」として資 本の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の 方法

土地の再評価に関する法律施行令 (平成10年3月31日公布政令第119 号)第2条第4号に定める路線価に 基づいて、奥行価格補正等の合理的 な調整を行って算出したほか、第5 号に定める鑑定評価に基づいて算 出。 10.当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、24,959,814百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが21,904,716百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実 行されずに終了するものであるため、融 資未実行残高そのものが必ずしも当行及 び連結子会社の将来のキャッシュ・フロ ーに影響を与えるものではありません。 これらの契約の多くには、金融情勢の変 化、債権の保全及びその他相当の事由が あるときは、当行及び連結子会社が実行 申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極 度額の減額をすることができる旨の条項 が付けられております。また、契約時に おいて必要に応じて不動産・有価証券等 の担保の提供を受けるほか、契約後も定 期的に予め定めている行内(社内)手続 に基づき顧客の業況等を把握し、必要に 応じて契約の見直し、与信保全上の措置 等を講じております。

- 11. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額 は、純額で繰延ヘッジ損失として「その 他資産」に含めて計上しております。な お、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額 は1,208,643百万円、繰延ヘッジ利益の 総額は1,148,357百万円であります。
- 12.土地の再評価に関する法律(平成10年 3月31日公布法律第34号)に基づき、当 行の事業用土地の再評価を行い、評価差 額については、当該評価差額に係る税金 相当額を「再評価に係る繰延税金負債」 として負債の部に計上し、これを控除し た金額を「土地再評価差額金」として資 本の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の 方法

土地の再評価に関する法律施行令 (平成10年3月31日公布政令第119 号)第2条第4号に定める路線価に 基づいて、奥行価格補正等の合理的 な調整を行って算出したほか、第5 号に定める鑑定評価に基づいて算 出。

同法律第10条に定める再評価を行った 事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再 評価後の帳簿価額の合計額との差額

35,910百万円

# 前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)

13. 動産不動産の減価償却累計額

145,297百万円

- 14.借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金336,960百万円が含まれております。
- 15. 社債には、劣後特約付社債1,281,931 百万円が含まれております。
- 16.その他資産には、平成7年度における 日本ハウジングローン株式会社に対する 貸出金償却額376,055百万円の損金経理 につき、平成8年8月23日に東京国税局 より更正を受けたことに伴い仮納付した 追徴税額222,682百万円が含まれており ます。

当行としては、その更正理由が容認し難いため、国税不服審判所への審査請求棄却を経て、平成9年10月30日に更正処分取消訴訟を東京地方裁判所に提起し、平成13年3月2日付にて全面勝訴いたしましたが、同年3月16日付にて東京高等裁判所に控訴され、平成14年3月14日付にて当行敗訴の判決を受けたことから、同年3月27日付にて最高裁判所に対し上告提起及び上告受理申立を行っておりまま

また、当行としては、当行の主張は正当なものと確信しておりますが、一方で、財務の健全性の観点から保守的に134,819百万円を「偶発損失引当金」として計上しております。(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4.会計処理基準に関する事項(10)偶発損失引当金の計上基準参照)

当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)

13. 動産不動産の減価償却累計額

117,936百万円

- 14.借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金673,308百万円が含まれております。
- 15. 社債には、劣後特約付社債854,181百 万円が含まれております。
- 16.その他資産には、平成7年度における 日本ハウジングローン株式会社に対する 貸出金償却額376,055百万円の損金経理 につき、平成8年8月23日に東京国税局 より更正を受けたことに伴い仮納付した 追徴税額222,682百万円が含まれており ます。

当行としては、その更正理由が容認し難いため、国税不服審判所への審査請求棄却を経て、平成9年10月30日に更正処分取消訴訟を東京地方裁判所に提起し、平成13年3月2日付にて全面勝訴いたしましたが、同年3月16日付にて東京高等裁判所に控訴され、平成14年3月14日付にて当行敗訴の判決を受けたことから、同年3月27日付にて最高裁判所に対し上告提起及び上告受理申立を行っております

また、当行としては、当行の主張は正当なものと確信しておりますが、一方で、財務の健全性の観点から保守的に131,173百万円を「偶発損失引当金」として計上しております。(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4.会計処理基準に関する事項(10)偶発損失引当金の計上基準参照)

前連結会計年度末(平成16年3月31日)

13.動産不動産の減価償却累計額

115,913百万円

- 14.借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金676,209百万円が含まれております。
- 15. 社債には、劣後特約付社債895,427百 万円が含まれております。
- 16.その他資産には、平成7年度における 日本ハウジングローン株式会社に対する 貸出金償却額376,055百万円の損金経理 につき、平成8年8月23日に東京国税局 より更正を受けたことに伴い仮納付した 追徴税額222,682百万円が含まれており ます。

当行としては、その更正理由が容認し 難いため、国税不服審判所への審査請求 棄却を経て、平成9年10月30日に更正処 分取消訴訟を東京地方裁判所に提起し、 平成13年3月2日付にて全面勝訴いたし ましたが、同年3月16日付にて東京高等 裁判所に控訴され、平成14年3月14日付 にて当行敗訴の判決を受けたことから、 同年3月27日付にて最高裁判所に対し上 告提起及び上告受理申立を行っておりま す。

また、当行としては、当行の主張は正当なものと確信しておりますが、一方で、財務の健全性の観点から保守的に131,159百万円を「偶発損失引当金」として計上しております。(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4.会計処理基準に関する事項(10)偶

4. 会計処理基準に関する事項 (10)偶 発損失引当金の計上基準参照)

#### (中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 平成15年9月30日)

- 1 . その他経常収益には、株式等売却益 138,276百万円を含んでおります。
- 2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入 額48,252百万円及び株式関係の金融派生 商品費用15,404百万円を含んでおりま す。
- 3.特別利益には、東京都外形標準課税訴 訟の和解に伴う還付税金及び当中間連結 会計期間末までに対応する還付加算金相 当額の合計29,344百万円、厚生年金基金 代行返上益15,705百万円を含んでおりま す。
- 4.特別損失には、動産不動産処分損 10,853百万円及び退職給付会計導入に伴 う会計基準変更時差異の費用処理額 4,375百万円を含んでおります。

当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 平成16年9月30日)

- 1. その他経営収益には、株式等売却益 105,382百万円を含んでおります。
- 2. その他経常費用には、貸出金償却79,246 百万円、株式等償却46,362百万円及び子会 社出資金評価損15,089百万円を含んでおり ます
- 3.特別利益には、貸倒引当金純取崩額 146,317百万円を含んでおります。
- 4.特別損失には、減損損失10,185百万円、 退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差 異の費用処理額3.359百万円及び動産不動 産処分損1,783百万円を含んでおります。
- 5. 当中間連結会計期間において、以下の資 産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	
	遊休資産	土地建物	6 750	
首都圏	15物件	動産等	6,75	
その他	遊休資産	土地建物	3,43	
ての他	23物件	動産等		

当行及び一部の国内連結子会社において、 遊休資産について、当中間連結会計期間末 時点における回収可能価額と帳簿価額との 差額を減損損失として特別損失に計上して おります。減損損失を認識した遊休資産の グルーピングは、各資産を各々独立した単 位としております。

当中間連結会計期間の減損損失の測定に使 用した回収可能価額は正味売却価額であり ます。正味売却価額は、鑑定評価額及び売 却予定額等に基づき算定しております。

前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 平成16年3月31日)

- 1. その他経常収益には、株式等売却益 222,234百万円を含んでおります。
- 2. その他経常費用には、株式等売却損 17,937百万円及び株式関係の金融派生商 品費用15,412百万円を含んでおります。
- 3.特別利益には、東京都外形標準課税訴 訟の和解に伴う還付税金及び還付加算金 の合計29,366百万円、厚生年金基金代行 返上益15,705百万円及び偶発損失引当金 純戻入額8,384百万円を含んでおりま
- 4.特別損失は、退職給付会計導入に伴う 会計基準変更時差異の費用処理額であり ます。

# (中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 平成15年4月1日

至 平成15年9月30日)

1.現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている科 目の金額との関係

平成15年9月30日現在

現金預け金勘定 3,327,170百万円 定期預け金 782,844百万円 その他 231,424百万円 現金及び現金同

2,312,900百万円

等物

当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日

平成16年9月30日) 1 . 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている科

目の金額との関係 平成16年9月30日現在

現金預け金勘定 2,688,600百万円 定期預け金 1,625,212百万円 その他 203,911百万円 現金及び現金同 859,477百万円 等物

前連結会計年度 (自 平成15年4月1日

平成16年3月31日)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額 との関係

平成16年3月31日現在

現金預け金勘定 3,326,355百万円 定期預け金 1,300,332百万円 その他 160,921百万円 現金及び現金同 1,865,102百万円 等物

<u>次へ</u>

前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

1.リース物件の所有権が借主に移転すると 認められるもの以外のファイナンス・リー ス取引

#### (1)借手側

・リース物件の取得価額相当額、減価償却 累計額相当額及び中間連結会計期間末残 高相当額

#### 取得価額相当額

動産 15,117百万円 その他 - 百万円 合計 15,117百万円

#### 減価償却累計額相当額

動産9,023百万円その他- 百万円合計9,023百万円

# 中間連結会計期間末残高相当額

動産6,093百万円その他- 百万円合計6,093百万円

・未経過リース料中間連結会計期間末残高 相当額

1年内3,227百万円1年超6,406百万円合計9,633百万円

・支払リース料、減価償却費相当額及び支 払利息相当額

 支払リース料
 1,754百万円

 減価償却費相当額
 1,818百万円

 支払利息相当額
 142百万円

# ・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各中間連結会計期間の減価償却費相当額とする定率法によっております。

・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額 相当額との差額を利息相当額とし、各中 間連結会計期間への配分方法について は、利息法によっております。

#### (2)貸手側

- ・該当ありません。
- 2.オペレーティング・リース取引

# (1)借手側

・未経過リース料

1 年内 8,761百万円 1 年超 91,276百万円 合計 100,038百万円

# (2)貸手側

・未経過リース料

1 年内 1,018百万円 1 年超 9,368百万円 合計 10,386百万円 当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

# (1)借手側

・リース物件の取得価額相当額、減価償却 累計額相当額及び中間連結会計期間未残 高相当額

#### 取得価額相当額

動産15,488百万円その他- 百万円合計15,488百万円

#### 減価償却累計額相当額

動産 11,029百万円 その他 - 百万円 合計 11,029百万円

#### 中間連結会計期間末残高相当額

動産4.459百万円その他- 百万円合計4.459百万円

・未経過リース料中間連結会計期間末残高 相当額

1 年内 3,279百万円 1 年超 4,612百万円 合計 7,892百万円

・支払リース料、減価償却費相当額及び支 払利息相当額

支払リース料1,772百万円減価償却費相当額1,558百万円支払利息相当額118百万円

# ・減価償却費相当額の算定方法

原則、リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各中間連結会計期間の減価償却費相当額とする定率法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額 相当額との差額を利息相当額とし、各中 間連結会計期間への配分方法について は、利息法によっております。

#### (2)貸手側

- ・該当ありません。
- 2.オペレーティング・リース取引

# (1)借手側

・未経過リース料

1 年内 6,373百万円 1 年超 40,565百万円 合計 46,938百万円

#### (2)貸手側

・該当ありません。

前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

1. リース物件の所有権が借主に移転すると 認められるもの以外のファイナンス・リー ス取引

#### (1)借手側

・リース物件の取得価額相当額、減価償却 累計額相当額及び年度末残高相当額

## 取得価額相当額

動産15,205百万円その他- 百万円合計15,205百万円

#### 減価償却累計額相当額

動産10,360百万円その他- 百万円合計10,360百万円

### 年度末残高相当額

動産4,844百万円その他- 百万円合計4,844百万円

## ・未経過リース料年度末残高相当額

1 年内 3,213百万円 1 年超 5,263百万円 合計 8,477百万円

・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

払利息相当額

支払リース料3,568百万円減価償却費相当額3,621百万円支払利息相当額262百万円

# ・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各連結会計年度の減価償却費相当額とする定率法によっております。

・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額 相当額との差額を利息相当額とし、各連 結会計年度への配分方法については、利 息法によっております。

#### (2)貸手側

- ・該当ありません。
- 2.オペレーティング・リース取引

# (1)借手側

・未経過リース料

1 年内 6,663百万円 1 年超 44,386百万円 合計 51,049百万円

# (2)貸手側

・該当ありません。

#### (有価証券関係)

- 1.中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、特定取引有価証券、譲渡性預け金及びコマーシャル・ペーパー、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」の一部も含めて記載しております。
- 2.「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

前中間連結会計期間末

1.満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成15年9月30日現在) 該当ありません。

# 2. その他有価証券で時価のあるもの(平成15年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	2,755,512	3,185,513	430,001	519,793	89,791
債券	5,828,178	5,776,672	51,505	5,785	57,291
国債	5,574,154	5,521,662	52,492	3,390	55,883
地方債	56,075	57,604	1,529	1,664	134
社債	197,948	197,405	542	731	1,273
その他	3,788,256	3,827,845	39,588	49,123	9,534
合計	12,371,947	12,790,032	418,084	574,702	156,617

- (注) 1.中間連結貸借対照表計上額は、国内株式については当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
  - 2.「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
  - 3.その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価(原則として当中間連結会計期間末日の市場価格。以下同じ)が取得原価(償却原価を含む。以下同じ)に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。当中間連結会計期間におけるこの減損処理額は、66百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

# 3.時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成15年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	737,529
非公募債券	394,696
非上場外国証券等	290,005

当中間連結会計期間末

1 . 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成16年9月30日現在) 該当ありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成16年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	2,324,991	2,905,953	580,961	624,407	43,446
債券	6,091,622	6,063,310	28,312	4,425	32,737
国債	5,744,025	5,712,404	31,621	438	32,060
地方債	54,414	55,989	1,575	1,643	68
社債	293,182	294,916	1,733	2,343	609
その他	4,112,561	4,120,357	7,795	31,233	23,437
合計	12,529,176	13,089,620	560,444	660,066	99,622

- (注) 1.中間連結貸借対照表計上額は、国内株式については当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
  - 2.「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
  - 3.その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価(原則として中間連結会計期間末日の市場価格。以下同じ)が取得原価(償却原価を含む。以下同じ)に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があると判断される銘柄を除き、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。当中間連結会計期間におけるこの減損処理額は、7,063百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

3.時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成16年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	639,260
非公募債券	301,417
非上場外国証券等	383,664

#### 前連結会計年度末

1. 売買目的有価証券(平成16年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)	
売買目的有価証券	5,484,648	1,218	

- 2 . 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成16年3月31日現在) 該当ありません。
- 3. その他有価証券で時価のあるもの(平成16年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	2,631,744	3,304,115	672,370	727,426	55,055
債券	8,254,303	8,210,863	43,440	6,618	50,059
国債	7,920,238	7,875,427	44,810	3,813	48,624
地方債	55,180	56,638	1,457	1,571	113
社債	278,885	278,798	87	1,233	1,321
その他	3,649,917	3,681,444	31,527	39,905	8,377
合計	14,535,966	15,196,423	660,457	773,949	113,492

- (注) 1.連結貸借対照表計上額は、国内株式については当連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均等に基づいて算定 された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、そ れぞれ計上したものであります。
  - 2.「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
  - 3.その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価(原則として当連結会計年度末日の市場価格。以下同じ)が取得原価(償却原価を含む。以下同じ)に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があると判断される銘柄を除き、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。

当連結会計年度におけるこの減損処理額は、648百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下の通りであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

- 4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日) 該当ありません。
- 5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	36,110,456	362,987	94,145

6.時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成16年3月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	794,239
非公募債券	422,601
非上場外国証券等	281,522

- 7.保有目的を変更した有価証券(平成16年3月31日現在) 該当ありません。
- 8. その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額(平成16年3月31日現在)

	1 年以内 (百万円)	1 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	3,696,419	3,490,520	1,006,428	420,096
国債	3,515,527	3,134,842	914,206	310,850
地方債	49	10,369	35,503	10,716
社債	180,842	345,308	56,718	98,530
その他	823,812	1,700,410	637,615	679,944
合計	4,520,231	5,190,930	1,644,043	1,100,041

# (金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末

- 1.満期保有目的の金銭の信託(平成15年9月30日現在) 該当ありません。
- 2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成15年9月30日現在) 該当ありません。

当中間連結会計期間末

- 1.満期保有目的の金銭の信託(平成16年9月30日現在) 該当ありません。
- 2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成16年9月30日現在) 該当ありません。

前連結会計年度末

1. 運用目的の金銭の信託(平成16年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)	
運用目的の金銭の信託	10,753	132	

- 2.満期保有目的の金銭の信託(平成16年3月31日現在) 該当ありません。
- 3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成16年3月31日現在) 該当ありません。

<u>次へ</u>

### (その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成15年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

金額(百万円)	
評価差額	417,874
その他有価証券	417,874
( )繰延税金負債	169,426
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	248,447
( ) 少数株主持分相当額	911
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額 金のうち親会社持分相当額	1,381
その他有価証券評価差額金	248,918

(注) 時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に 含めて記載しております。

# 当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成16年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	
その他有価証券	560,309
( )繰延税金負債	227,556
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	332,753
( ) 少数株主持分相当額	2,273
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額 金のうち親会社持分相当額	1,214
その他有価証券評価差額金	331,693

(注) 時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に 含めて記載しております。

# 前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成16年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	
その他有価証券	660,226
( )繰延税金負債	268,029
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	392,196
( ) 少数株主持分相当額	889
( + ) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	1,777
その他有価証券評価差額金	393,084

(注) 時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に 含めて記載しております。

#### (デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1)金利関連取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物	66,981,841	8,175	8,175
4X517/1	金利オプション	31,552,870	1,008	530
	金利先渡契約	54,942,055	432	432
店頭	金利スワップ	599,461,593	189,574	189,574
	金利オプション	20,530,112	2,166	2,166
	合計	-	-	198,952

- (注) 1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
  - 2.時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。 店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

# (2)通貨関連取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物	43,741	56	56
	通貨スワップ	20,212,651	91,083	3,481
店頭	為替予約	27,257,495	76,436	76,436
	通貨オプション	10,220,140	1,835	2,681
	合計	-	-	82,542

(注) 1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨 建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手 続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2.時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。 店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3.従来、引直し対象としていた先物為替予約、通貨オプション等は、当中間連結会計期間からは上記に含めて記載しております。なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、ヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

# (3)株式関連取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	株式指数先物	160,717	630	630
4X517/1	株式指数先物オプション	143,101	359	979
	有価証券店頭オプション	378,833	6,087	3,747
店頭	有価証券店頭指数等スワップ	100	11	11
	株式先渡契約	5,563	93	93
	合計	-	-	5,461

- (注) 1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
  - 2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。 店頭取引につきましては、割引現在価値及びオプション価格計算モデル等により算定しております。

# (4)債券関連取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	債券先物	2,038,952	1,001	1,001
AXSIM	債券先物オプション	121,830	237	9
店頭	債券店頭オプション	1,141,994	2,652	2,558
	合計	-	-	3,550

- (注) 1 . 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
  - 2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。 店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

# (5)商品関連取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	商品オプション	319,806	664	853
	合計	-	-	853

- (注) 1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
  - 2.時価の算定

取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3. 商品はオイル、銅、アルミニウム等に係るものであります。

# (6) クレジットデリバティブ取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジットデリバティブ	769,825	47,014	47,014
	合計	-	-	47,014

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
  - 2.時価の算定

取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

# (7) ウェザーデリバティブ取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	ウェザーデリバティブ (オプション系)	595	7	8
	合計	-	-	8

- (注)1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
  - 2.時価の算定

取引対象の気象状況、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3.取引は気温等に係るものであります。

# 当中間連結会計期間末

# (1)金利関連取引(平成16年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
#17 2 1 6C	金利先物	78,773,535	3,452	3,452
取引所	金利オプション	46,188,911	802	3,394
	金利先渡契約	33,612,625	2,220	2,220
店頭	金利スワップ	626,531,971	35,354	35,354
	金利オプション	15,602,063	7,289	7,289
	合計	-	-	44,806

(注)1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除 いております。

## 2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。 店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

# (2)通貨関連取引(平成16年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物	33,211	54	54
	通貨スワップ	19,077,317	84,839	32,236
店頭	為替予約	45,363,408	496	496
	通貨オプション	10,639,767	6,361	1,809
	合計	-	-	33,604

(注)1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

# 2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。 店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

# (3)株式関連取引(平成16年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
80 2 L 66	株式指数先物	183,938	2,175	2,175
取引所	株式指数先物オプション	115,659	53	117
店頭	有価証券店頭オプション	1,080,099	2,108	1,304
<b>山</b> 山	その他	52,384	375	375
	合計	-	-	3,738

(注) 1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

# 2.時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。 店頭取引につきましては、割引現在価値及びオプション価格計算モデル等により算定しております。

# (4)債券関連取引(平成16年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
HT 2166	債券先物	1,781,473	3,435	3,435
取引所	債券先物オプション	424,919	120	329
店頭	債券店頭オプション	1,410,594	2,376	3,236
	合計	-	-	7,001

(注) 1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

# 2.時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。 店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

# (5)商品関連取引(平成16年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	商品オプション	641,653	2,158	2,158
	合計	-	-	2,158

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
  - 2.時価の算定

取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3. 商品はオイル、銅、アルミニウム等に係るものであります。

# (6) クレジットデリバティブ取引(平成16年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジットデリバティブ	1,501,366	34,778	34,778
	合計	-	-	34,778

- (注) 1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
  - 2.時価の算定 取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

# (7)ウェザーデリバティブ取引(平成16年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	ウェザーデリバティブ (オプション系)	750	23	23
	合計	-	-	23

- (注) 1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
  - 2.時価の算定

取引対象の気象状況、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3.取引は気温等に係るものであります。

<u>次へ</u>

前連結会計年度末

1.取引の状況に関する事項(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

#### (1) 取引の内容

当行及び連結子会社は、主に以下のデリバティブ(金融派生商品)取引を行っております。

金利関連取引:金利スワップ、金利先渡取引(FRA)、金利先物、金利先物オプション、金利オプション

通貨関連取引:通貨オプション、通貨スワップ、先物為替予約取引、通貨先物

株式関連取引:株式店頭オプション

債券関連取引:債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション

その他 : クレジットデリバティブ、コモディティーデリバティブ、ウェザーデリバティブ

#### (2) 利用目的

当行及び連結子会社は、「お客さまの多様なニーズへの対応」、「当行及び連結子会社が保有する資産・負債に係るリスクコントロール(ALM: Asset and Liability Management)」及び「トレーディング業務」にデリバティブ取引を利用しております。

なお、「保有する資産・負債に係わるリスクコントロール(ALM:Asset and Liability Management)」としては、主として貸出金・預金等の多数の金銭債権・債務に係る金利リスクをリスク管理方針に従い、当該リスクが共通する単位ごとにグルーピングした上で管理する「包括ヘッジ」を実施しており、金利スワップ取引等を、(キャッシュ・フロー・ヘッジ又はフェアーバリューヘッジの)ヘッジ手段として利用しております。当該取引の大宗はヘッジ会計を適用し、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、当該取引に関するヘッジの有効性評価は、回帰分析等によりヘッジ対象の相場変動リスク又はキャッシュフロー変動リスクがヘッジ手段により高い程度で相殺されることを定期的に検証することにより行っております。

#### (3) 取引に対する取組方針

当行及び連結子会社は、デリバティブ取引の利用目的に応じて以下の取組方針のもと行っております。

「お客さまの多様なニーズへの対応」

お客さまのニーズを十分に把握し、最もニーズに適した商品の提供を行うとともに、「金融商品の販売等に関する 法律」に基づき、適正な販売を行っております。また、商品の提供にあたっては、お客さまに商品の内容や商品に内 在するリスクについて十分な説明を行い、ご理解をいただいております。

「当行及び連結子会社が保有する資産・負債に係るリスクコントロール(ALM:Asset and Liability Management)」

定期的に、「ALM・マーケットリスク委員会」を開催し、リスクを適切にコントロールしながら安定的な収益の計上を目的に取引方針を定めております。

「トレーディング業務」

適正なリスク限度及び厳格な管理の下で、収益極大化を図るべく取引を行っております。

### (4) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引の主なリスクは以下の通りであります。

信用リスク: 取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスク。

市場リスク : 金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場の変動により、デリバティブの価値が変動し損

失を被るリスク。

市場流動性リスク:市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取

引を余儀なくされることにより損失を被るリスク。

#### (5) 取引に係るリスク管理体制

市場業務に係る具体的運営方針につきましては、当行及び連結子会社全体の収益基盤に与える影響の重大性に鑑み、「ALM・マーケットリスク委員会」にて、経済・市場動向、収益力、自己資本等を勘案し、決定しております。 当行及び連結子会社では、従来より各種内部規程を通じ厳格なリスク管理体制を構築しておりますが、市場リスクに

ついては、「市場リスク管理の基本方針」を取締役会で定めております。

また、各市場部門のリスク管理強化の観点から、市場フロント部門とバック事務部門を完全分離するとともに、リスクの一元的把握及び管理を行う専担部署として統合リスク管理部を設置しております。同部は、バンキング・トレーディング取引を含めた当行及び連結子会社全体の市場リスクを統合的に計測し、計測結果を定期的に取締役会等に報告しております。

バンキング目的で利用するデリバティブ取引につきましては、高度なALM手法により、貸出、利付金融債、金利スワップ等のオンバランス・オフバランスを一体として各リスク指標(デルタ・ガンマ等)に換算して把握しております。この手法では、各リスク指標を期間別に展開して、きめ細かくリスク状況を分析して把握し、リスク量を適切に機動的かつ迅速に調節することが可能となっております。

一方、トレーディング目的で利用するデリバティブ取引につきましては、リアルタイムで時価評価やポジションの把握を行うことができる体制を整えております。また、トレーディング取引全体のリスク量は内部モデルを用いたVaR(Value at Risk:最大損失予想額)によって日次計測されております。この算出に必要なボラティリティーや各商品間の相関係数は、市場情勢を適切に反映させるため、週次で更新しております。

信用リスクにつきましては、数量的な管理基準を設け、再構築コストをベースに貸出資産などと同一の枠組みの中で管理しており、また、法的に有効な相殺契約を締結すること等により、信用リスク額を削減する努力を行っております。

当行及び連結子会社のトレーディング勘定及び外国為替にかかるVaRは以下の通りであります。

VaRの範囲、前提等

・信頼区間:片側99.0%

・保有期間:1日

・変動計測のための市場データの標本期間: 1年(265営業日264リターン)

対象期間中のVaRの実績

・最大値:5,541百万円 ・平均値:3,662百万円

対象期間は平成15年4月1日~平成16年3月31日

(注) VaR(Value at Risk)とは、市場の動きに対し、一定期間(保有期間)・一定確率(信頼区間)のもとで保有ポートフォリオが被る可能性のある想定最大損失額で、市場リスク量を計測する方法であります。VaRの金額は保有期間・信頼区間の設定方法、市場の変動の計測手法(計測モデルと呼びます)によって異なります。

## (信用リスク相当額)(平成16年3月31日現在)

種類	金額(百万円)
金利スワップ	7,264,993
通貨スワップ	841,519
先物外国為替取引	935,821
金利オプション(買)	190,790
通貨オプション(買)	427,103
その他の金融派生商品	152,806
一括清算ネッティング契約による信用リスク相当額 削減効果	6,991,747
合計	2,821,287

(注) 上記は、連結自己資本比率(国際統一基準)に基づく信用リスク相当額であります。

#### 2.取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成16年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
	金利先物				
	売建	30,304,388	7,158,663	179,660	179,660
HD 2166	買建	25,645,291	6,719,565	178,358	178,358
取引所	金利オプション				
	売建	18,791,169	2,598,498	28,215	11,994
	買建	19,322,815	2,527,514	41,067	23,832
	金利先渡契約				
	売建	26,462,539	2,509,421	11,306	11,306
	買建	22,583,896	1,784,556	9,149	9,149
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	272,270,409	193,714,596	5,061,638	5,061,638
店頭	受取変動・支払固定	269,165,268	188,090,021	4,979,062	4,979,062
	受取変動・支払変動	50,538,591	35,323,150	2,625	2,625
	受取固定・支払固定	185,056	164,027	3,900	3,900
	金利オプション				
	売建	10,056,385	4,190,702	81,318	81,318
	買建	10,211,007	4,216,711	84,568	84,568
	合計	-	-	-	129,036

(注) 1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

# 2.時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。 店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

# (2) 通貨関連取引(平成16年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
	通貨先物				
取引所	売建	26,554	-	39	39
	買建	20,122	-	7	7
	通貨スワップ	18,162,071	12,840,631	185,484	42,264
	為替予約				
	売建	18,327,569	1,342,573	389,882	389,882
作品	買建	14,121,854	1,124,274	357,085	357,085
店頭 	通貨オプション				
	売建	5,471,571	1,750,444	180,970	5,598
	買建	5,009,424	1,651,519	183,434	9,785
	合計	-	-	-	5,312

(注) 1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨 建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続 上消去されたものについては、上記記載から除いております。

# 2.時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。 店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。 3.従来、引直し対象としていた先物為替予約、通貨オプション等は、当連結会計年度からは上記に含めて記載しております。なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、ヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

# (3) 株式関連取引(平成16年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
	株式指数先物				
	売建	331,863	-	16,288	16,288
	買建	48,091	-	2,873	2,873
取引所	株式指数先物オプショ				
	ン				
	売建	53,599	-	1,353	3
	買建	64,203	-	1,899	430
	有価証券店頭オプショ				
	ン				
	売建	363,284	107,326	16,774	367
店頭	買建	418,229	112,618	25,613	5,295
	その他				
	売建	5,998	-	91	91
	買建	3,925	2,600	233	233
	合計	-	-	-	6,992

- (注) 1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
  - 2.時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。 店頭取引につきましては、割引現在価値及びオプション価格計算モデル等により算定しております。

# (4)債券関連取引(平成16年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
	債券先物				
	売建	392,520	-	1,647	1,647
HT 215C	買建	992,103	-	1,154	1,154
取引所	債券先物オプション				
	売建	192,651	-	1,805	728
	買建	172,447	-	1,605	79
	債券店頭オプション				
店頭	売建	833,058	5,455	6,562	2,762
	買建	800,945	-	2,069	1,016
	合計	-	-	-	4,920

- (注) 1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
  - 2.時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。 店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

# (5)商品関連取引(平成16年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
	商品オプション				
店頭	売建	190,382	134,895	13,616	13,616
	買建	190,382	134,895	14,695	14,695
	合計	-	-	-	1,079

- (注) 1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
  - 2.時価の算定

取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3. 商品はオイル、銅、アルミニウム等に係るものであります。

# (6) クレジットデリバティブ取引(平成16年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
	クレジットデリバティブ				
店頭	売建	272,177	161,783	1,434	1,434
	買建	784,247	705,377	32,305	32,305
	合計	-	-	-	33,740

- (注) 1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
  - 2.時価の算定

取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3.「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

# (7) ウェザーデリバティブ取引(平成16年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
	ウェザーデリバティブ (オプション系)				
店頭	売建	934	-	115	115
	買建	674	-	102	102
	合計	-	-	-	12

- (注)1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
  - 2.時価の算定

取引対象の気象状況、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3.取引は気温等に係るものであります。

#### (セグメント情報)

# 【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

	銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益 (1)外部顧客に対する経常収益	764,875	114,039	1,701	880,616	-	880,616
(2)セグメント間の内部経常収 益	1,546	15,402	349	17,297	(17,297)	-
計	766,421	129,441	2,051	897,914	(17,297)	880,616
経常費用	454,409	104,863	2,995	562,267	(17,048)	545,218
経常利益( は経常損失)	312,012	24,578	944	335,646	(249)	335,397

- (注) 1.事業区分は内部管理上採用している区分によっております。また、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
  - 2. 各事業の主な内容
    - (1)銀行業......銀行業、信託業
    - (2) 証券業......証券業
    - (3) その他事業...リース業等
  - 3.当行の為替スワップに係る収益及び費用は、従来、総額表示しておりましたが、当中間連結会計期間より業種別監査委員会報告第25号に基づきヘッジ会計を適用したことにより純額表示によっております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、経常収益及び経常費用は銀行業についてそれぞれ8,036百万円減少しております。

# 当中間連結会計期間(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

	銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益 (1)外部顧客に対する経常収益 (2)セグメント間の内部経常収	576,973	122,933	2,855	702,762	- (45 444)	702,762
益 計	2,508 579,482	12,507 135,441	397	15,414 718,177	(15,414)	702,762
経常費用	478,185	115,513	1,578	595,277	(14,731)	580,545
経常利益	101,296	19,928	1,674	122,899	(683)	122,216

- (注) 1. 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。また、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
  - 2 . 各事業の主な内容
    - (1)銀行業......銀行業、信託業
    - (2) 証券業.......証券業
    - (3) その他事業...リース業等

# 前連結会計年度(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

	銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益 (1)外部顧客に対する経常収益 (2)セグメント間の内部経常収 益	1,360,955 2,921	218,413 28,001	6,043 795	1,585,413 31,718	(31,718)	1,585,413
計	1,363,876	246,415	6,839	1,617,132	(31,718)	1,585,413
経常費用	831,579	204,715	6,505	1,042,801	(31,410)	1,011,390
経常利益	532,297	41,700	333	574,331	(308)	574,022

- (注) 1.事業区分は内部管理上採用している区分によっております。また、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
  - 2. 各事業の主な内容
    - (1)銀行業......銀行業、信託業
    - (2) 証券業......証券業
    - (3) その他事業...リース業等
  - 3.当行の為替スワップに係る収益及び費用は、従来、総額表示しておりましたが、当連結会計年度より、業種別監査委員会報告第25号に基づきヘッジ会計を適用したことにより純額表示によっております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、経常収益及び経常費用は銀行業についてそれぞれ13,254百万円減少しております。

#### 【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	アジア・ オセアニ ア (百万円)	欧州 (百万円)	計(百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1)外部顧客に対する経常収 益	644,059	98,678	47,122	90,756	880,616	-	880,616
血 (2)セグメント間の内部経常 収益	126,095	32,310	55	950	159,411	(159,411)	-
計	770,155	130,988	47,177	91,707	1,040,028	(159,411)	880,616
経常費用	422,643	116,552	16,563	90,020	645,779	(100,560)	545,218
経常利益	347,512	14,436	30,614	1,686	394,249	(58,851)	335,397

- (注) 1. 当行の本支店及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
  - 2.「米州」には、アメリカ等が属しております。「アジア・オセアニア」には、香港、シンガポール等が属しております。「欧州」には、イギリス等が属しております。
  - 3.当行の為替スワップに係る収益及び費用は、従来、総額表示しておりましたが、当中間連結会計期間より業種別監査委員会報告第25号に基づきヘッジ会計を適用したことにより純額表示によっております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、経常収益及び経常費用は、日本について4,773百万円、欧州について2,245百万円、アジア・オセアニアについて1,018百万円それぞれ減少しております。

# 当中間連結会計期間(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	アジア・ オセアニ ア (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1)外部顧客に対する経常収 益	500,534	82,857	32,529	86,841	702,762	-	702,762
(2)セグメント間の内部経常 収益	24,835	31,227	6,261	9,647	71,971	(71,971)	-
計	525,369	114,084	38,790	96,489	774,734	(71,971)	702,762
経常費用	429,227	84,301	30,728	90,876	635,133	(54,587)	580,545
経常利益	96,142	29,783	8,062	5,613	139,601	(17,384)	122,216

- (注) 1. 当行の本支店及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
  - 2.「米州」には、アメリカ等が属しております。「アジア・オセアニア」には、香港、シンガポール等が属しております。「欧州」には、イギリス等が属しております。

前連結会計年度(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	アジア・ オセアニ ア (百万円)	欧州 (百万円)	計(百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1)外部顧客に対する経常収 益	1,153,393	170,283	77,364	184,371	1,585,413	-	1,585,413
(2)セグメント間の内部経常 収益	134,236	66,302	995	9,455	210,990	(210,990)	-
計	1,287,630	236,586	78,360	193,826	1,796,403	(210,990)	1,585,413
経常費用	766,448	176,086	38,930	179,914	1,161,380	(149,989)	1,011,390
経常利益	521,181	60,499	39,430	13,911	635,023	(61,000)	574,022

- (注) 1. 当行の本支店及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域毎に区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
  - 2. 「米州」には、アメリカ等が属しております。「アジア・オセアニア」には、香港、シンガポール等が属しております。「欧州」には、イギリス等が属しております。
  - 3.当行の為替スワップに係る収益及び費用は、従来、総額表示しておりましたが、当連結会計年度より、業種 別監査委員会報告第25号に基づきヘッジ会計を適用したことにより純額表示によっております。この結果、従 来の方法によった場合と比較して、経常収益及び経常費用は、日本について6,798百万円、欧州について4,666 百万円、アジア・オセアニアについて1,789百万円それぞれ減少しております。

#### 【海外経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

	金額 (百万円)
海外経常収益	236,557
連結経常収益	880,616
海外経常収益の連結経常収益 に占める割合(%)	26.8

- (注)1.一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
  - 2.海外経常収益は、当行の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

# 当中間連結会計期間(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

	金額(百万円)
海外経常収益	202,228
連結経常収益	702,762
海外経常収益の連結経常収益 に占める割合(%)	28.7

- (注)1.一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
  - 2.海外経常収益は、当行の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

# 前連結会計年度(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

	金額(百万円)
海外経常収益	432,019
連結経常収益	1,585,413
海外経常収益の連結経常収益 に占める割合(%)	27.2

- (注)1.一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
  - 2.海外経常収益は、当行の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

# (1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)	
1 株当たり純資産額	円	0.05	48.10	32.91	
1株当たり中間(当期)純 利益	円	28.04	21.59	44.65	
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	円	22.19	17.65	35.98	

(注)1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

				1	
		前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)	
1株当たり中間(当期)					
純利益					
中間(当期) 純利益	百万円	191,561	147,498	317,327	
普通株主に帰 属しない金額	百万円	-	-	12,275	
うち利益処 分による優 先配当額	百万円	-	-	12,275	
普通株式に係 る中間(当 期)純利益	百万円	191,561	147,498	305,052	
普通株式の (中間)期中 平均株式数	千株	6,831,124	6,831,124	6,831,124	
潜在株式調整後1 り中間(当期)紅					
中間(当期) 純利益調整額	百万円	-	-	5,496	
うち利益処 分による優 先配当額	百万円	<u>-</u>	<u>-</u>	5,496	
普通株式増加 数	千株	1,799,075	1,522,879	1,799,075	
うち優先株 式	千株	1,799,075	1,522,879	1,799,075	

# (重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	(自	間連結会計期 平成16年 4 月 平成16年 9 月	1日	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	当行は、平成16年9月17日の臨時株主総会 及び種類株主総会において、親会社たる株式 会社みずほカールディングス及び株式会社みずほフィナンシャルグループの発行する株式 の内容と当行の発行する株式の内容との相互 関係の統一・整備を図ること等を目とした。 当該株式の内容とは、以下のとおりであります。 (1)普通株式1,000株を1株に併合。 (2)第二四種優先株式、第三回第三種優先株式、第四四質先株式、第二回第五種優先株式、第六種優先株式、第十種優先株式、第十回第十種優先株式、第十回第十種優先株式のび第十一回第十三種優先株式のび第十一回第十三種優先株式のび第十一回第十三種優先株式のび第十一回第十三種優先株式の00株を1株に併合。 (3)第十一回第十三種優先株式200株を1株に併合。 なお、株式併合の効力発生日は、平成16年 10月19日であります。 前期首に当該株式併合が行われたと仮定した場合における1株当たり情報は、それぞれ以下のとおりであります。			
	前中間連結 会計期間 1株当たり の純資産額 55円 46銭	当中間連結 会計期間 1株当たり の純資産額 48,101円 2銭	前連結 会計年度 1 株当たり の純資産額 32,919円 46銭	
	1株当たり 中間純利益 金額 28,042円 41銭	1 株当たり 中間純利益 金額 21,592円 15銭	1 株当たり 当期純利益 金額 44,656円 20銭	
	潜在株式調整後1株式調 をり中間純 たり中間純 利益金額 22,196円 61銭	潜在株式調整後 1 株当 をり中間純 たり中間純 利益金額 17,656円 4銭	潜在株式調整後1株当 たり当期純 利益金額 35,983円 95銭	
				当行は、平成16年6月18日に、取引先である興和不動産株式会社及びその子会社である興和不動産販売株式会社と、興和不動産グループの事業再編に関し、支援にかかる協定を締結いたしました。この結果、当該取引先向け債権のうち、事業再編において会社分割により興和不動産株式会社に残存する予定の当行の貸出金は175,700百万円と見込んでおりますが、同社は今後とも事業を継続していくことから回収額が変動するため、損失負担額については現在確定しておりません。

# (2)【その他】

# (重要な後発事象)

平成16年12月24日、最高裁判所にて、日本ハウジングローン株式会社向け貸出金償却に関する更正処分等取 消訴訟につき、当行の請求を認容するとの判決を受けました。これにより、平成8年に仮納付した追徴税額 222,682百万円は当行に還付されることとなります。

本件に伴い、偶発損失引当金の取崩し、還付加算金の収受、及び繰延税金資産に係る評価性引当額の取崩しによる損益に与える影響は約280,000百万円と計算されます。((1)中間連結財務諸表 注記事項(中間連結貸借対照表関係)16.参照)

# 2【中間財務諸表等】

# (1)【中間財務諸表】 【中間貸借対照表】

		前中間会計期間末 (平成15年9月30日)		当中間会計期間末 (平成16年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成16年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	9	3,478,569	6.05	2,754,415	4.78	3,468,597	5.79
コールローン		389,999	0.68	248,019	0.43	283,436	0.47
買現先勘定		1,112,962	1.93	618,648	1.07	1,273,316	2.13
債券貸借取引支払保証金		2,062,211	3.58	2,138,204	3.71	2,725,918	4.55
買入金銭債権		71,972	0.13	86,435	0.15	120,726	0.20
特定取引資産	9	3,180,143	5.53	3,657,892	6.34	2,973,185	4.96
金銭の信託		12,826	0.02	2,002	0.00	4,754	0.01
有価証券	1, 2,9	16,049,785	27.90	16,132,580	27.97	18,482,622	30.84
貸出金	3, 4,5, 6,7, 8,9,	24,198,251	42.06	24,397,057	42.30	23,703,886	39.56
外国為替	8,9	582,204	1.01	546,211	0.95	457,593	0.76
その他資産	9, 11,17	2,887,056	5.02	3,785,162	6.56	3,387,387	5.65
動産不動産	9, 12, 13,16	250,840	0.44	149,865	0.26	166,614	0.28
債券繰延資産		37	0.00	8	0.00	18	0.00
繰延税金資産		738,061	1.28	483,890	0.84	534,477	0.89
支払承諾見返		2,924,569	5.08	3,002,653	5.21	2,773,479	4.63
貸倒引当金		406,547	0.71	329,473	0.57	434,250	0.72
投資損失引当金		402	0.00	430	0.00	67	0.00
資産の部合計		57,532,541	100.00	57,673,141	100.00	59,921,696	100.00

		前中間会計期間末 (平成15年9月30日)		当中間会計期間末 (平成16年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成16年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	9	15,161,857	26.35	16,080,010	27.88	16,569,649	27.65
譲渡性預金		4,818,967	8.38	5,604,694	9.72	5,588,333	9.33
債券		7,442,808	12.94	6,079,079	10.54	6,743,929	11.26
コールマネー	9	9,224,182	16.03	6,139,020	10.65	8,017,169	13.38
売現先勘定	9	3,205,564	5.57	4,182,324	7.25	3,567,653	5.95
債券貸借取引受入担保金	9	2,928,397	5.09	3,015,938	5.23	4,781,320	7.98
売渡手形	9	1,931,600	3.36	2,561,000	4.44	1,726,400	2.88
コマーシャル・ペーパー		125,000	0.22	227,000	0.39	215,000	0.36
特定取引負債		2,366,980	4.11	2,642,208	4.58	2,131,091	3.56
借用金	14	1,973,034	3.43	2,356,459	4.09	2,302,632	3.84
外国為替		218,652	0.38	261,521	0.45	355,264	0.59
短期社債		70,000	0.12	180,200	0.31	180,000	0.30
社債	15	653,100	1.14	123,100	0.21	263,100	0.44
その他負債		2,387,172	4.15	2,920,425	5.06	2,405,055	4.01
賞与引当金		2,480	0.00	2,539	0.00	2,418	0.00
偶発損失引当金	17	141,298	0.25	131,341	0.23	131,749	0.22
再評価に係る繰延税金負債	16	66,159	0.11	31,535	0.06	35,300	0.06
支払承諾		2,924,569	5.08	3,002,653	5.21	2,773,479	4.63
負債の部合計		55,641,823	96.71	55,541,054	96.30	57,789,545	96.44
(資本の部)							
資本金		1,070,965	1.86	1,070,965	1.86	1,070,965	1.79
資本剰余金		258,247	0.45	258,247	0.45	258,247	0.43
資本準備金		258,247		258,247		258,247	
利益剰余金		236,275	0.41	442,963	0.77	388,783	0.65
利益準備金		-		2,500		-	
中間(当期)未処分利益		236,275		440,463		388,783	
土地再評価差額金	16	96,593	0.17	46,062	0.08	51,539	0.09
その他有価証券評価差額金		228,635	0.40	313,848	0.54	362,614	0.60
資本の部合計		1,890,717	3.29	2,132,087	3.70	2,132,150	3.56
負債及び資本の部合計		57,532,541	100.00	57,673,141	100.00	59,921,696	100.00
2 1 2 AC MAIL		,,		,,,		11,121,000	1

# 【中間損益計算書】

【中间摂盆引昇音】							
		前中間会計其 (自 平成15年4 至 平成15年9	月1日	当中間会計其 (自 平成16年4 至 平成16年9	月1日	前事業年度の要約指 (自 平成15年4 至 平成16年3	月1日
区分	注記番号	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		789,582	100.00	575,535	100.00	1,362,859	100.00
資金運用収益		415,227		342,338		742,275	
(うち貸出金利息)		(221,967)		(176,873)		(408,942)	
(うち有価証券利息配当金)		(160,423)		(116,891)		(260,485)	
役務取引等収益		64,128		65,944		129,877	
特定取引収益		35,145		4,084		55,192	
その他業務収益		131,204		59,179		197,586	
その他経常収益	2	143,877		103,987		237,926	
経常費用		430,550	54.53	437,951	76.09	821,279	60.26
資金調達費用		173,911		160,296		329,575	
(うち預金利息)		(35,521)		(40,087)		(68,826)	
(うち債券利息)		(45,468)		(33,617)		(84,942)	
役務取引等費用		20,267		18,258		40,514	
特定取引費用		1,524		-		465	
その他業務費用		60,205		30,430		91,626	
営業経費	1	116,732		116,771		226,254	
その他経常費用	3	57,908		112,195	ı	132,843	
経常利益		359,032	45.47	137,583	23.91	541,580	39.74
特別利益	4	48,553	6.15	18,971	3.29	60,008	4.40
特別損失	5,6	7,428	0.94	15,244	2.65	12,965	0.95
税引前中間(当期)純利益		400,157	50.68	141,310	24.55	588,623	43.19
法人税、住民税及び事業税		20	0.00	19	0.00	71	0.00
法人税等調整額		167,402	21.20	80,321	13.96	248,363	18.22
中間(当期)純利益		232,734	29.48	60,969	10.59	340,188	24.96
前期繰越利益		-		374,008		-	
土地再評価差額金取崩額		3,540		5,486	Į.	48,594	
中間(当期)未処分利益		236,275		440,463		388,783	

### 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

中国別が面径下成りための	至中にある主文の子穴		
	前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
1 . 特定取引資産・負債の評	金利、通貨の価格、有価証券市	同左	金利、通貨の価格、有価証券市
価基準及び収益・費用の計	場における相場その他の指標に係		場における相場その他の指標に係
上基準	る短期的な変動、市場間の格差等		る短期的な変動、市場間の格差等
	を利用して利益を得る等の目的		を利用して利益を得る等の目的
	(以下「特定取引目的」という)		(以下「特定取引目的」という)
	の取引については、取引の約定時		の取引については、取引の約定時
	点を基準とし、中間貸借対照表上		点を基準とし、貸借対照表上「特
	「特定取引資産」及び「特定取引		定取引資産」及び「特定取引負
	負債」に計上するとともに、当該		債」に計上するとともに、当該取
	取引からの損益を中間損益計算書		引からの損益を損益計算書上「特
	上「特定取引収益」及び「特定取		定取引収益」及び「特定取引費
	引費用」に計上しております。		用」に計上しております。
	特定取引資産及び特定取引負債		特定取引資産及び特定取引負債
	の評価は、有価証券及び金銭債権		の評価は、有価証券及び金銭債権
	等については中間決算日の時価に		等については決算日の時価によ
	より、スワップ・先物・オプショ		り、スワップ・先物・オプション
	ン取引等の派生商品については中		取引等の派生商品については決算
	間決算日において決済したものと		日において決済したものとみなし
	みなした額により行っておりま		た額により行っております。
	す。		また、特定取引収益及び特定取
	また、特定取引収益及び特定取		引費用の損益計上は、当事業年度
	引費用の損益計上は、当中間会計		中の受払利息等に、有価証券、金
	期間中の受払利息等に、有価証		銭債権等については前事業年度末
	券、金銭債権等については前事業		と当事業年度末における評価損益
	年度末と当中間会計期間末におけ		の増減額を、派生商品については
	る評価損益の増減額を、派生商品		前事業年度末と当事業年度末にお
	については前事業年度末と当中間		けるみなし決済からの損益相当額
	会計期間末におけるみなし決済か		の増減額を加えております。
	らの損益相当額の増減額を加えて		
	おります。		

	T		
	前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
2 . 有価証券の評価基準及び	(1)有価証券の評価は、子会社株	(1) 同左	(1) 有価証券の評価は、子会社株
評価方法	式及び関連会社株式については		式及び関連会社株式については
	移動平均法による原価法、その		移動平均法による原価法、その
	他有価証券のうち時価のある国		他有価証券のうち時価のある国
	内株式については、当中間会計		内株式については、当事業年度
	期間末前1ヵ月の市場価格の平		末月1ヵ月の市場価格の平均
	均等、それ以外については当中		等、それ以外については当事業
	間会計期間末日の市場価格等に		年度末日の市場価格等に基づく
	基づく時価法(売却原価は主と		時価法(売却原価は主として移
	して移動平均法により算定)、		動平均法により算定)、時価の
	時価のないものについては移動		ないものについては移動平均法
	平均法による原価法又は償却原		による原価法又は償却原価法に
	価法により行っております。な		より行っております。なお、そ
	お、その他有価証券の評価差額		の他有価証券の評価差額につい
	については、全部資本直入法に		ては、全部資本直入法により処
	より処理しております。		理しております。
	(2)有価証券運用を主目的とする	(2) 同左	(2) 同左
	単独運用の金銭の信託において		
	信託財産として運用されている		
	有価証券の評価は、時価法によ		
	り行っております。		
3 . デリバティブ取引の評価	デリバティブ取引 (特定取引目	同左	同左
基準及び評価方法	的の取引を除く)の評価は、時価		
	法により行っております。		
4.固定資産の減価償却の方	(1)動産不動産	(1)動産不動産	(1)動産不動産
法	動産については定率法を、建	同左	動産については定率法を採用
	物及びその他の資産については		し、建物については定額法を採
	定額法を採用し、年間減価償却		用しております。
	費見積額を期間により按分し計		なお、主な耐用年数は次のと
	上しております。		おりであります。
	なお、主な耐用年数は次のと		建物:3年~50年
	おりであります。		動 産:2年~20年
	建物 3年~50年		
	動 産 2年~20年	   (2) \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	(2) ソフトウェア
	(2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアにつ	(2 ) ソフトウェア 	(2) ダブトワェア
	いては、行内における利用可能		同生
	期間(5年)に基づく定額法に		
	より償却しております。		
	より資料のであります。   債券繰延資産(債券発行費用)	   (1)債券繰延資産(債券発行費	 同左
- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	は、商法施行規則の規定する最長	用)は、商法施行規則の規定す	1 3-1
	期間(3年)内で、償還期限まで	る最長期間(3年)内で、償還	
	の期間に対応して償却しておりま	期限までの期間に対応して償却	
	す。	しております。	
		(2) 社債発行費は支出時に全額	
		費用として処理しております。	
		(3) 社債発行差金については資	
		産として計上し、社債の償還期	
		間にわたり均等償却を行ってお	
		ります。	
		26.90	

	前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
 6.引当金の計上基準	(1)貸倒引当金	(1)貸倒引当金	(1) 貸倒引当金
	予め定めている償却・引当	予め定めている償却・引当	予め定めている償却・引当基
	基準に則り、次のとおり計上	基準に則り、次のとおり計上	準に則り、次のとおり計上して
	しております。	しております。	おります。
	破産、特別清算等法的に経	破産、特別清算等法的に経	破産、特別清算等、法的に経
	営破綻の事実が発生している	営破綻の事実が発生している	営破綻の事実が発生している債
	債務者(以下「破綻先」とい	債務者(以下「破綻先」とい	務者(以下「破綻先」という)
	う)に係る債権及びそれと同	う)に係る債権及びそれと同	に係る債権及びそれと同等の状
	等の状況にある債務者(以下	等の状況にある債務者(以下	況にある債務者(以下「実質破
	「実質破綻先」という)に係	「実質破綻先」という)に係	綻先」という)に係る債権につ
	る債権については、以下のな	る債権については、以下のな	いては、以下のなお書きに記載
	お書きに記載されている直接	お書きに記載されている直接	されている直接減額後の帳簿価
	減額後の帳簿価額から、担保	減額後の帳簿価額から、担保	額から、担保の処分可能見込額
	の処分可能見込額及び保証に	の処分可能見込額及び保証に	及び保証による回収可能見込額
	よる回収可能見込額を控除	よる回収可能見込額を控除	を控除し、その残額を計上して
	し、その残額を計上しており	し、その残額を計上しており	おります。また、現在は経営破
	ます。また、現在は経営破綻	ます。また、現在は経営破綻	に
	の状況にないが、今後経営破	の状況にないが、今後経営破	に陥る可能性が大きいと認め これではない。
	縦に陥る可能性が大きいと認 サミヤス(表現者 / 以下「神経	に陥る可能性が大きいと認 はこれる信念者(以下「独特	られる債務者(以下「破綻懸念
	められる債務者(以下「破綻	められる債務者(以下「破綻	先」という)に係る債権につい
	懸念先」という)に係る債権	懸念先」という)に係る債権	ては、債権額から、担保の処分
	については、債権額から、担保の加公司総則は額及び保証	については、債権額から、担	可能見込額及び保証による回収
	保の処分可能見込額及び保証	保の処分可能見込額及び保証	可能見込額を控除し、その残額
	による回収可能見込額を控除 し、その残額のうち、債務者	による回収可能見込額を控除 し、その残額のうち、債務者	のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を
	の支払能力を総合的に判断し	の支払能力を総合的に判断し	計上しております。
	必要と認める額を計上してお	必要と認める額を計上してお	なお、破綻懸念先及び注記事
	ります。	ります。	項(貸借対照表関係) 5の貸
	なお、破綻懸念先及び注記	なお、破綻懸念先及び注記	出条件緩和債権等を有する債務
	事項(中間貸借対照表関係)	事項(中間貸借対照表関係)	者で与信額が一定額以上の大口
	5の貸出条件緩和債権等を	5の貸出条件緩和債権等を	債務者のうち、債権の元本の回
	有する債務者で与信額が一定	有する債務者で与信額が一定	収及び利息の受取りに係るキャ
	額以上の大口債務者のうち、	額以上の大口債務者のうち、	ッシュ・フローを合理的に見積
	債権の元本の回収及び利息の	債権の元本の回収及び利息の	もることができる債権について
	受取りに係るキャッシュ・フ	受取りに係るキャッシュ・フ	は、当該キャッシュ・フローを
	ローを合理的に見積もること	ローを合理的に見積もること	貸出条件緩和実施前の約定利子
	ができる債権については、当	ができる債権については、当	率等で割引いた金額と債権の帳
	該キャッシュ・フローを貸出	該キャッシュ・フローを貸出	簿価額との差額を貸倒引当金と
	条件緩和実施前の約定利子率	条件緩和実施前の約定利子率	する方法(キャッシュ・フロー
	等で割引いた金額と債権の帳	等で割引いた金額と債権の帳	見積法)により引き当てており
	簿価額との差額を貸倒引当金	簿価額との差額を貸倒引当金	ます。また、当該大口債務者の
	とする方法(キャッシュ・フ	とする方法 (キャッシュ・フ	うち、将来キャッシュ・フロー
	ロー見積法)により引き当て	ロー見積法)により引き当て	を合理的に見積もることが困難
	ております。また、当該大口	ております。また、当該大口	な債務者に対する債権について
	債務者のうち、将来キャッシ	債務者のうち、将来キャッシ	は、個別的に予想損失額を算定
	ュ・フローを合理的に見積も	ュ・フローを合理的に見積も	し、引き当てております。
	ることが困難な債務者に対す	ることが困難な債務者に対す	上記以外の債権については、
	る債権については、個別的に	る債権については、個別的に	過去の一定期間における貸倒実
	予想損失額を算定し、引き当	予想損失額を算定し、引き当   アスヤルキオ	績等から算出した予想損失率に まずきましております。お
	てております。	てております。	基づき計上しております。な
	上記以外の債権について	上記以外の債権について	お、特定海外債権については、対象国の政治経済情報等に起席
	は、過去の一定期間における	は、過去の一定期間における	対象国の政治経済情勢等に起因
	貸倒実績等から算出した予想	貸倒実績等から算出した予想	して生ずる損失見込額を特定海の停機引出助党として計として
	損失率に基づき計上しており	損失率に基づき計上しており ます 特定海外債権について	外債権引当勘定として計上しておいます
	ます。なお、特定海外債権に	ます。特定海外債権については、対象国の政治経済情熱等	おります。 
	ついては、対象国の政治経済 情勢等に起因して生ずる損失	は、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額	
	情勢寺に起因して生する損失 見込額を特定海外債権引当勘	に起因しく生する損失見込額 を特定海外債権引当勘定とし	
	見込顔を特定/海外頂権引ヨ劇 ・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	で行た海外頂権引き制定として計しております	

定として計上しております。

て計上しております。

## 1 当中間会計期間 (自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月10日) すべての価格は、資産の自己 直定基準に基づき、営業開連部 書が合姓立た政長監査制部が 直定結果を監査しており、その 音定結果に基づしております。 なお、破綻先及び実質破蛇先に対する形象に表回収が可能 と認められる語を診性した共頻 を収立不能見込器として債権額が から直接対域による回収が可能 と認められる語を診性した共頻 を収立不能見込器として債権額が から直接対域による回収が可能 と認められる語を診性して共頻 を収立不能見込器として債権額が から直接対域にしております。 (2) 投資損失引当金 投資によりであります。 (2) 投資損失引当金 投資によりであります。 (3) 解写引当金 投票を対象に であります。 (3) 解写引当金 投票を対象に であります。 (4) 退職給付引当金 投票を対象に であります。 (5) 投資自民が対する提供に (4) 退職給付引当金 投票を対象に であります。 (5) 投資自民が対する提供に (4) 退職給付引当金 投票を対象と である (4) 退職給付引当金 投票を対象と である (4) 退職給付引当金 投票を対象と である (4) 退職給付引当金 投票を対象と である (4) 退職給付引当金 (4) 退職給付出の方も、当中間会計期間に属世する政策計上しております。 (4) 退職給付引当金 (4) 退職給付出の方も、当中間会計期間に関係を対象と である (4) 退職給付引当金 (6) 退職給付出の方は、当事事に表 (4) 退職給付出金 (6) 取出を行出る (6) 取出を行出しております。また、数理計算上の差異 (6) 理解付引出金 (6) 取出を行出る (6) 取出を行出しております。また、数理計算上の差異 (6) 取出を行出しております。また、数理計算上の差異 (6) 取出を行出る (6) 取出を行出る (6) 取出を行出る (6) 取出を行出る (6) 取出を行出る (6) 取出を行出しております。また、数理計算上の差異 (6) 取出を行出しております。また、数理計算上の差異 (6) 取出を行出しております。また、数理計算上の差異 (6) 取出を行出を行出を行出を行出を行出を行出を行出を行出を行出を行出を行出を行出を行出			
室正基準に基づき、営業開連部 署が資産産産を実施し、当該部 著から独立した資産監査部番析 査定程果を監査しており、その 査定結果を監査しており、その 査定結果を監査しており、その 査定結果を監査しており、その 査定結果を監査しており、その 査定結果を監査しており、その 者定結果を監査しており、その 者定結果を監査しており、その 者定結果を監査しており、その 者定結果を監査しており、その 者定結果を監査しており、その 者定結果を監査しており、その 者定結果に基づいて上記の引当 を行っております。	(自 平成15年4月1日	(自 平成16年4月1日	(自 平成15年4月1日
雷から独立した資産監査部書が 富定結果を監査しており、その 査定結果に基づいて上記の引当 を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先 に対する程係・保証付債権等に ついては、債権額から担保の評価 他認及び保証による回収が可能 と認められる稲を控除した残額 を取立不能見込動として債権額 から直接疾機しており、その金 館は48,083百万円であります。      (2) 投資損失引当金 投資に対する程度に備えるた め、有価証券の発行会社の財政 水態等を勘察して必要と認められる額を計止しております。      (3) 質与引当金 従業員の公費自与の支払に備えるため、従業員の公費自らの支払に備えるため、従業員の必要に対してあります。 (4) 退職給付引当金 (2) 投資損失引当金 (2) 投資損失引当金 (4) 退職給付引当金(含む前払年 金費用) (2) 投資損失引当金 (4) 退職給付引当金(含む前払年 金費用) (2) 投資損失引当金(人) (4) 退職給付引当金(含む前払年 金費用) (2) 投資損失引当金(人) (4) 退職給付引当金(含む前払年 金費用) (2) 投資損失引当金(人) (4) 退職給付引当金(含む前払年 金費用) (2) 投資損失引当金 (4) 退職給付引当金(含む前払年 金費用) (2) 投資損失引き金(含む前払年 金費用) (2) 投資損失引き金(含む前払年 金費用) (2) 投資損失引き金(含む前払年 金費用) (2) 投資損失引き金(含む前払年 金費用) (2) 投資損失引き金(含む前払年 金費用) (2) 投資損失引き金(含む前払年 金費用) (2) 投資損失引き金(含む前払年 金費用) (2) 投資損失引き金(含む前払年 金費用) (2) 投資損失引き金(含む前払年 金費用) (2) 投資損失引き金(含む前払年 金費用の支払いに備 名を発し入の費自の支払いに備 名を発生を資産の見込額に基づります。 名を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法はい下のとおります。 多発生年度の従業員の 平均残存動務期間の(10- 12年)による定額結により 安理計算上の差異 名を発生年度の従業員の 平均残存動務期間の(10- 12年)による定額結により 安理計算上の差異 名発生年度の従業員の 平均残存動務期間の(10- 12年)による定額結により 安理計算上の差異の費用処理方法 安理計算上の差異 名を発生を見の費用を対すがよりを対すの関すを対する関すの 金額に基づりまする 金額に基づります。 金額に対すのよります。 金額によりであります。 金額によりであります。 金額によりであります。 金額によりであります。 金額によりであります。 金額によりであります。 金額に対すのよりによりを対する関すの 名のとはいよりを対する関すの 名のとはいよります。 名のとはいよりであります。 名のとはいよりを対する関すを対するとはいよりを対する関すの 名のとはいよりを対する関すを対するとはいよりを対する関すを対すを対するとはいまするとはいよりを対するとはいよりを対するとはいよりを対するとはいよりを対するとはいよりを対するとはいよりを対するとはいますをはいまするとはいまする	査定基準に基づき、営業関連部	査定基準に基づき、営業関連部	査定基準に基づき、営業関連部
査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先 に対する担保・保証付債権等に ついては、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能 と認められる額を控除した残額 を取立不能見込額として債権額 から直接減酸しており、その金額は48,083百万円であります。 (2)投資損失引当金 投資に対する担失に備えるため、有価証券の発行会社の財政 状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。 (3)賞与引当金 従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する担与の支払に備えるため、従業員に対する担与の支払に備えるため、従業員に対する担与の支払に備えるため、従業員に対する担与の支払に備えるため、送業員に対する担与の支払に備えるため、送業員に対する担与の支払に備えるため、送業員に対する関与の支払に備えるため、送業員に対する関与の支払に備えるため、当事業年度末における退職 給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる配給付に備えるため、当事業年度末における退職 給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる配給付に備えるため、当事業年度末における退職 給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる配給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる経を計上しております。また、数理計算上の差異の置用処理方法に近て発生していると認められる経を計上しております。また、数理計算上の差異各発生年度の従業員の平均残存勤務期間でいつ。 20 との主教とは以下のとおりであります。数理計算上の差異各発生年度の従業員の平均残存動務期間でいつ。12年)による定額法により投分した経をそれぞれ	署から独立した資産監査部署が	署から独立した資産監査部署が	署から独立した資産監査部署が
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額か5担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立て能見込額として債権額が当成の計算の表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	査定結果に基づいて上記の引当	査定結果に基づいて上記の引当	査定結果に基づいて上記の引当
ついては、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は48,083百万円であります。  (2)投資損失引当金投資に備えるため、何難分を勘案しております。 (3)買与引当金投資の質与の支払に備えるため、(産業員に対する背与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。 (4)退職給付引当金投資の運転を計上しております。 (4)退職給付引当金金額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 (4)退職給付引当金金額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 (4)退職給付引当金金額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 (4)退職給付引当金(含む前払年金費用)従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 た数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりてあります。 数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりてあります。 数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間(10~12年)による定額法により按分した額をそれぞれとかけな分した額をそれぞれとかけな例と、第十年を発生の必要業年度が必要があります。表別は下のと書りであります。表別は下のと書りを記述されて発生していると認められる額を対した類はために表別を表別を表別は下のと書が表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表			
と認められる顔を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は48,083百万円であります。  (2)投資損失引当金投資に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。 (3)賞与引当金従業員への買与の支払に備えるため、従業員に対する損失に対する当らの支給見込額のうち、当事業年度未における退職給付に備えるため、近業費年度本における退職給付に備えるため、当事業年度未における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異各発生年度の従業員の平均残存動粉期間(10-12年)による定額法により投分した額をそれぞれと対対分した額をそれぞれと対対分し、機能を取立を対しております。また、数理計算上の差異各発生年度の従業員の平均残存動粉期間(10-12年)による定額法により技分した額をそれぞれと対対分し、機能を取立を対しております。また、数理計算上の差異各発生年度の従業員の平均残存動粉期間(10-12年)による定額法により技分した額をそれぞれと対対分し、発生のどことが発生の変異といるよりに対しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。を発生年度の従業員の平均残存動務期間(10-12年)による定額法により技分した額をそれぞれを発生の受害業年度から費			
から直接減額しており、その金額は48,083百万円であります。 (2)投資損失引当金投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。 (3)賞与引当金従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。 (4)退職給付引当金従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。数理計算上の差異各発生年度の従業員の平均残存勤務期間(10-12年)による定額法により按分した額をそれぞれと対分した額をそれぞれと対分した額をそれぞれ			
額は207,512百万円であります。			
(2) 投資損失引当金 投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政 状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。 (3) 賞与引当金 従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。 (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職 給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 を発生年度の従業員の平均残存勤務期間(10~年均残存勤務期間(10~年均残存勤務期間(10~日2年)による定額法により投分した額をそれぞれ り投分した額をそれぞれ 最初に対して必要と認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。また、数理計算上の差異合発生年度の従業員の平均残存勤務期間(10~12年)による定額法により投分した額をそれぞれ 発生の翌事業年度から費		額は207,512百万円でありま	
投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政 状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。  (3) 賞与引当金	(2) 机次提升引业会	·	(2) 机次提升引业会
(3) 賞与引当金 従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。 (4) 退職給付引当金 (4) 退職給付引当金(含む前払年金費用) (2業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。また、数理計算上の差異各発生年度の従業員の平均残存勤務期間(10~12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費	投資に対する損失に備えるた	, ,	, ,
(業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。  (4)退職給付引当金  (4)退職給付引当金  (4)退職給付引当金(含む前払年金費用)  (2業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。  数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異各発生年度の従業員の平均残存勤務期間(10~12年)による定額法により按分した額をそれぞれ の大きので数(10~12年)による定額法により按分した額をそれぞれ			
るため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。  (4)退職給付引当金  (4)退職給付引当金  (4)退職給付引当金(含む前払年金費用)  (英業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。  数理計算上の差異各発生年度の従業員の平均残存勤務期間(10~12年)による定額法により按分した額をそれぞれ  (4)退職給付引当金(含む前払年金費用)  (4)退職給付引当金(含む前払年金費用)  (2業員の退職給付に備えるため、送業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に対ける関権会費用)  (2要員の退職給付引当金(含む前払年金費用)  (2要員の退職給付引当金(含む前払年金費用)  (2事員の退職給付引当金(含む前払年金費用)  (2事目とはおりませを表すと記述を表すと述述を表すと記述を表すと記述を表すと記述を表すと記述を表すと記述を表すと記述を表すと表述を表すと述述を表すと記述を表すと述述を表すと述述を表すと述述を表すと表述を表すと述述を表すと述述を表すと述述を表すと述述を表すと述述を表すと述述を表すと述述を表すと述述を表すと述述を表すと述述を表すと述述を表すと述述を表すと述述を表すと述述を表述を表すと述述を表述を表すと述述を表述を表述を表すと述述を表述を表述を表すと述述を表述を表述を表すと述述を表述を表述を表すと述述を表述を	( )	(3) 賞与引当金	(3) 賞与引当金
支給見込額のうち、当中間会計 期間に帰属する額を計上しております。  (4)退職給付引当金 (4)退職給付引当金 (2)退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。。 数理計算上の差異を発生年度の従業員の平均残存勤務期間(10~12年)による定額法により按分した額をそれぞれを対して記ります。とおりたのも数では、数理計算上の差異を発生年度の従業員の平均残存動務期間(10~12年)による定額法により対分した額をそれぞれを対しております。とおりたのも数であります。 ないて発生のど業員の平均残存動務期間(10~12年)による定額法により対分した額をそれぞれを発生の選事業年度から費		同左	
#間に帰属する額を計上しております。  (4)退職給付引当金  (4)退職給付引当金  (4)退職給付引当金(含む前払年金費用)  (2業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。また、数理計算上の差異を発生年度の従業員の平均残存勤務期間(10~12年)による定額法により按分した額をそれぞれ、り接分した額をそれぞれ、よる定額法により技分し			
(4) 退職給付引当金 (24) 退職給付引当金 (24) 退職給付引当金 (24) 退職給付引当金(含む前払年 金費用) (224) 企業員の退職給付に備えるた め、当事業年度末における退職 給付債務及び年金資産の見込額 に基づき、当中間会計期間末に おいて発生していると認められ る額を計上しております。ま た、数理計算上の差異の費用処 理方法は以下のとおりであります。 な要理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間(10~ 12年)による定額法により技分した額をそれぞれ り技分した額をそれぞれ (4) 退職給付引当金(含む前払年 金費用) (224) 退職給付に備えるた め、当事業年度末における退職 給付債務及び年金資産の見込額 に基づき、当事業年度末におい て発生していると認められ る額を計上しております。ま た、数理計算上の差異の費用処 理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間(10~ 12年)による定額法により技分した額をそれぞれ り技分した額をそれぞれ			
金費用)  従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職 給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間(10~12年)による定額法により按分した額をそれぞれ か、当事業年度末における退職 給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間への一定の年数(10~12年)による定額法により按分した額をそれぞれ			
め、当事業年度末における退職   給付債務及び年金資産の見込額   に基づき、当中間会計期間末に   おいて発生していると認められ   る額を計上しております。ま   た、数理計算上の差異の費用処   理方法は以下のとおりでありま   す。   数理計算上の差異   各発生年度の従業員の   平均残存勤務期間(10~   12年)による定額法によ   り按分した額をそれぞれ   か、当事業年度末における退職   給付債務及び年金資産の見込額   に基づき、当中間会計期間末に   おいて発生していると認められ   る額を計上しております。ま   た、数理計算上の差異の費用処   理方法は以下のとおりでありま   す。   数理計算上の差異   各発生年度の従業員の   平均残存勤務期間(10~   12年)による定額法によ   り按分した額をそれぞれ   か、当事業年度末における退職   給付債務及び年金資産の見込額   に基づき、当事業年度末におい   て発生していると認められる額   を計上しております。ま   な   世計算上の差異   各発生年度の従業員の   平均残存勤務期間内の一   12年)による定額法によ   り按分した額をそれぞれ   発生の翌事業年度から費	(4) 退職給付引当金		
給付債務及び年金資産の見込額 に基づき、当中間会計期間末に おいて発生していると認められ る額を計上しております。ま た、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 す。 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の 平均残存勤務期間(10~ 12年)による定額法により按分した額をそれぞれ と続け債務及び年金資産の見込額 に基づき、当事業年度の見込額に基づき、当事業年度の見込額に基づき、当事業年度の見込額に基づき、当事業年度の見込額に基づき、当事業年度の見込額に基づき、当事業年度の見込額に基づき、当事業年度の見込額に基づき、当事業年度の見込額に基づき、当事業年度の見込額に基づき、当事業年度の日表記のは基づき、当事業年度の日表記のは基づき、当事業年度の日表記のは基づき、当事業年度の日表記のは基づき、当事業年度の日表記のは基づき、当事業年度の日本のは基づき、当事業年度の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	従業員の退職給付に備えるた	従業員の退職給付に備えるた	従業員の退職給付に備えるた
に基づき、当中間会計期間末に おいて発生していると認められ る額を計上しております。ま た、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 す。  数理計算上の差異  数理計算上の差異  各発生年度の従業員の 平均残存勤務期間(10~ 12年)による定額法により按分した額をそれぞれ  に基づき、当事業年度末におい で発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の 平均残存勤務期間への一 12年)による定額法により按分した額をそれぞれ 別按分した額をそれぞれ	め、当事業年度末における退職	め、当事業年度末における退職	め、当事業年度末における退職
おいて発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 す。  数理計算上の差異  数理計算上の差異  各発生年度の従業員の 平均残存勤務期間(10~ 12年)による定額法により按分した額をそれぞれ の対分した額をそれぞれ おいて発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の 平均残存勤務期間内の一定の年数(10~12年)による定額法により按分した額をそれぞれ			
る額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間(10~平均残存勤務期間への一下均残存勤務期間内の一定の年数(10~12年)による定額法により按分した額をそれぞれ よる定額法により按分した額をそれぞれ 発生の翌事業年度から費			
た、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。  数理計算上の差異 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間(10~12年)による定額法により按分した額をそれぞれ を、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間(10~12年)による定額法により接分した額をそれぞれ。よる定額法により按分した額をそれぞれ			
理方法は以下のとおりであります。			
数理計算上の差異数理計算上の差異各発生年度の従業員の各発生年度の従業員の各発生年度の従業員の平均残存勤務期間(10~平均残存勤務期間(10~平均残存勤務期間内の一12年)による定額法によ12年)による定額法により方した額をそれぞれよる定額法により按分し発生の翌事業年度から費	理方法は以下のとおりでありま	理方法は以下のとおりでありま	は以下のとおりであります。
平均残存勤務期間 (10~平均残存勤務期間内の一12年)による定額法によ12年)による定額法によ12年)による定額法によ定の年数 (10~12年)にり按分した額をそれぞれり按分した額をそれぞれよる定額法により按分し発生の翌事業年度から費			各発生年度の従業員の
12年)による定額法によ			平均残存勤務期間(10~
り按分した額をそれぞれ よる定額法により按分し 発生の翌事業年度から費	平均残存勤務期間(10~	平均残存勤務期間内の一	12年)による定額法によ
	12年)による定額法によ	定の年数(10~12年)に	
用処理 事業年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異に	発生の翌事業年度から費 用処理	た額をそれぞれ発生の翌 事業年度から費用処理	· ·
なお、会計基準変更時差異になお、会計基準変更時差異については、5年による按分額を			
│ ついては、5年による按分額を │ ついては、5年による按分額を │ 費用処理しております。 │ 費用処理することとし、当中間 │ 費用処理することとし、当中間 │			買用処理してありまり。 
会計期間においては同按分額に 会計期間においては同按分額に			
12分の6を乗じた額を計上して 12分の6を乗じた額を計上して			
おります。 おります。	おります。	おります。	

前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
(追加情報)		(追加情報)
当行は、確定給付企業年金法		当行は、確定給付企業年金法
の施行に伴い、厚生年金基金の		の施行に伴い、厚生年金基金の
代行部分について、平成15年9		代行部分について、平成15年9
月25日に厚生労働大臣から将来		月25日に厚生労働大臣から将来
分支給義務免除の認可を受けて		分支給義務免除の認可を受けて
おります。これに伴い、当行は		おります。これに伴い、当行は
「退職給付会計に関する実務指		「退職給付会計に関する実務指
針(中間報告)」(日本公認会		針(中間報告)」(日本公認会
計士協会会計制度委員会報告第		計士協会会計制度委員会報告第
13号)第47 - 2項に定める経過		13号)第47- 2 項に定める経過
措置を適用し、当該将来分返上		措置を適用し、当該将来分返上
認可の日において代行部分に係		認可の日において代行部分に係
る退職給付債務と年金資産を消		る退職給付債務と年金資産を消
滅したものとみなして会計処理		滅したものとみなして会計処理
をしております。		をしております。
本処理に伴う当中間会計期間		本処理に伴う当事業年度にお
における損益に与えている影響		ける損益に与えている影響額
額は、特別利益として16,038百		は、「その他の特別利益」とし
万円計上しております。		て16,038百万円計上しておりま
なお、当中間会計期間末日現		す。
在において測定された返還相当		なお、当事業年度末日現在に
額(最低責任準備金)は63,138		おいて測定された返還相当額
百万円であります。		(最低責任準備金)は70,336百
		万円であります。
(5)偶発損失引当金	(5) 偶発損失引当金	(5) 偶発損失引当金
他の引当金で引当対象とした	同左	同左
事象以外の偶発事象に対し、将		
来発生する可能性のある損失を		
見積もり、必要と認められる額		
を引き当てております。		

			前事業年度
	(自 平成15年4月1日	(自 平成16年4月1日	(自 平成15年4月1日
	至 平成15年9月30日)	至 平成16年9月30日)	至 平成16年3月31日)
7 . 外貨建資産及び負債の本	外貨建資産・負債及び海外支店	外貨建資産・負債及び海外支店	外貨建資産・負債及び海外支店
邦通貨への換算基準	勘定は、取得時の為替相場による	勘定は、取得時の為替相場による	勘定は、取得時の為替相場による
	円換算額を付す子会社株式及び関	円換算額を付す子会社株式及び関	円換算額を付す子会社株式及び関
	連会社株式を除き、主として中間	連会社株式を除き、主として中間	連会社株式を除き、主として決算
	決算日の為替相場による円換算額	決算日の為替相場による円換算額	日の為替相場による円換算額を付
	を付しております。	を付しております。	しております。
	(会計方針の変更)		(会計方針の変更)
	外貨建取引等の会計処理につき		外貨建取引等の会計処理につき
	ましては、前事業年度は「銀行業		ましては、前事業年度は「銀行業
	における外貨建取引等の会計処理		における外貨建取引等の会計処理
	に関する会計上及び監査上の取扱		に関する会計上及び監査上の取扱
	い」(日本公認会計士協会業種別		い」(日本公認会計士協会業種別
	監査委員会報告第25号。以下「業		監査委員会報告第25号。以下「業 種別監査委員会報告第25号」とい
	種別監査委員会報告第25号」とい  う)による経過措置を適用してお		個別監直安員云報告第23号」とい     う)による経過措置を適用してお
	リましたが、当中間会計期間から		リましたが、当事業年度からは、
	は、同報告の本則規定に基づき資		同報告の本則規定に基づき資金調
	金調達通貨を資金運用通貨に変換		達通貨を資金運用通貨に変換する
	する等の目的で行う通貨スワップ		等の目的で行う通貨スワップ取引
	取引及び為替スワップ取引等につ		及び為替スワップ取引等について
	いては、ヘッジ会計を適用してお		は、ヘッジ会計を適用しておりま
	ります。なお、当該ヘッジ会計の		す。なお、当該ヘッジ会計の概要
	概要につきましては、「9.ヘッ		につきましては、「9.ヘッジ会
	ジ会計の方法」に記載しておりま		計の方法」に記載しております。
	す。		この結果、従来、期間損益計算
	この結果、従来、期間損益計算		していた当該通貨スワップ取引及
	していた当該通貨スワップ取引及		び為替スワップ取引等を時価評価
	び為替スワップ取引等を時価評価		し、正味の債権及び債務を貸借対
	し、正味の債権及び債務を中間貸		照表に計上したため、従来の方法
	借対照表に計上したため、従来の		によった場合と比較して、「未収
	方法によった場合と比較して、		収益」は1,013百万円減少、「未払
	「その他資産」は6,771百万円増		費用」は2,625百万円減少、「その
	加、「その他負債」は6,714百万円		他の負債」は1,454百万円増加、そ
	増加しております。また、経常利		の他資産中の「金融派生商品」は
	益及び税引前中間純利益はそれぞ		2,268百万円増加、その他負債中の
	れ56百万円増加しております。		「金融派生商品」は2,587百万円増
	また、上記以外の先物外国為替		加、「繰延ヘッジ損失」は202百万
	取引等に係る円換算差金は、従		円増加しております。また、経常
	来、相殺のうえ「その他資産」中		利益及び税引前当期純利益はそれ
	のその他の資産又は「その他負		それ42百万円増加しております。
	債」中のその他の負債で純額表示		また、上記以外の先物外国為替
	しておりましたが、当中間会計期		取引等に係る円換算差金は、従
	間からは、業種別監査委員会報告		来、相殺のうえ「その他の資産」
	第25号に基づき総額で表示すると		又は「その他の負債」で純額表示     しておりましたが、半恵業年度か
	ともに、「特定取引資産」及び		しておりましたが、当事業年度か

「特定取引負債」中の特定金融派

生商品、「その他資産」及び「そ

の他負債」中の金融派生商品に含

めて計上しております。この変更

に伴い、従来の方法によった場合

と比較して、「特定取引資産」は

253,760百万円、「特定取引負債」

は293,380百万円、「その他資産」 は550,627百万円、「その他負債」 は511,007百万円それぞれ増加して

おります。

らは、業種別監査委員会報告第25

号に基づき総額で表示するととも

に、特定取引資産及び特定取引負

債中の「特定金融派生商品」、そ

の他資産及びその他負債中の「金

融派生商品」に含めて計上してお

ります。

	前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
			この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、特定取引資産中の「特定金融派生商品」は115,232百万円増加、特定取引負債中の「特定金融派生商品」は223,917百万円増加、その他資産中の「金融派生商品」は712,815百万円増加、その他負債中の「金融派生商品」は572,839百万円増加、「その他の資産」は41,325百万円減少、「その他の負債」は10,035百万円減少しております。
8.リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左

	1		T
	前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
	(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	(自 平成15年4月1日   至 平成16年3月31日)
9. ヘッジ会計の方法	(イ) 金利リスク・ヘッジ	(イ)金利リスク・ヘッジ	(イ)金利リスク・ヘッジ
9.119万云前60万万	(追加情報)	・ 金融資産・負債から生じる	(1) 金利サスノイベック
	金融資産・負債から生じる金	金利リスクに対するヘッジ会	金融資産・負債から生じる金
	利リスクに対するヘッジ会計の	計の方法は、「銀行業におけ	利リスクに対するヘッジ会計の
	方法は、繰延ヘッジによってお	る金融商品会計基準適用に関	方法は、繰延ヘッジによってお
	ります。前事業年度は「銀行業	する会計上及び監査上の取扱	ります。前事業年度は「銀行業
	における金融商品会計基準適用	い」(日本公認会計士協会業	における金融商品会計基準適用
	に関する会計上及び監査上の取	種別監査委員会報告第24号。	に関する会計上及び監査上の取
	扱い」(日本公認会計士協会業	以下「業種別監査委員会報告	扱い」(日本公認会計士協会業
	種別監查委員会報告第24号。以	第24号」という)に規定する	種別監査委員会報告第24号。以
	下「業種別監査委員会報告第24		下「業種別監査委員会報告第24
	号」という)に規定する経過措	************************************	
	,		号」という)に規定する経過措
	置に基づき、多数の貸出金・預金等から生じる金利にある。	については、相場変動を相殺	置に基づき、多数の貸出金・預
	金等から生じる金利リスクをデ	するヘッジについて、ヘッジ	金等から生じる金利リスクをデ
	リバティブ取引を用いて総体で	対象となる預金・貸出金等と	リバティブ取引を用いて総体で
	管理する「マクロヘッジ」を実	ヘッジ手段である金利スワッ	管理する「マクロヘッジ」を実
	施しておりましたが、当中間会	プ取引等を一定の残存期間毎	施しておりましたが、当事業年
	計期間からは、同報告の本則規	にグルーピングのうえ特定し	度からは、同報告の本則規定に
	定に基づき処理しております。	評価しております。また、キ	基づき処理しております。ヘッ
	ヘッジ有効性評価の方法につい	ヤッシュ・フローを固定する	ジ有効性評価の方法について
	ては、相場変動を相殺するヘッ	ヘッジについては、ヘッジ対	は、相場変動を相殺するヘッジ
	ジについて、ヘッジ対象となる	象とヘッジ手段の金利変動要	について、ヘッジ対象となる預
	預金・貸出金等とヘッジ手段で	素の相関関係の検証により有	金・貸出金等とヘッジ手段であ
	ある金利スワップ取引等を一定	効性の評価をしております。	る金利スワップ取引等を一定の
	の残存期間毎にグルーピングの	また、当中間会計期間末の	残存期間毎にグルーピングのう
	うえ特定し評価しております。	中間貸借対照表に計上してい	え特定し評価しております。ま
	また、キャッシュ・フローを固	る繰延ヘッジ損益のうち、	た、キャッシュ・フローを固定
	定するヘッジについては、ヘッ	「銀行業における金融商品会	するヘッジについては、ヘッジ
	ジ対象とヘッジ手段の金利変動	計基準適用に関する当面の会	対象とヘッジ手段の金利変動要
	要素の相関関係の検証により有	計上及び監査上の取扱い」	素の相関関係の検証により有効
	効性の評価をしております。	(日本公認会計士協会業種別	性の評価をしております。
	また、当中間会計期間末の中	監査委員会報告第15号)を適	また、当事業年度末の貸借対
	間貸借対照表に計上している繰	用して実施しておりました多	照表に計上している繰延ヘッジ
	延へッジ損益のうち、従来の	数の貸出金・預金等から生じ	損益のうち、従来の「マクロへ
	「マクロヘッジ」に基づく繰延	る金利リスクをデリバティブ	ッジ」に基づく繰延ヘッジ損益
	ヘッジ損益は、「マクロヘッ	取引を用いて総体で管理する	は、「マクロヘッジ」で指定し たそれぞれのヘッジ手段等の残
	ジ」で指定したそれぞれのヘッ	従来の「マクロヘッジ」に基	
	ジ手段等の残存期間・平均残存	づく繰延ヘッジ損益は、「マ	存期間・平均残存期間にわたっ
	期間にわたって、資金調達費用	クロヘッジ」で指定したそれ	て、資金調達費用又は資金運用
	又は資金運用収益等として期間	ぞれのヘッジ手段等の残存期	収益等として期間配分しており
	配分しております。	間・平均残存期間にわたっ	ます。
	なお、当中間会計期間末にお	て、資金調達費用又は資金運	なお、当事業年度末における
	ける「マクロヘッジ」に基づく	用収益等として期間配分して	「マクロヘッジ」に基づく繰延
	繰延ヘッジ損失は1,259,360百	おります。	ヘッジ損失は1,014,973百万
	万円、繰延ヘッジ利益は	なお、当中間会計期間末に	円、繰延ヘッジ利益は986,198 モエロスキルキオ
	1,239,770百万円であります。	おける「マクロヘッジ」に基	百万円であります。 
		づく繰延ヘッジ損失は853,324	
		百万円、繰延ヘッジ利益は	
		812,815百万円であります。	

前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

(口)為替変動リスク・ヘッジ

これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引等をヘッジ 手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。

また、外貨建子会社株式及び 関連会社株式並びに外貨建その 他有価証券(債券以外)の為替 変動リスクをヘッジする外貨建 有価証券の銘柄を特定し、当該 外貨建有価証券について外貨ベ ースで取得原価以上の直先負に 包括ヘッジとして繰延へッジ で時価へッジを適用しております。

なお、為替スワップに係る収益及び費用は、従来、総額表示しておりましたが、当中間会計期間より業種別監査委員会報告第25号に基づきヘッジ会計により無額表示、従来の方法によった場合に比べ、「資金運用収益」及び「経常関用」、並びに「経常収益」及び「経常費用」はそれぞれ8,036百万円減少しております。

当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

(口) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から 生じる為替変動リスクに対す るヘッジ会計の方法は、「銀 行業における外貨建取引等の 会計処理に関する会計上及び 監査上の取扱い」(日本公認 会計士協会業種別監査委員会 報告第25号。以下「業種別監 査委員会報告第25号」とい う)に規定する繰延ヘッジに よっております。ヘッジの有 効性評価の方法については、 外貨建金銭債権債務等の為替 変動リスクを減殺する目的で 行う通貨スワップ取引及び為 替スワップ取引等をヘッジ手 段とし、ヘッジ対象である外 貨建金銭債権債務等に見合う ヘッジ手段の外貨ポジション 相当額が存在することを確認 することによりヘッジの有効 性を評価しております。

> また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建 その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジ対 るため、事前にへいが対対の銘を るの外貨建有価証券のの銀達有価証券のの 特定し、当該外貨は一次で存在して について直先負債がで担びする についることとのではではでいることとのではではいいの がとして繰延へいいのはであるいいである。 いいでものではではいいであります。

前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債からを いず会計の方法は、繰延率 によっております。前事業第25 によっております。前事第第25 による経過措置を適民の目がらいる は業種別監査の目のが、 による経過当事業に基づきで は、同報告の本則規定に基づきで で行うの本則規定に通貨ス可 で行うので行うップ取引及び為替スワップ でついては、ヘッジ会計を しております。

これは、外貨建金銭債権債務 等の為替変動リスクを減殺する 目的で行う通貨スワップ取引等をへ び為替スワップ取引等をへッジ 手段とし、ヘッジ対象である外 貨建金銭債権債務等に見合うへ ッジ手段の外貨ポジションも当 額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価 するものであります。

また、外貨建子会社株式及び 関連会社株式並びに外貨建その 他有価証券(債券以外)の為替 変動リスクをヘッジするため、 事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、外貨建有価証券について外貨建有で、 ースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に 包括ヘッジを適用しております。

なお、為替スワップに係る収益及び費用は、従来、総額表示しておりましたが、当事業年度より業種別監査委員会報告第25号に基づきヘッジ会計を適よったようにより純額表示によった場合に比べ、「その他の受入利息」、並びに「経常収益」及び「経常費用」は13,254百万円減少しております。

	前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	(ハ) 内部取引等 デリバティブ取引のうち特定 取引勘定とそれ以外の勘定とそれ以外の勘定とそれ以外の勘定とそれ以外の勘になる。 ジ手段としているとのでは、る金ップをでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	(八) 内部取引等同左	(八) 内部取引等同左
10.消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処 理は、税抜方式によっておりま す。	同左	同左

# 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	(固定資産の減損に係る会計基準)	
	従来は、処分可能見込額が帳簿価額を著し	
	く下回った所有不動産について、処分可能見	
	込額と帳簿価額との差額を直接償却しており	
	ましたが、「固定資産の減損に係る会計基	
	準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設	
	定に関する意見書」(企業会計審議会平成14	
	年8月9日))及び「固定資産の減損に係る	
	会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指	
	針第6号平成15年10月31日)が平成16年4月	
	1日以後開始する事業年度から適用すること	
	を認めることとされたことに伴い、当中間会	
	計期間から同会計基準及び同適用指針を適用	
	しております。これにより税引前中間純利益	
	は8,902百万円減少しております。	

# 追加情報

前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
平成15年1月6日から施行されている「社債等の振替に関する法律」(平成13年法律第75号)に基づき発行した無券面のコマーシャル・ペーパーは、負債の部の「短期社債」として表示し、利息相当額は「資金調達費用」中短期社債利息として表示しております。なお、約束手形として発行したコマーシャル・ペーパーは、従来どおり、負債の部の「コマーシャル・ペーパー」として表示し、利息相当額は「資金調達費用」中コマーシャル・ペーパー利息として表示しております。		
	(外形標準課税) 「地方税法等の一部を改正する法律(平成 15年3月法律第9号)が平成15年3月31日に 公布され、平成16年4月1日以後開始する事業年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当中間会計期間から中間損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。	

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末(平成15年9月30日)

#### 1 . 子会社の株式及び出資総額

2,421,875百万円

なお、本項の子会社は、銀行法第2条 第8項に規定する子会社であります。

2.無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債、その他の証券に合計7.672百万円含まれております。

無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は1,676,410百万円、再貸付けに供している有価証券は10,105百万円、当中間会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは1,302,371百万円であります。

3.貸出金のうち、破綻先債権額は3,502 百万円、延滞債権額は86,573百万円であ ります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸出を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上 貸出金であって、破綻先債権及び債務者 の経営再建又は支援を図ることを目的と して利息の支払を猶予した貸出金以外の 貸出金であります。 当中間会計期間末 (平成16年9月30日)

#### 1 . 子会社の株式及び出資総額

2,364,332百万円

なお、本項の子会社は、銀行法第2条 第8項に規定する子会社であります。

2 . 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の株式、国債、その他の証券に合計29,537百万円含まれておりませ

無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は1,415,400百万円、再貸付けに供している有価証券は10,092百万円、当中間会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは628,969百万円であります。

3.貸出金のうち、破綻先債権額は4,883 百万円、延滞債権額は61,254百万円であ ります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸出を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上 貸出金であって、破綻先債権及び債務者 の経営再建又は支援を図ることを目的と して利息の支払を猶予した貸出金以外の 貸出金であります。 前事業年度末 (平成16年3月31日)

#### 1 . 子会社の株式及び出資総額

2,379,438百万円

なお、本項の子会社は、銀行法第2条 第8項に規定する子会社であります。

2 . 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「国債」、「その他の証券」に合計14.523百万円含まれております。

無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は1,317,132百万円、再貸付けに供している有価証券は10,152百万円、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは2,470,456百万円であります。

3.貸出金のうち、破綻先債権額は7,677 百万円、延滞債権額は70,992百万円であ ります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上 貸出金であって、破綻先債権及び債務者 の経営再建又は支援を図ることを目的と して利息の支払を猶予した貸出金以外の 貸出金であります。 前中間会計期間末 (平成15年9月30日)

4.貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額 は1,384百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本 又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3月以上遅延している貸出金で破綻先債 権及び延滞債権に該当しないものであり ます。

5.貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 240,040百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者 の経営再建又は支援を図ることを目的と して、金利の減免、利息の支払猶予、元 本の返済猶予、債権放棄その他の債務者 に有利となる取決めを行った貸出金で破 綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞 債権に該当しないものであります。

6.破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以 上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の 合計額は331,501百万円であります。

なお、上記3.から6.に掲げた債権 額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 7.ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の中間会計期間末残高の総額は2,021,279百万円であります。
- 8.手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は361,067百万円であります。

当中間会計期間末(平成16年9月30日)

4.貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額 は882百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本 又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3月以上遅延している貸出金で破綻先債 権及び延滞債権に該当しないものであり ます。

5.貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 222,468百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6.破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以 上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の 合計額は289,489百万円であります。

なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります

8.手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は414,318百万円であります。

前事業年度末 (平成16年3月31日)

4.貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,329百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本 又は利息の支払が、約定支払日の翌日か ら3月以上遅延している貸出金で破綻先 債権及び延滞債権に該当しないものであ ります。

5.貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 165,503百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者 の経営再建又は支援を図ることを目的と して、金利の減免、利息の支払猶予、元 本の返済猶予、債権放棄その他の債務者 に有利となる取決めを行った貸出金で破 綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞 債権に該当しないものであります。

6.破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以 上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の 合計額は245,502百万円であります。

なお、上記3.から6.に掲げた債権 額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の期末残高の総額は871,202百万円であります。
- 8.手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は347,579百万円であります。

前中間会計期間末 (平成15年9月30日)

9. 担保に供している資産は次のとおりで あります。

担保に供している資産

特定取引資產 632,430百万円 有価証券 7,357,615百万円 貸出金 693,369百万円

#### 担保資産に対応する債務

預金 178,003百万円 コールマネー 1,790,000百万円 売現先勘定 3,074,939百万円

債券貸借取引受

1,884,317百万円 日保全

入担保金

売渡手形 1,931,600百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「現金預け金」7,749百万円、「有価証券」869,327百万円及び「貸出金」396,986百万円を差し入れております。

子会社及び関連会社の借入金等のための担保提供はありません。

また、「動産不動産」のうち保証金 権利金は13,197百万円、「その他資 産」のうち先物取引差入証拠金は 14,687百万円であります。

なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替の額面金額は15,911百万円であります。

当中間会計期間末 (平成16年9月30日)

9. 担保に供している資産は次のとおりで あります。

担保に供している資産

特定取引資産 1,499,284百万円 有価証券 7,436,265百万円 貸出金 1,854,244百万円

#### 担保資産に対応する債務

預金 198,121百万円 コールマネー 755,000百万円 売現先勘定 3,793,804百万円

債券貸借取引受

2,386,276百万円 入担保金

売渡手形 2,561,000百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「現金預け金」11,556百万円、「有価証券」1,014,648百万円及び「貸出金」324,147百万円を差し入れております。

子会社及び関連会社の借入金等のための担保提供はありません。

また、「動産不動産」のうち保証金 権利金は17,374百万円、「その他資 産」のうち先物取引差入証拠金は 19,150百万円、デリバティブ取引差入 担保金は164,531百万円であります。

なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替の額面金額は19,994百万円であります。

前事業年度末 (平成16年3月31日)

9.担保に供している資産は次のとおりで あります。

担保に供している資産

特定取引資産 766,708百万円 有価証券 9,620,498百万円 貸出金 1,070,938百万円

#### 担保資産に対応する債務

預金 144,976百万円 コールマネー 1,450,500百万円 売現先勘定 3,383,963百万円 債券貸借取引受 3,751,720百万円

入担保金

売渡手形 1,726,400百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「現金預け金」6,733百万円、「有価証券」1,065,529百万円及び「貸出金」330,416百万円を差し入れております。

また、子会社、関連会社の借入金等のための担保提供はありません。

また、「その他の資産」のうちデリ バティブ取引差入担保金は167,294百 万円であります。

なお、手形の再割引は、「銀行業に おける金融商品会計基準適用に関する 会計上及び監査上の取扱い」(日本公 認会計士協会業種別監査委員会報告第 24号)に基づき金融取引として処理し ておりますが、これにより引き渡した 商業手形及び買入外国為替の額面金額 は12,379百万円であります。 前中間会計期間末(平成15年9月30日)

10.当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は25,907,625百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが22,959,009百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実 行されずに終了するものであるため、融 資未実行残高そのものが必ずしも当行の 将来のキャッシュ・フローに影響を与え るものではありません。これらの契約の 多くには、金融情勢の変化、債権の保全 及びその他相当の事由があるときには、 当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶 又は契約極度額の減額をすることができ る旨の条項が付けられております。ま た、契約時において必要に応じて不動 産・有価証券等の担保の提供を受けるほ か、契約後も定期的に予め定めている行 内手続に基づき顧客の業況等を把握し、 必要に応じて契約の見直し、与信保全上 の措置等を講じております。

- 11. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額 は、純額で繰延ヘッジ損失として「その 他資産」に含めて計上しております。な お、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額 は1,453,627百万円、繰延ヘッジ利益の 総額は1,406,360百万円であります。
- 1

12. 動産不動産の減価償却累計額

113,740百万円 -

- 13. 動産不動産の圧縮記帳額
- 6,802百万円
- 14.借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,728,584百万円が含まれております。
- 15. 社債は全額、劣後特約付社債であります。

当中間会計期間末(平成16年9月30日)

10.当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は26,376,991百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが23,186,735百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実 行されずに終了するものであるため、融 資未実行残高そのものが必ずしも当行の 将来のキャッシュ・フローに影響を与え るものではありません。これらの契約の 多くには、金融情勢の変化、債権の保全 及びその他相当の事由があるときは、当 行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又 は契約極度額の減額をすることができる 旨の条項が付けられております。また、 契約時において必要に応じて不動産・有 価証券等の担保の提供を受けるほか、契 約後も定期的に予め定めている行内手続 に基づき顧客の業況等を把握し、必要に 応じて契約の見直し、与信保全上の措置 等を講じております。

- 11. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額 は、純額で繰延ヘッジ損失として「その 他資産」に含めて計上しております。な お、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額 は1,086,500百万円、繰延ヘッジ利益の 総額は1,010,570百万円であります。
- 12.動産不動産の減価償却累計額

89.190百万円

13. 動産不動産の圧縮記帳額

2,608百万円

- 14.借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,174,261百万円が含まれております。
- 15. 社債は全額、劣後特約付社債であります。

前事業年度末 (平成16年3月31日)

10.当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は25,408,047百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが22,516,843百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実 行されずに終了するものであるため、融 資未実行残高そのものが必ずしも当行の 将来のキャッシュ・フローに影響を与え るものではありません。これらの契約の 多くには、金融情勢の変化、債権の保全 及びその他相当の事由があるときは、当 行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又 は契約極度額の減額をすることができる 旨の条項が付けられております。また、 契約時において必要に応じて不動産・有 価証券等の担保の提供を受けるほか、契 約後も定期的に予め定めている行内手続 に基づき顧客の業況等を把握し、必要に 応じて契約の見直し、与信保全上の措置 等を講じております。

- 11. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額 は、純額で「繰延ヘッジ損失」として計 上しております。なお、上記相殺前の繰 延ヘッジ損失の総額は1,221,288百万 円、繰延ヘッジ利益の総額は1,186,243 百万円であります。
- 12. 動産不動産の減価償却累計額

87.961百万円

13. 動産不動産の圧縮記帳額

2,668百万円

- 14.借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,067,930百万円が含まれております。
- 15. 社債は全額、劣後特約付社債であります。

前中間会計期間末(平成15年9月30日)

16.土地の再評価に関する法律(平成10年 3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額に ついては、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」とし て負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。

17. その他資産には、平成7年度における 日本ハウジングローン株式会社に対する 貸出金償却額376,055百万円の損金経理 につき、平成8年8月23日に東京国税局 より更正を受けたことに伴い仮納付した 追徴税額222,682百万円が含まれており ます。

当行としては、その更正理由が容認し 難いため、国税不服審判所への審査請求 棄却を経て、平成9年10月30日に更正処 分取消訴訟を東京地方裁判所に提起し、 平成13年3月2日付にて全面勝訴いたし ましたが、同年3月16日付にて東京高等 裁判所に控訴され、平成14年3月14日付 にて当行敗訴の判決を受けたことから、 同年3月27日付にて最高裁判所に対し上 告提起及び上告受理申立を行っておりま す。

また、当行としては、当行の主張は正当なものと確信しておりますが、一方で、財務の健全性の観点から保守的に134,819百万円を「偶発損失引当金」として計上しております。(中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項6.引当金の計上基準(5)偶発損失引当金参照)

当中間会計期間末(平成16年9月30日)

16.土地の再評価に関する法律(平成10年 3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額に ついては、当該評価差額に係る税金相当 額を「再評価に係る繰延税金負債」とし て負債の部に計上し、これを控除した金 額を「土地再評価差額金」として資本の 部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。

17. その他資産には、平成7年度における 日本ハウジングローン株式会社に対する 貸出金償却額376,055百万円の損金経理 につき、平成8年8月23日に東京国税局 より更正を受けたことに伴い仮納付した 追徴税額222,682百万円が含まれており ます。

当行としては、その更正理由が容認し難いため、国税不服審判所への審査請求棄却を経て、平成9年10月30日に更正処分取消訴訟を東京地方裁判所に提起し、平成13年3月2日付にて全面勝訴いたしましたが、同年3月16日付にて東京高等裁判所に控訴され、平成14年3月14日付にて当行敗訴の判決を受けたことから、同年3月27日付にて最高裁判所に対し上告提起及び上告受理申立を行っております。

また、当行としては、当行の主張は正当なものと確信しておりますが、一方で、財務の健全性の観点から保守的に131,173百万円を「偶発損失引当金」として計上しております。(中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項6.引当金の計上基準(5)偶発損失引当金参照)

前事業年度末 (平成16年3月31日)

16.土地の再評価に関する法律(平成10年 3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額に ついては、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」とし て負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方 法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

35,910百万円

17. その他資産には、平成7年度における 日本ハウジングローン株式会社に対する 貸出金償却額376,055百万円の損金経理 につき、平成8年8月23日に東京国税局 より更正を受けたことに伴い仮納付した 追徴税額222,682百万円が含まれており ます。

当行としては、その更正理由が容認し難いため、国税不服審判所への審査請求棄却を経て、平成9年10月30日に更正処分取消訴訟を東京地方裁判所に提起し、平成13年3月2日付にて全面勝訴いたしましたが、同年3月16日付にて東京高等裁判所に控訴され、平成14年3月14日付にて当行敗訴の判決を受けたことから、同年3月27日付にて最高裁判所に対し上告提起及び上告受理申立を行っております。

また、当行としては、当行の主張は正当なものと確信しておりますが、一方で、財務の健全性の観点から保守的に131,159百万円を「偶発損失引当金」として計上しております。(重要な会計方針7.引当金の計上基準(5)偶発損失引当金参照)

#### (中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

1.減価償却実施額は下記のとおりであります。

建物・動産3,645百万円その他12,232百万円

- 2. その他経常収益には、株式等売却益 127,929百万円を含んでおります。
- 3. その他経常費用には、貸倒引当金繰入 額20,731百万円、株式関係の金融派生商 品費用15,404百万円を含んでおります。
- 4.特別利益には、東京都外形標準課税訴訟の和解に伴う還付税金及び当中間会計期間未までに対応する還付加算金相当額の合計29,344百万円、厚生年金基金代行返上益16,038百万円を含んでおります。
- 5 . 特別損失には、退職給付会計導入に伴 う会計基準変更時差異の費用処理額 4,375百万円を含んでおります。

当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

1.減価償却実施額は下記のとおりであります。

建物・動産2,732百万円その他11,912百万円

- 2. その他経常収益には、株式等売却益 101,237百万円を含んでおります。
- 3. その他経常費用には、貸出金償却70,509 百万円、子会社出資金評価損15,089百万円 を含んでおります。
- 4.特別利益には、貸倒引当金純取崩額 18,007百万円を含んでおります。
- 5.特別損失には、減損損失10,119百万円、 退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差 異の費用処理額3,359百万円、動産不動産 処分損1,765百万円を含んでおります。
- 6.当中間会計期間において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)
首都圏	遊休資産	土地建物	6,684
日か固	14物件	動産	0,004
その他	遊休資産	土地建物	2 425
200世	23物件	動産等	3,435

当行の営業用資産には、減損損失の認識が必要となるものはなく、遊休資産について、当中間会計期間末時点における回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として特別損失に計上しております。減損損失を認識した遊休資産のグルーピングは、各資産を各々独立した単位としております。当中間会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額でありま

す。正味売却価額は、鑑定評価額及び売却 予定額等に基づき算定しております。 前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

1.減価償却実施額は下記のとおりであります。

建物・動産6,891百万円その他23,798百万円

- 3 . その他経常費用には、株式関係の金融 派生商品費用15,412百万円を含んでおり ます。
- 4 . 特別利益には、東京都外形標準課税訴訟の和解に伴う還付税金及び還付加算金の合計29,366百万円、厚生年金基金代行返上益16,038百万円及び偶発損失引当金純戻入額8,471百万円を含んでおります。
- 5 . 特別損失には、退職給付会計導入に伴 う会計基準変更時差異の費用処理額 7,735百万円を含んでおります。

前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

- 1. リース物件の所有権が借主に移転すると 認められるもの以外のファイナンス・リー ス取引
  - ・リース物件の取得価額相当額、減価償却 累計額相当額及び中間会計期間未残高相 当額

#### 取得価額相当額

動産 15,047百万円 その他 - 百万円 合計 15,047百万円

減価償却累計額相当額

動産8,985百万円その他- 百万円合計8,985百万円

中間会計期間末残高相当額

動産6,062百万円その他- 百万円合計6,062百万円

・未経過リース料中間会計期間末残高相当 額

1年内3,207百万円1年超6,383百万円合計9,590百万円

・当中間会計期間の支払リース料、減価償 却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料 1,744百万円 減価償却費相当額 1,804百万円 支払利息相当額 134百万円

・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各期の減価償却費相当額とする定率法によっております。

・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額 相当額との差額を利息相当額とし、各期 への配分方法については、利息法によっ ております。

- 2.オペレーティング・リース取引
  - ・未経過リース料

1年内 6,775百万円 1年超 55,162百万円 合計 61,937百万円 当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

1.リース物件の所有権が借主に移転すると 認められるもの以外のファイナンス・リー ス取引

リース物件の取得価額相当額、減価償却 累計額相当額及び中間会計期間末残高相 当額

#### 取得価額相当額

動産 15,322百万円 その他 - 百万円 合計 15,322百万円

減価償却累計額相当額

動産 10,941百万円 その他 - 百万円 合計 10,941百万円

中間会計期間末残高相当額

動産4,381百万円その他- 百万円合計4,381百万円

・未経過リース料中間会計期間末残高相当 額

1 年内 3,233百万円 1 年超 4,558百万円 合計 7,791百万円

・当中間会計期間の支払リース料、減価償 却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料1,751百万円減価償却費相当額1,536百万円支払利息相当額116百万円

・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各期の減価償却費相当額とする定率法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額 相当額との差額を利息相当額とし、各期 への配分方法については、利息法によっ ております。

- 2.オペレーティング・リース取引
  - ・未経過リース料

1 年内 6,114百万円 1 年超 39,800百万円 合計 45,914百万円 前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

- 1.リース物件の所有権が借主に移転すると 認められるもの以外のファイナンス・リー ス取引
  - ・リース物件の取得価額相当額、減価償却 累計額相当額及び期末残高相当額

#### 取得価額相当額

動産15,106百万円その他- 百万円合計15,106百万円

減価償却累計額相当額

動産 10,304百万円 その他 - 百万円 合計 10,304百万円

期末残高相当額

動産4,801百万円その他- 百万円合計4,801百万円

・未経過リース料期末残高相当額

1 年内 3,185百万円 1 年超 5,234百万円 合計 8,420百万円

・当期の支払リース料、減価償却費相当額 及び支払利息相当額

支払リース料 3,543百万円 減価償却費相当額 3,590百万円 支払利息相当額 260百万円

・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各期の減価償却費相当額とする定率法によっております。

・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額 相当額との差額を利息相当額とし、各期 への配分方法については、利息法によっ ております。

- 2.オペレーティング・リース取引
  - ・未経過リース料

1 年内 6,406百万円 1 年超 43,520百万円 合計 49,926百万円

### (有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

# 前中間会計期間末(平成15年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
関連会社株式	11,684	24,553	12,869

(注) 時価は、当中間会計期間末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいております。

# 当中間会計期間末(平成16年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
関連会社株式	11,684	28,025	16,341

(注) 時価は、当中間会計期間末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいております。

# 前事業年度末(平成16年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	   時価(百万円) 	差額(百万円)
関連会社株式	11,684	32,851	21,167

(注) 時価は、当事業年度末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいております。

# (重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	当行は、平成16年9月17日の臨時株主総会及び種類株主総会において、親会社たる株式会社みずほフィナンシャルグループの発行する株式の内容と当行の発行する株式の内容と当行の発行する株式の内容と当行の発信を図ること等を目的として、各種株式の併合を決議いたしました。当該株式併合の内容は、以下のとおりであります。 (1)普通株式1,000株を1株に併合。 (2)第二回第四種優先株式、第三回第三種優先株式、第四回第三種優先株式、第八回第五種優先株式、第八百種優先株式、第八百種優先株式、第十回第十種優先株式、第八百種優先株式、第十回第十種優先株式、第十回第十種優先株式及び第十一回第十三種優先株式200株を1株に併合。 (3)第十一回第十三種優先株式200株を1株に併合。なお、株式併合の効力発生日は、平成16年10月19日であります。	
		当行は、平成16年6月18日に、取引先である興和不動産株式会社及びその子会社である興和不動産販売株式会社と、興和不動産グループの事業再編に関し、支援にかかる協定を締結いたしました。この結果、当該取引先向け債権のうち、事業再編において会社分割により興和不動産株式会社に残存する予定の当行の貸出金は175,700百万円と見込んでおりますが、同社は今後とも事業を継続していくことから回収額が変動するため、損失負担額については現在確定しておりません。

### (2)【その他】

#### (重要な後発事象)

平成16年12月24日、最高裁判所にて、日本ハウジングローン株式会社向け貸出金償却に関する更正処分等取消訴訟につき、当行の請求を認容するとの判決を受けました。これにより、平成8年に仮納付した追徴税額222,682百万円は当行に還付されることとなります。

本件に伴い、偶発損失引当金の取崩し、還付加算金の収受、及び繰延税金資産に係る評価性引当額の取崩しによる損益に与える影響は約280,000百万円と計算されます。((1)中間財務諸表 注記事項(中間貸借対照表関係)17.参照)

# 第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1)有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第2期)(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日) 平成16年6月29日関東財務局長に提出

#### (2)訂正報告書

平成16年6月29日提出上記(1)の有価証券報告書に係る訂正報告書

平成14年12月26日提出の半期報告書に係る訂正報告書

平成15年6月26日提出の有価証券報告書に係る訂正報告書

平成15年12月25日提出の半期報告書に係る訂正報告書

平成16年6月29日提出上記(1)の有価証券報告書に係る訂正報告書

平成16年7月2日関東財務局長に提出

平成16年12月17日関東財務局長に提出

平成16年12月17日関東財務局長に提出

平成16年12月17日関東財務局長に提出

平成16年12月17日関東財務局長に提出

#### (3)臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)に基づく臨時報告書

平成16年4月1日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号(提出会社の債権につき取立不能及び取立遅延の発生) に基づく臨時報告書

平成16年6月21日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(提出会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象の発生)に基づく臨時報告書

平成16年12月27日関東財務局長に提出

#### (4)有価証券届出書及びその添付書類

劣後特約付社債の募集を対象とする有価証券届出書

平成16年7月15日関東財務局長に提出

#### (5)訂正届出書

平成16年7月15日提出上記(4)の有価証券届出書に係る訂正届出書

平成16年7月15日提出上記(4)の有価証券届出書に係る訂正届出書

平成16年7月22日関東財務局長に提出

平成16年7月26日関東財務局長に提出

# 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当ありません。

平成15年12月19日

### 株式会社みずほコーポレート銀行

取締役会 御中

# 中央青山監査法人

代表社員 関与社員	公認会計士	林 秀市郎	印
代表社員 関与社員	公認会計士	白畑 尚志	ED
代表社員 関与社員	公認会計士	佐々木 貴司	印

#### 新日本監査法人

代表社員 関与社員	公認会計士	甲良	好夫	印
代表社員 関与社員	公認会計士	小林	雅和	印
代表社員 関与社員	公認会計士	成澤	和己	ED

私ども監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほコーポレート銀行の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、私ども監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

私ども監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私ども監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。私ども監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私ども監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成 基準に準拠して、株式会社みずほコーポレート銀行及び連結子会社の平成15年9月30日現在の財政状態並びに同日を もって終了する中間連結会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フ ローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と私ども監査法人又はそれぞれの関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

<sup>(</sup>注)上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

平成16年12月22日

株式会社 みずほコーポレート銀行

取締役会 御中

### 新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	甲良	好夫	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	小林	雅和	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	成澤	和己	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	松村	直季	印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほコーポレート銀行の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みずほコーポレート銀行及び連結子会社の平成16年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

<sup>(</sup>注) 上記は、「独立監査人の中間監査報告書」の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

平成15年12月19日

### 株式会社みずほコーポレート銀行

取締役会 御中

### 中央青山監査法人

代表社員 関与社員	公認会計士	林 秀市郎	印
代表社員 関与社員	公認会計士	白畑 尚志	ED
代表社員 関与社員	公認会計士	佐々木 貴司	ED

#### 新日本監査法人

代表社員 関与社員	公認会計士	甲良	好夫	印
代表社員 関与社員	公認会計士	小林	雅和	印
代表社員 関与社員	公認会計士	成澤	和己	印

私ども監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている 株式会社みずほコーポレート銀行の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第2期事業年度の中間会計期間 (平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計 算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、私ども監査法人の責任は独立の立場から 中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

私ども監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私ども監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。私ども監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私ども監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みずほコーポレート銀行の平成15年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と私ども監査法人又はそれぞれの関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

<sup>(</sup>注)上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

平成16年12月22日

株式会社 みずほコーポレート銀行

取締役会 御中

### 新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	甲良	好夫	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	小林	雅和	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	成澤	和己	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	松村	直季	印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほコーポレート銀行の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第3期事業年度の中間会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みずほコーポレート銀行の平成16年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

<sup>(</sup>注) 上記は、「独立監査人の中間監査報告書」の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。